

大宰府条坊跡 37

—第 264 次調査—



平成 20 年
2008
太宰府市教育委員会

序

本報告書は、共同住宅建設に伴い太宰府市坂本二丁目地内にて、平成18年度に実施した大宰府条坊跡第264次調査の報告書です。

調査地域は、大宰府政庁跡の西850mほどの所に位置し、大宰府官人居住域である大宰府条坊跡内に所在しております。調査の結果、奈良時代中頃から後半にかけての掘立柱建物6棟、道路1条、井戸1基、地鎮遺構1基を検出いたしました。特筆すべきものとしては、3間×7間、2間×6間の建物占有面積が大きな建物跡や、これら建物の短期建替えが確認されたこと。また「**」と墨書された土器、漆付着土器、さらには皇朝十二銭の一つである和銅開珎12枚など、条坊内では一般的ではないものが多く確認されるなど、当該地域が持つ特異性を表現しているとともに、奈良期後半における建物群廃絶と道路侵入など、土地利用形態の大きな変化を考える上でも貴重な成果を得ることができました。

本書が、学術研究はもとより文化財への理解と認識を深める一助となり、広く活用されることを心より願います。

最後になりましたが、当該調査に対しご理解頂きました皆様をはじめ、関係諸機関の皆様方に心よりお礼を申し上げます。

平成20年8月
太宰府市教育委員会
教育長 關 敏治

例 言

1. 本書は太宰府条坊跡第264次調査の埋蔵文化財発掘調査報告書である。
2. 調査地点は太宰府市坂本2丁目101-1に所在し、調査は平成18年7月21日から同年10月2日まで実施した。調査面積は311㎡である。
3. 発掘調査は、太宰府市教育委員会の指導のもとに、㈱埋蔵文化財サポートシステムが実施した。
4. 遺構の実測の基準点は、平面直角座標系第Ⅱ系（旧日本測地系）を利用した。よって本書に示される方位は特に注記のない限りG.N.（座標北）を指している。
5. 遺構の実測図作成は毛利恒彦・中尾陽介・執行敏秀・平島義孝・松浦智が行い、遺構の写真撮影は松尾直子・平島・松浦が行った。調査地の空中写真撮影は、(株)空中写真企画（代表榎睦夫）が行った。
6. 採集した土壌サンプルの粒度分析はバリノ・サーヴェイ(株)に委託し、リン・カルシウム含量分析と柱根・井戸枠の樹種同定は㈱古環境研究所に委託した。
7. 出土した銅製品の保存処理は、NP0 法人文化財保存活用支援センターの下川可容子氏の指導のもと、松浦が行った。また、X線写真撮影は太宰府市教育委員会の城戸康利が行った。
8. 報告書作成業務は㈱埋蔵文化財サポートシステムで行った。
9. 遺物の実測は今岡一恵・松浦が行い、遺物の写真撮影は松尾・毛利・松浦が行った。
10. 遺構実測図のデジタルトレースは古賀栄子・毛利が行い、遺物実測図のデジタルトレースは古賀が行った。
11. 出土した遺物および全ての図面ならびに写真等の記録は、太宰府市教育委員会が保管している。
12. 本書に掲載される遺構番号は、以下の要領で理解される。なお遺構種別略号については、SA 柵列、SB 掘立柱建物、SD 溝、SE 井戸、SF 道路、SK 土坑、SX 小穴と性格不明遺構がある。



13. 本書で用いる分類は以下の文献に記載されている。
 - 須志器 太宰府市教育委員会 『宮ノ本遺跡Ⅱ - 竪跡編 -』太宰府市の文化財 第10集 1992年
 - 太宰府市教育委員会 『太宰府・佐野地区遺跡群14』太宰府市の文化財 第63集 2002年
 - 土師器 太宰府市教育委員会 『太宰府条坊跡Ⅱ』太宰府市の文化財 第7集 1983年
 - 製塩土器 森田勉 『焼塩壺考』『太宰府古文化論叢』下巻 吉川弘文館 1983年
 - 瓦 太宰府市教育委員会 『太宰府条坊跡Ⅱ』太宰府市の文化財 第37集 1998年
14. 遺構実測図中の土器・瓦の断面は黒塗り、石の断面は斜線で図示している。
15. 遺物実測図中の断面黒塗りは須志器で、断面斜線は瓦である。
16. 遺構・遺物写真ならびに各表については、付属のCD-ROMに収録している。
17. 出土した基石については、遺物実測図に掲載していないので、遺物文章・計測表には、fig番号ではなく、遺物写真を掲載しているCD-ROMの写真番号を付けて用いている。
18. 本書の執筆は主に松浦が行い、それ以外の執筆担当は目次に記している。なお編集は毛利の協力のもと松浦が行った。

目次

第1章 位置と歴史環境	1
第2章 調査にいたる経過と調査体制	
1. 調査にいたる経過	(中島恒次郎) 4
2. 調査組織	4
3. 調査および整理方法	5
第3章 調査の概要	
1. 基本層位	6
2. 遺構	6
奈良時代の遺構	
(1) 掘立柱建物	6
(2) 井戸	18
(3) 溝	20
(4) 土坑	21
(5) 小穴および性格不明遺構	21
平安時代の遺構	
(1) 柵列	22
(2) 溝	22
(3) 道路	24
(4) 小穴	24
3. 出土遺物	
奈良時代の出土遺物	
(1) 掘立柱建物	24
(2) 井戸	36
(3) 溝	41
(4) 土坑	43
(5) 小穴と性格不明遺構	44
平安時代の出土遺物	
(1) 柵列	45
(2) 溝	46
(3) 小穴	48
(4) 土層	48
第4章 自然科学分析	
1. 大宰府条坊跡第264次調査における自然科学分析	(樹古環境研究所) 49
2. 大宰府条坊跡第264次調査に伴う粒度分析	(バリノ・サーヴェイ) 51
第5章 第264次調査出土の所謂「地鎮具埋納遺構」と「地縄張り」について〈予察〉	
(九州歴史資料館 参事 馬田弘稔)	52
第6章 まとめ	65

附表

- 遺構番号台帳
- 瓦計測表
- 土器計測表
- 出土遺物一覧表

写真図版

- Pl. 1・2

報告書抄録

CD-ROM

- 遺構・遺物写真 (PDF データ)
- 各表 (Excel データ)
 - 基石計測表
 - 遺構番号台帳
 - 瓦計測表
 - 土器計測表
 - 出土遺物一覧表

第1章 位置と歴史環境

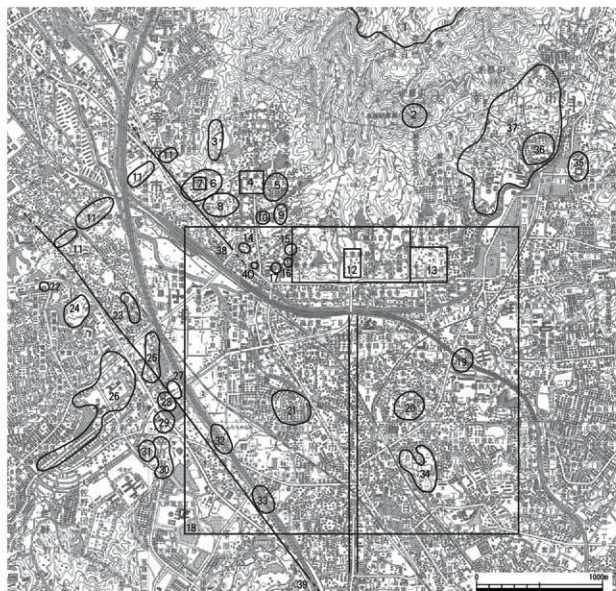
今回調査を行った大宰府条坊跡第264次調査地点は行政区画上の坂本地区にあり、太宰府市の北西部に位置している。坂本地区の地形（太宰府教委、2002）は、太宰府市の東部にある四王寺山から、西方に向かって緩やかに傾斜する低丘陵地で、標高は28m前後を測る。地質は花崗岩類の基盤岩で形成されている。坂本地区の西側には脊振山系の牛頭低山地から東方に向かって緩やかに傾斜する丘陵地があり、この両丘陵に挟まれる形で、北の福岡平野と南の筑紫平野とを隔てる二日市低地帯がある。調査地点はこの両丘陵が最も接近している部分に当たる。また太宰府市内を流れる鷺田川・大佐野川など多くの河川がこの地点で御笠川と合流し、博多湾まで流れている。以下坂本地区を中心とした太宰府北西部の歴史環境について述べる。

今回の調査地点は鏡山条坊案（鏡山、1966）の右郭三・四条七坊にあり、条坊北西部に位置している。条坊内の古墳時代以前の遺跡は、大宰府条坊の整備・開発に伴う掘削や整地によって大きく削平されており、わずかな遺物が包含層から出土する程度である。これまでの周辺調査では、大宰府政庁跡や条坊跡第16次調査で、旧石器時代の石器が少量ではあるが包含層から出土しており、古くからの人々の活動が認められる。弥生時代になると条坊周辺の国分・佐野地区や高雄・峯地区などの低丘陵地で集落が形成されるようになり、特に中期になると遺跡数が著しく増加する。北側に位置する春日丘陵地帯は奴国の中心と考えられており、南側の筑紫野・小郡丘陵地帯とともに中期には「クニ」レベルの大規模集落が形成される。両者間では交易による人や土器などの移動が頻繁に行なわれており、中間に位置する太宰府でもこれらの影響下で各地に集落が形成されるようになったと考えられる。本調査地点の北側にある国分松本遺跡からは中期の甕棺墓群が確認されている。古墳時代になると、前期の集落が同じく国分松本遺跡で確認されており、後期以降になると来木古墳群、陣ノ尾古墳群などの群集墳が造営されるようになる。

天智天皇2（663）年に白村江の戦いで、日本が唐・新羅連合軍に敗退したのを契機に、大宰府が現在地に設置され、その防衛施設として、北の四王寺山に大野城、南の基山に基肆城、北西に水城、西に小水城が築造されている。8世紀になると律令制下において大宰府政庁を中心に条坊の整備が行われるようになる。「所」や「司」と平安期に呼ばれる官衙施設や観世音寺をはじめとする古代寺院の創建、市場の形成など大規模な都市的空間が形成されたことが今までの発掘調査で確認されている。大宰府は、古代を通じての対外交渉や西海道諸国に対する内政統括、海辺防備のための軍事的機能等を持っていたと考えられる。

調査地点の東側には大宰府政庁と蔵司・不丁官衙地区がある。発掘調査では奈良・平安時代の大型掘立柱建物や礎石建物・条坊道路とそれに伴う側溝・建物造営に伴う地鎮遺構などが確認され、遺構から木簡や墨書土器・中国産輸入陶磁器・石帯など特殊な遺物が数多く出土している。近隣の水城小学校内からは「遠賀團印」が出土しており、周辺に軍団に伴う官衙施設が所在した可能性が考えられる。調査地点の南辺には大宰府と京を結ぶ大路で、水城東門を經由する東官道が走ると想定されており、人や交易品・租税物の移動が著しい大宰府の交通の要所であったと考えられる。調査地点北側の条坊外の周辺状況を見てみると、天平13(741)年に公布された国分寺造立の詔によって創建された筑前国分寺は、発掘調査で塔や金堂・講堂・回廊跡などが確認されている。8世紀後半段階には造営され、金堂に関しては12世紀まで機能したと考えられている。また筑前国分寺の西方には同時期に創建されたと推定される筑前国分尼寺があり、発掘調査の結果、南門とみられる掘立柱建物や外郭線を示すと考えられる溝が確認されている。今回の調査地点の東方、大宰府政庁跡と筑前国分寺跡の間の低丘陵地帯では来木瓦

窯・来木北瓦窯・松倉瓦窯・坂本瓦窯などの窯跡群が確認されている。作業時期は窯によって異なるが10世紀から12世紀にかけてで、「佐」銘の生産者の「屋号」を刻んだと考えられる文字瓦が出土しているのが特徴である。これらの瓦窯群が条坊内の一地域に集中して分布していることや、文字瓦が大宰府政庁や月山官衙地区・筑前国分寺などから出土していることから窯群を含めた近辺一帯は官営工房地帯であったと考えられる。



- | | | | |
|------------|-----------------|-----------|-------------------|
| 1. 大野城跡 | 11. 水城跡 | 21. 市ノ上遺跡 | 31. 殿城戸遺跡 |
| 2. 岩屋城跡 | 12. 大宰府政庁跡 | 22. 神ノ前窯跡 | 32. 剣塚遺跡 |
| 3. 陣ノ尾遺跡 | 13. 観世音寺 | 23. 原口遺跡 | 33. 唐人塚遺跡 |
| 4. 筑前国分寺跡 | 14. 松倉瓦窯 | 24. 藤振遺跡 | 34. 塚遺跡 |
| 5. 辻遺跡 | 15. 来木北瓦窯 | 25. 前田遺跡 | 35. 太宰府天満宮（安楽寺） |
| 6. 国分松本遺跡 | 16. 来木古墳群・瓦窯 | 26. 宮ノ本遺跡 | 36. 浦城跡 |
| 7. 筑前国分尼寺跡 | 17. 漆賀団印出土地 | 27. 鶴川遺跡 | 37. 原遺跡 |
| 8. 国分千足町遺跡 | 18. 大宰府桑坊跡（鶴山案） | 28. フケ遺跡 | 38. 推定東官道 |
| 9. 御笠団印出土地 | 19. 君畑遺跡 | 29. 尾崎遺跡 | 39. 推定西官道 |
| 10. 坂本瓦窯 | 20. 般若寺跡 | 30. 脇道遺跡 | 40. 大宰府桑坊跡第264次調査 |

Fig. 1 太宰府市周辺遺跡分布図 (S = 1/30,000)

大宰府政庁の終焉に関しては政庁跡の調査成果から、律令制度の崩壊に伴い11世紀中頃に廃絶したと考えられている。徐々に大宰府自体が都市として機能しなくなり、11世紀後半から12世紀前半頃には条坊内の各建物は廃絶されるようになる。それ以降は条坊に代わって太宰府天満宮の前進となる安楽寺周辺が門前町として中世以降栄えるようになる。

調査区の経緯度（世界測地系）は、北緯33°30′39″、東経130°30′33″である。

【参考文献】

- 鏡山猛 『大宰府都城の研究』風間書房 1968年
 太宰府市 『太宰府市史 考古資料編』 1992年
 太宰府市 『太宰府市史 環境資料編』 2001年

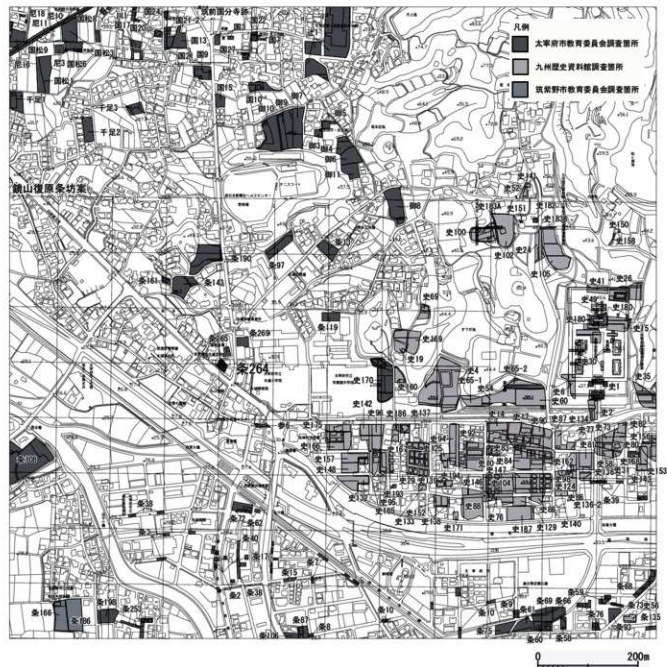


fig. 2 周辺調査実績図 (S=1/7,500)

第2章 調査にいたる経過と調査体制

1. 調査にいたる経過

坂本2丁目101-1における埋蔵文化財取扱いに関する問い合わせは、平成10年度より太宰府市教育委員会文化財課（以下「本市教委」と記載）になされていたが、平成18年2月に具体化し、共同住宅建設に先立つ取扱いの有無に関する事前協議が開始された。当該地は周知の遺跡としての大宰府条坊跡内にあり、埋蔵文化財包蔵地として取扱いが生じる点を説明し、その規模についての確認調査を平成18年3月7日に実施することで地権者である大田金満氏と合意した。確認調査を実施した結果、現地表下約0.8mに埋蔵文化財が確認され、遺構面数1面、密度はさほど高いものではないものの、個別遺構記録が必要なものが多いと判断された。建設計画について文化財保護法第93条に基づく申請が平成18年6月2日になされ、審議の結果、埋蔵文化財が破壊されると判断されたため、記録保存としての発掘調査が必要との回答が、福岡県教育委員会よりなされた。この回答を受け、本市教委は発掘調査に関する具体的な協議を行い、原因者負担金による調査を行うことで合意した。調査期間は平成18年7月21日から平成18年10月2日、開発対象面積879.9㎡、調査面積311㎡である。発掘調査は、建設事業計画と本市教委の調査計画が整合しなかったため、平成10年文化庁次長通達（平成10年9月29日付）庁保記第75号）ならびに「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」に基づき、本市教委を委託者とする調査委託事業として実施することで、地権者と合意し、(株)埋蔵文化財サポートシステムを受託者として発掘調査を実施した。委託監理を本市教委の中島恒次郎が行い、調査ならびに整理作業は(株)埋蔵文化財サポートシステム調査部の松浦智を主担当に、毛利恒彦を副担当として実施した。なお委託監理にあたっての基準は、下記諸基準ならびに本市教委作成の指針を使用している。

【基準及び指針】

文化庁（2004）『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての基準』

福岡県教育委員会教育長通知（平成15年9月11日付15教文調第84号）『九州地区埋蔵文化財発掘調査基準』

福岡県教育委員会教育長通知（平成18年9月21日付18教文第4168号）『九州地区埋蔵文化財発掘調査基準』の一部改正について』

太宰府市教育委員会（2001）『太宰府市における埋蔵文化財調査指針（2001年9月改正）』

2. 調査組織

調査・整理を実施した平成18年度および平成20年度の調査組織は以下のとおりである。

太宰府市文化財課 調査組織年度別一覧

（平成18／2006年度）

総括	教育長	關 敏治			
庶務	教育部長	松永栄人	調査	主任主査	城戸康利
	文化財課長	齋藤廣之			山村信榮
	保護活用係長	久保山元信			中島恒次郎
	調査係長	永尾彰朗		技術主査	井上信正
	主任主査	齋藤実貴男		主任技師	高橋 学
		吉原慎一（7月1日～）			宮崎亮一
事務主査	大石敬介（～6月30日）		技師（嘱託）	柳 智子 下高大輔	

(平成 20 / 2008 年度)

総括	教育長	關 敏治			
庶務	教育部長	松田幸夫	調査	主任主査	城戸康利
	文化財課長	齋藤廣之			山村信榮
	保護活用係長	菊武良一			中島恒次郎
	調査係長	永尾彰朗		技術主査	井上信正
	主任主査	吉原慎一		主任技師	高橋 学
		齋藤実貴男			宮崎亮一
				技師 (嘱託)	柳 智子
					下高大輔
					大塚正樹

(株)埋蔵文化財サポートシステム 調査組織

社長	川谷昭彦
副社長	廣瀨一夫
調査部部长	下山 覚 (～平成 19 年 3 月 30 日)
調査部次長	城野一郎 (平成 19 年 4 月 1 日～)
福岡支店長	松尾直子
調査部技師	松浦 智
福岡支店技師	毛利恒彦
福岡支店技師	江頭英樹 (～平成 18 年 9 月 30 日)
福岡支店技師	執行敏秀 (～平成 18 年 10 月 31 日)
福岡支店技師	中尾陽介
福岡支店技師	平島義孝

現地調査から報告書作成にあたっては、下記の方々のご協力を頂いた。

片田清子、加藤美智子、高田幸雄、橘田知恵子、堤末子、中島さく江、前原光恵、松尾千代子、松延広喜、松村智子、天本加代子、今岡一恵、上田光子、山内由美、藤井文子、永利郁乃

また、馬田弘絵氏 (九州歴史資料館)、清水範行氏・舌間悟氏 (宮若市教育委員会)、小鹿野亮氏 (筑紫野市教育委員会)、河合英夫氏・北平朗久氏 (㈱玉川文化財研究所) よりご指導・助言を頂いた。ここに記して感謝の意を表します。

3. 調査および整理方法

調査および整理方法については、『太宰府・佐野地区遺跡群 I』(太宰府市の文化財第 14 集 1989)、『太宰府市における埋蔵文化財調査指針』(太宰府市教育委員会 2001 年 9 月改正)に基づいている。

なお今回の調査では掘立柱建物 6 棟を検出したが、調査序盤では 311 m² という狭い調査面積に対し、建物の柱穴が密集しており掘立柱建物遺構の認定が困難であったため、各柱穴に対して個別の遺構番号 (S-番号) を付与して、遺物の取り上げを行ったものがある。調査中盤で建物遺構の認定ができるようになり、それ以降に関しては上記の『調査指針』に基づいて重要度の高い遺構として 5 の倍数の遺構番号 (S-番号) を付与して、遺物の取り上げを行った。そのため整理・報告書作成段階で遺構番号を変更するものがあり、このことに関しては遺構番号台帳を参照していただきたい。

第3章 調査の概要

1. 基本層位 (fig. 3)

調査区の土層は3層に大別できる。1層は現代の整地土層である。2層は黒褐色土で、層厚0.3mを測る旧耕作土層である。3層は灰黄褐色土の部分的に残る床土で、厚さ0.1m前後の非常に薄い層である。この層を除去すると地山面に達する。地山面には黄灰色砂質土と明黄褐色粘質土の2種類があり、ともに花崗岩風化土である。遺構確認面は1面で、奈良・平安時代の遺構が検出されている。遺構検出時の遺物取上げ用土色名は茶褐色土である。標高は28m前後を測り、調査区の地形は北東から南西方向にかけて緩やかに傾斜している。

2. 遺構 (fig. 4・40 PL. 1)

調査区南側は調査前に存在した建物の基礎によって大きく攪乱を受けているが、調査区中央から北側にかけては遺構が集中している。今回確認した主要遺構は奈良時代の掘立柱建物6棟、井戸1基、地鎮遺構1基と奈良時代末から平安時代前期にかけての東西道路とそれに伴う側溝2条、柵列1条である。遺構の切り合い関係は道路側溝が掘立柱建物群の柱穴を切っている。

奈良時代の遺構

(1) 掘立柱建物 (PL. 1)

検出した掘立柱建物跡は6棟で、柱穴相互の切り合い関係と配置から数度の建て替えが行われていたことがわかる。遺物は、柱痕の確認検出時に掘り方内を一段掘り下げた際に出土したものと、柱抜き取り痕・掘り方出土のものに分けられ、それぞれに遺物取上げ用土色名を付けている。切り合っている柱穴の埋土が非常に類似しており、柱痕確認検出時に出土した遺物に関しては両方の遺物を混同している可能性がある。また、掘立柱建物の認定を終了した時点で、各柱穴に付けていた個別の遺構番号を整理したために、遺構番号が変更・欠番になったものがある。柱痕と柱抜き取り痕の定義であるが、柱の周囲を掘り込んだり、柱を倒したりしたと考えられる痕跡や、柱痕の埋土に地山の黄色土ブロックや遺物等を含み、明らかに柱を抜いたと判断できるものに関しては、柱痕とは別に柱抜き取り痕として分類している。

264SB020 (fig. 4・5～7・40)

調査区の中央から北側にかけて展開する2間×3間の東西棟の側柱建物で、264SA045の柱穴に切られ、264SB070の柱穴を切る。建物の梁行方向はN1°25'56"Wで、ほぼ真北である。柱穴間総距離(柱心々間)を測る。以下特に注記しない場合は同様)は梁行4.58m、桁行7.86m、各柱間の平均距離は梁行2.20m、桁行2.62mを測る。柱穴掘り方には平面正方形プランと円形プランを呈するものがあり、径0.6～0.9m、深さ0.3～0.5mを測る。柱痕は柱穴a～c・iで確認し、柱抜き取り痕は柱穴d～g・iで確認している。柱穴f・iでは、柱や建物の修理などに伴い、一度柱穴を掘り返して柱を抜いた後に、また柱を立てている。この2つの柱穴に関しては、柱を建て直す際に柱の下に石などを置く基礎固めの工法を行っており、他の柱穴とは異なる。柱穴hは土層からは立て直しの痕跡を確認できなかったが、柱穴fは根石、柱穴h・iは根石と平瓦片を用いている。根石は主に厚みのある平らな花崗岩礫を使用している。柱穴iでは粘土で地固めを行い、その上に柱を立てた痕跡を確認した。また柱穴6基から計8点の碁石が出土している。遺物は上層より暗茶褐色土(柱痕検出時)、暗灰色土(柱抜き取り痕)、暗茶灰色土(柱穴掘り方の埋土)の順で土色名を付して取り上げている。

264SB060 (fig. 4・8・9・40)

調査区の中央で検出した3間×4間以上の東西棟の側柱建物で、建物の梁行方向はほぼ真北である。264SD005に切れ、264SB070・075の柱穴を切る。北隣の条坊第265次調査では梁行真北軸上に桁行6間の掘立柱建物265SB025を確認しており、これと同等規模の建物が想定される。柱穴柱間総距離は梁行5.82m、桁行9.42m以上、各柱間の平均距離は梁行1.94m、桁行2.37mを測る。柱穴掘り方には平面正方形プランと円形プランを呈するものがあり、径0.7~1.2m、深さ0.3~0.6mを測る。柱痕は柱穴b~eと柱穴g~jで確認し、柱抜き取り痕は柱穴aで確認した。柱穴i・jの柱痕からは柱根片が出土している。柱穴i出土の柱根片は樹種同定の結果、スギと同定された。また264SB020と同様に柱穴6基から計9点の基石が出土しており注目される。遺物は、上層より灰黄褐色土(柱痕検出時)、暗灰色土(柱抜き取り痕)、灰褐色土(柱穴掘り方の埋土)の順で土色名を付して取り上げている。

264SB070 (fig. 4・10・11・40)

調査区の中央で検出した3間×7間の南北棟の側柱建物で、264SD005や264SB060・075の柱穴に切られている。建物の桁行方向はN1°08'45"Eでほぼ真北である。柱穴柱間総距離は梁行5.40m、

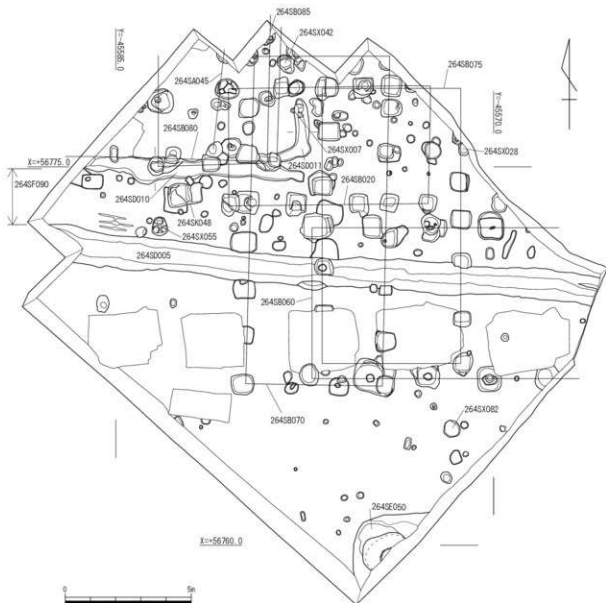


fig. 4 大宰府条坊跡第264次調査遺構全体図 (S=1/150)

桁行 12.96 m、各柱間の平均距離は梁行 1.8 m、桁行 1.89 m を測る。柱穴掘り方には平面方形プランと楕円形プランを呈するものがあるが、前者が大半を占める。柱痕は柱穴 $b \sim d \cdot f \cdot h \cdot k \cdot m \cdot r$ で確認し、柱の抜き取り痕は柱穴 $e \cdot g \cdot l \cdot n \sim q$ で確認した。柱穴 $b \cdot g \cdot m \cdot n \cdot p \cdot q$ では柱の下には厚みのある花崗岩質の平石を根石として用いている。柱穴 o は柱の基礎として須恵器甕片と平瓦片を重ねていた。遺物は、上層より暗茶褐色土（柱痕検出時）、暗灰色土（柱抜き取り痕）、暗褐色土（柱穴掘り方の埋土）の順で土色名を付して取り上げている。

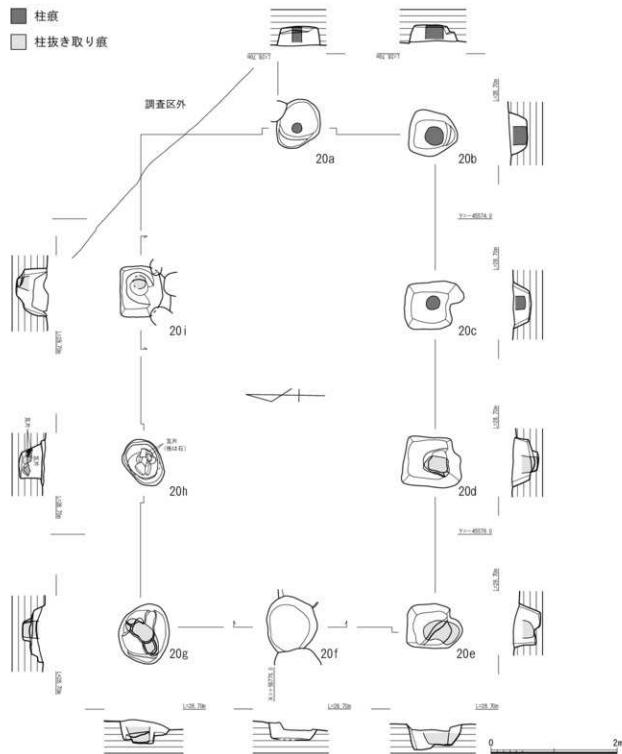


fig. 5 264SB020 実測図 (S = 1/60)

264SB075 (fig. 4・12・13・40)

調査区の中央で検出した2間×6間の南北棟の側柱建物で、264SD005や264SB060の柱穴に切られ、264SB070の柱穴を切る。柱穴kは未確認だが、264SB060の柱穴gによって削平されたものと考えられる。建物の桁行方向はN0°49'06"Wでほぼ真北である。柱穴柱間総距離は梁行5.52m、桁行10.90m、各柱間の平均距離は、梁行2.76m、桁行1.83mを測る。柱穴掘り方には平面方形プランと楕円形プランを呈するものがあるが、264SB070同様、前者が大半を占める。柱痕は柱穴b・c・e・f・l・mで確認した。径0.6~0.9m、深さ0.1~0.8mを測る。遺物は、上層より暗茶褐色土(柱痕検出時)、暗灰色土(柱抜き取り痕)、暗褐色土(柱穴掘り方の埋土)の順で土色名を付けて取り上げている。

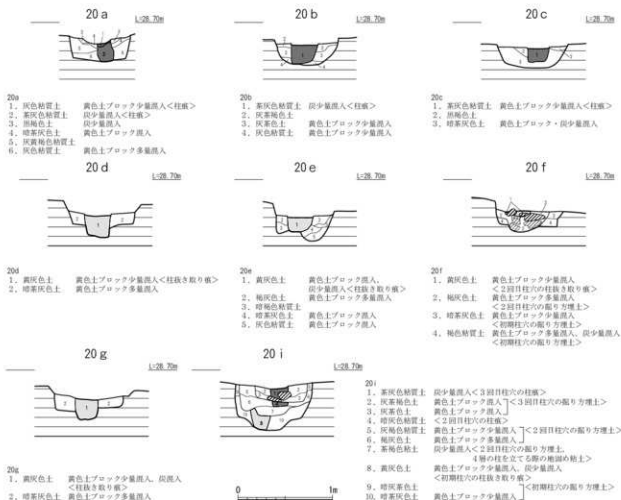


fig. 6 264SB020 土層実測図 (S=1/40)

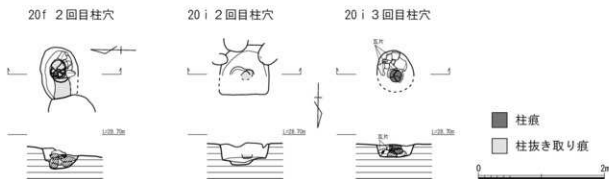


fig. 7 264SB020i 2・3回目柱穴、020f 2回目柱穴実測図 (S=1/60)

264SB080 (fig. 14)

調査区の北西部で検出した2間以上×3間以上の東西棟側柱建物で、264SD010や264SB020・264SA045の柱穴に切られ、264SB085の柱穴を切る。建物の梁行方向はN3°48'51"Eで若干東に振れている。柱穴掘り方には平面正方形プランと楕円形プランを呈するものがあり、径0.3～0.7m、深さ0.1～0.5mを測る。柱痕は柱穴a・cで確認した。遺物は、上層より暗茶褐色土(柱痕検出時)、暗灰色土(柱抜き取り痕)、灰褐色土(柱穴掘り方の埋土)の順で土色名を付して取り上げている。

264SB085 (fig. 15)

調査区北西部で検出した2間×2間以上の南北棟の側柱建物で、264SD010や264SA045・264SB070・080の柱穴に切られる。建物の桁行方向はほぼ真北である。柱穴柱間総距離は梁行4.30m、桁行4.96m、各柱間の平均距離は梁行2.15m、桁行2.48mを測る。柱穴掘り方には平面方形プランと楕円形プランを呈するものがあり、径0.5～1.0m、深さ0.4～0.5mを測る。柱痕は柱穴a・b・d～fで確認し、柱抜き取り痕は柱穴cで確認した。柱穴bでは柱を安定させる為に、平瓦片を根固めとして使用している。遺物は、上層より暗茶褐色土(柱痕検出時)、暗灰色土(柱抜き取り痕)、灰褐色土(柱穴掘り方の埋土)の順で土色名を付して取り上げている。

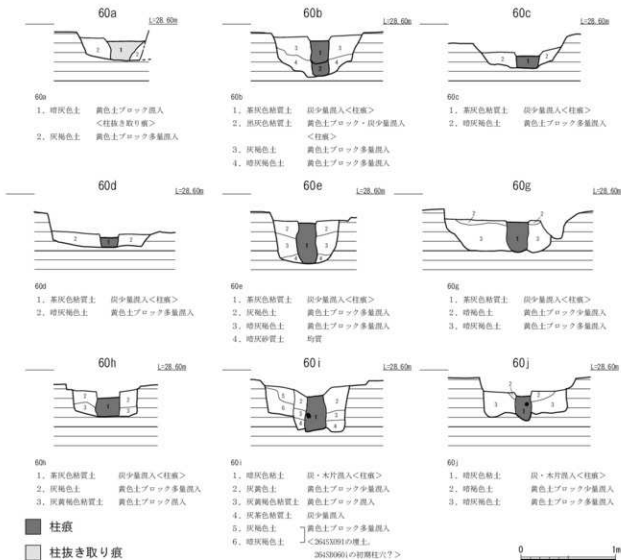


fig. 9 264SB060 土層実測図 (S = 1/40)

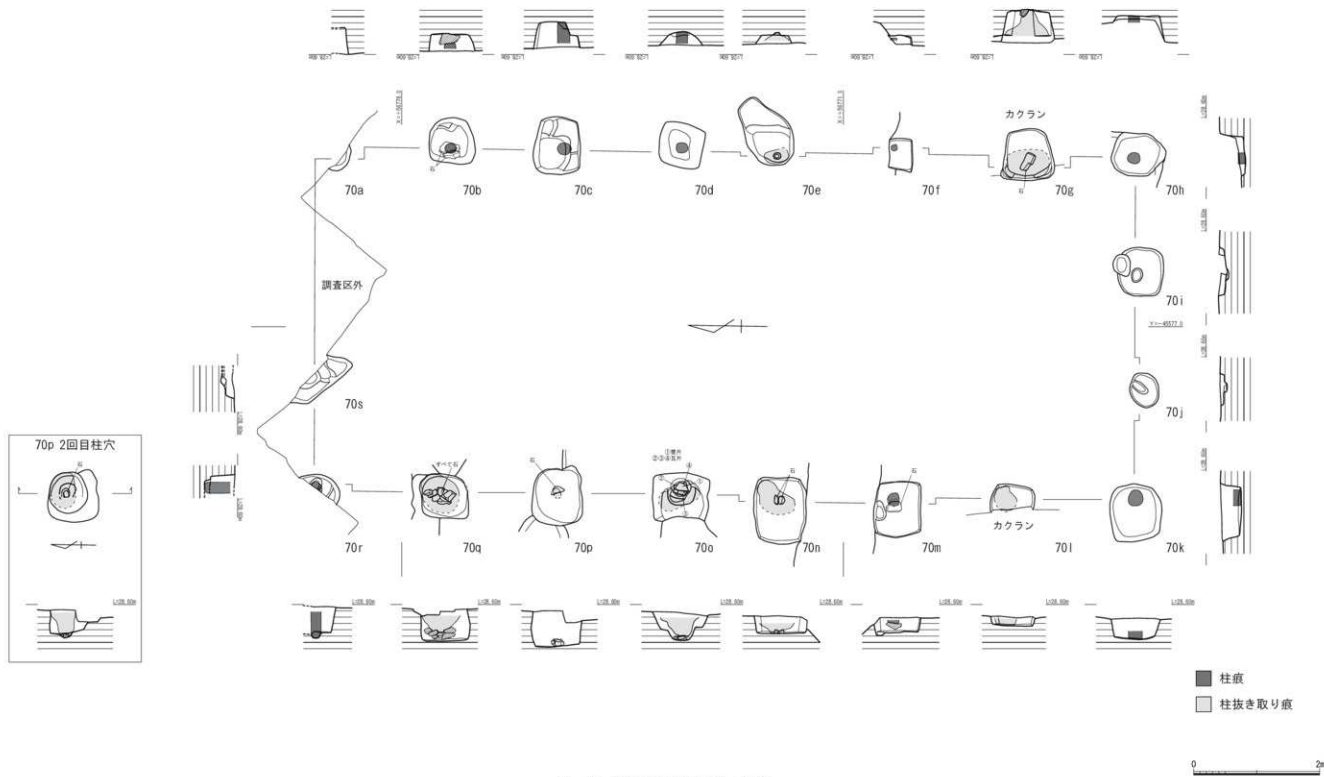


Fig. 10 264SB070 実測図 (S = 1/60)

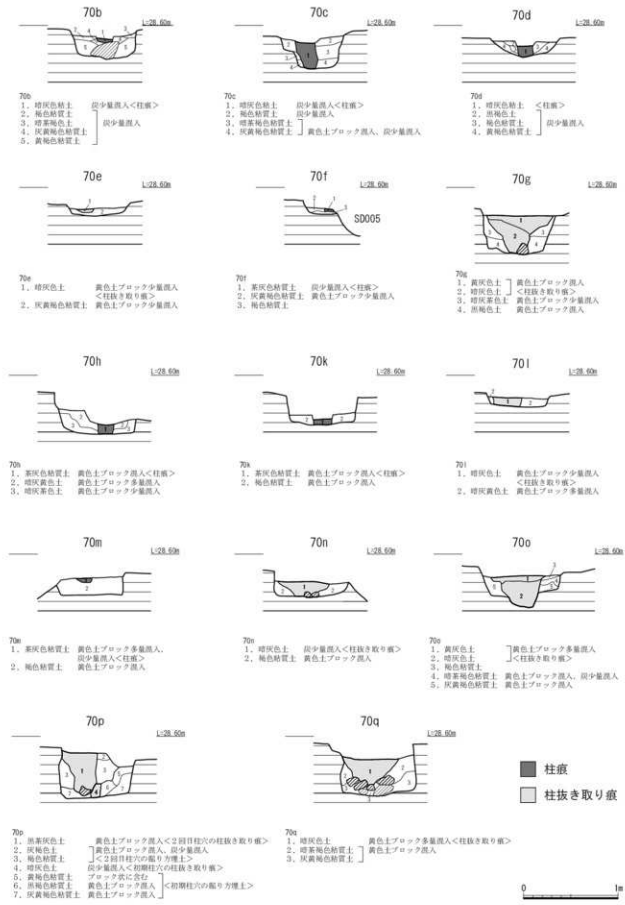


fig. 11 264SB070 土層実測図 (S = 1/40)

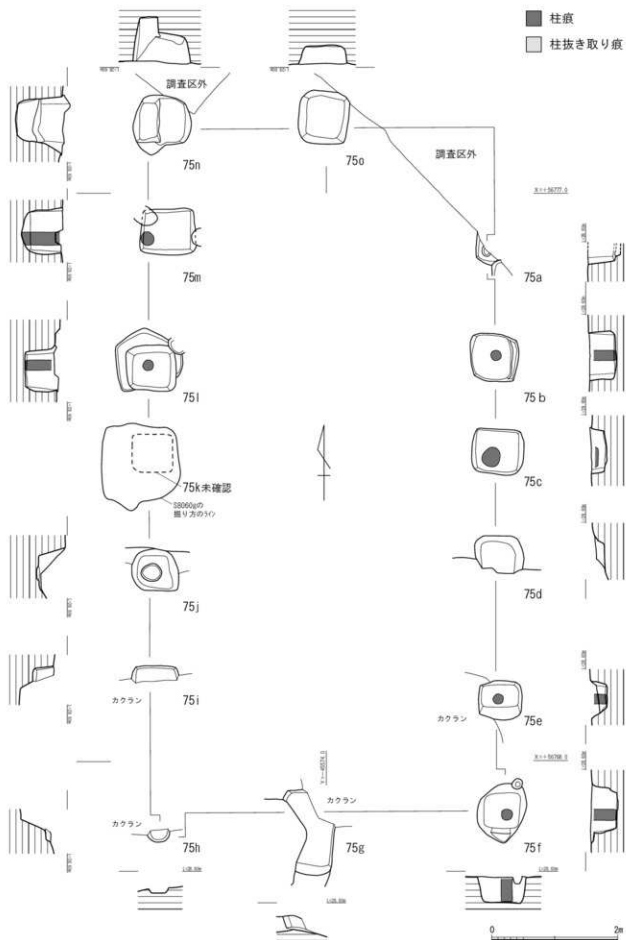
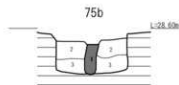
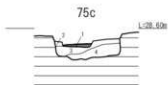


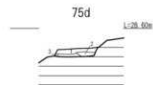
fig. 12 264SB075 実測図 (S = 1/60)



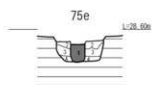
- 75b
1. 暗灰色粘土 炭少量混入<柱状>
 2. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 3. 黒褐色土 黄色土ブロック少量混入



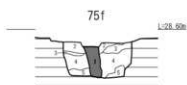
- 75c
1. 暗灰色粘土 炭少量混入<柱状>
 2. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 3. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 4. 黒褐色土 黄色土ブロック少量混入



- 75d
1. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 2. 黄褐色粘質土 炭少量混入
 3. 褐色粘質土



- 75e
1. 黄灰色粘質土 炭少量混入<柱状>
 2. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 3. 褐色粘質土
 4. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入



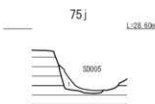
- 75f
1. 黄灰色粘質土 黄色土ブロック 炭少量混入<柱状>
 2. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 3. 黄褐色粘質土 ブロック状に含む
 4. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 5. 褐色粘質土



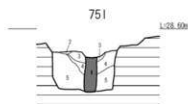
- 75g
1. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入



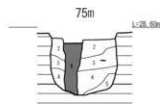
- 75i
1. 黄褐色粘質土 均質
 2. 灰黄褐色土
 3. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入



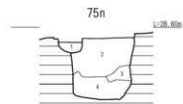
- 75j
1. 黒灰色土 黄色土ブロック混入



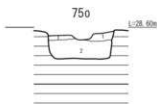
- 75l
1. 暗灰色粘土 炭少量混入<柱状>
 2. 黒褐色土 黄色土ブロック少量混入
 3. 灰褐色土 黄色土ブロック少量混入
 4. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 5. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入



- 75m
1. 暗灰色粘土 炭少量混入<柱状>
 2. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 3. 灰黄褐色土 黄色土ブロック混入
 4. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 5. 黄褐色粘質土 ブロック状に含む



- 75n
1. 褐色土 黄色土ブロック少量混入 <264SB075eを切るビット>
 2. 暗褐色土 黄色土ブロック少量混入
 3. 黄褐色粘質土 ブロック状に含む
 4. 黒褐色土 黄色土ブロック少量混入



- 75o
1. 黒褐色土 黄色土ブロック少量混入
 2. 黒灰色土 黄色土ブロック混入



fig. 13 264SB075 土層実測図 (S = 1/40)

(2) 井戸

264SE050 (fig. 4・16・40)

調査区の南側で検出した井戸で、試掘トレンチに大きく切られる。調査区外へ延びている平面方形プランと考えられる。プランの軸は掘立柱建物の柱穴軸と一致すると考えられ、検出された二辺は各々東西方向、南北方向を示している。残存長軸 4.12 m、深さは $2.36\text{ m} + \alpha$ を測り、掘り方は二段掘りである。検出面から 1.2 m 掘り下げた地点で、丸太の中を削り抜いて使用した井戸枠を確認した。井戸枠の材質はスギ (P49 参照) で、長さ $0.9\text{ m} + \alpha$ 、径 $0.7 \sim 0.8\text{ m}$ を測る。上方より下方にむかい径が大きくなり、厚さは 0.08 m 前後である。井戸枠の外側は手斧状の工具で樹皮を剥ぎ取った痕跡が明確に残っている

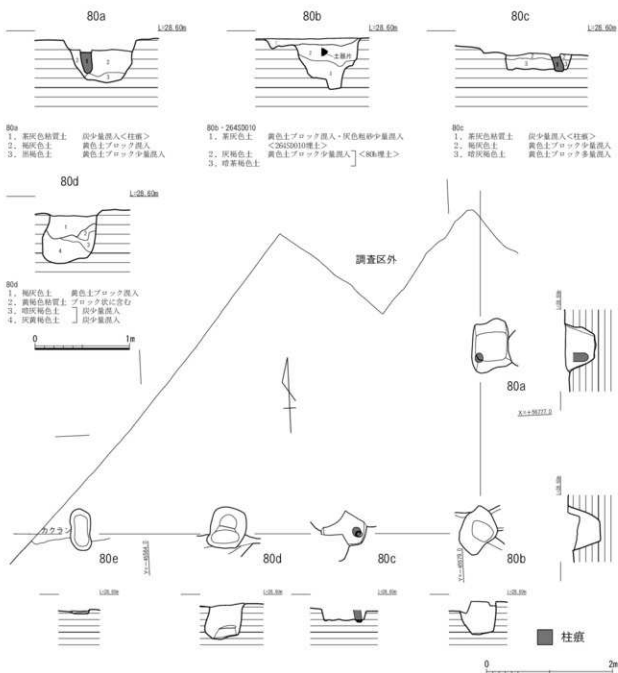


fig. 14 264SB080 実測図 (S = 1/60) 土層実測図 (S = 1/40)

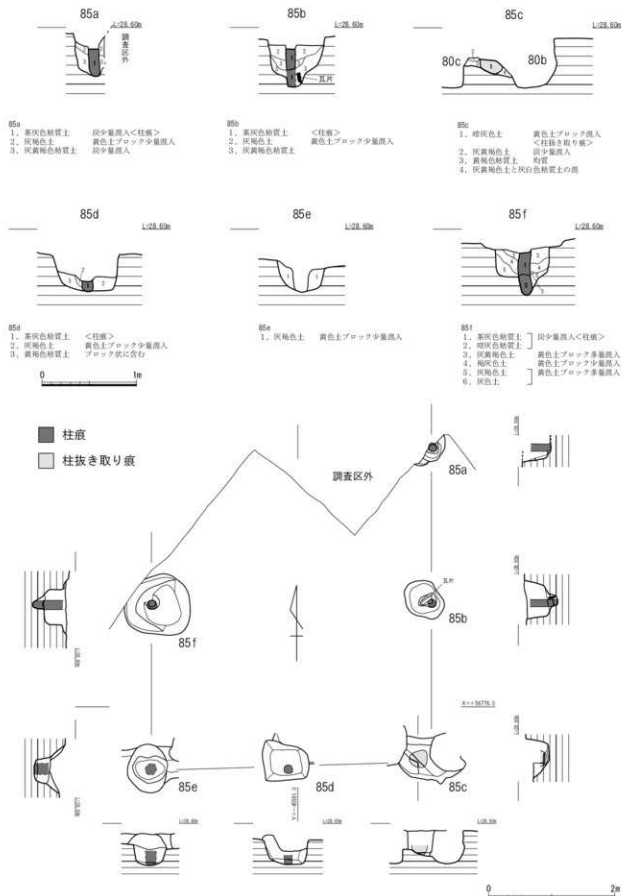


fig. 15 264SB085 実測図 (S = 1/60)・土層実測図 (S = 1/40)

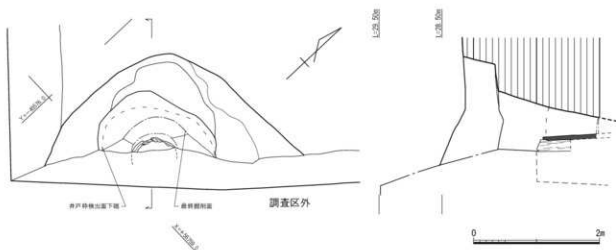


fig. 16 264SE050 実測図 (S = 1/60)



fig. 17 264SD011 実測図 (S = 1/40)

るが、内面は使用等に伴い、剥離・摩耗が著しく、丸太を加工した工具の痕跡は確認できなかった。井戸桝の構造についてであるが、土層を観察してみると、試掘トレンチによって大きく攪乱されているものの、標高 27.30 m の地点で下部構造にあたる丸太井戸桝の立ち上がりプランが止まり、そこで段がつき、上部構造と考えられる井戸桝の立ち上がりプランが認められ、径 1.2 m 前後の方形桝や円形桝があったと想定される。標高 27.20 m 地点より下層は裏込め土の粘性が強く、また丸太井戸桝の残存状態から当時の湧水レベルはこのあたりであったと考えられる。井戸桝内から畜車が 2 点出土しており、廃絶時に祭祀が行われたと考えられる。遺物は、上層より茶灰色土（井戸検出時）、暗灰色粘土（井戸桝内）、灰褐色土（裏込め土）の順で土色名を付して取り上げている。

(3) 溝

264SD011 (fig. 4・17・40)

調査区中央で確認した溝状遺構で、264SD010 に切られる。長さ 2.8 m + α、幅約 0.69 m、深さは最深で 0.31 m を測る。遺物は上層から暗褐色土、暗灰色土の順で土色名を付して取り上げている。

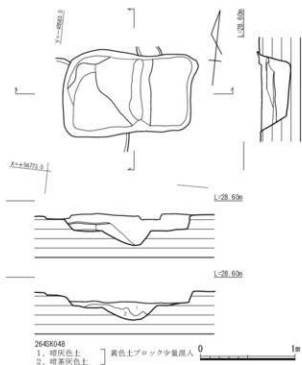


fig. 18 264SK048 実測図 (S = 1/40)

(4) 土坑

264SK048 (fig. 18)

調査区西側で検出した二段掘りの土坑で、S-57 を切る。平面長方形プランを呈し、長軸 1.36 m、短軸 0.91 m、深さ 0.32 m を測る。

(5) 小穴および性格不明遺構

264SX007 (fig. 4・40)

調査区北側で検出した小穴で、264SD011 に切られる。径 0.20 m、深さ 0.05 m を測る。

264SX042 (fig. 19)

調査区北側で検出した柱穴で、264SB070 の柱穴 s に切られる。S-43 とともに調査区外に展開する掘立柱建物や柵列の柱穴になる可能性が考えられる。平面楕円形プランを呈し、長軸 0.85 m、短軸 0.6 m、深さ 0.32 m を測る。土層から一度柱を抜き取り、さらに柱を立てた痕跡を確認した。

264SX055 (fig. 20 PL. 2)

調査区西側で検出した土坑である。平面楕円形プランを呈し、長軸 0.74 m、短軸 0.63 m、深さ 0.31 m を測る。土坑内には土師器の把手付甕 1 点、甕 2 点、小壺 1 点が正立した状態で据えられており、さらに甕の内外より銅銭の出土がみられた。甕 3 点に関しては正立しやすいように床面に 0.1 m 前後の小穴が掘られていた。出土した銅銭は全部で 12 枚で、把手付甕の中から 4 枚が重なった状態 (fig. 20-⑥) で検出された。また土坑内には別に銅銭 8 枚が出土しており、その内 4 枚は重なった状態 (fig. 20-②) で出土している。出土した銅銭内の 7 枚は皇朝十二銭の「和同開珎」である。本遺構は今回の調査で確認した掘立柱建物に伴う地鎮遺構と考えられる。土坑の中心座標は X = +56772.63、Y = -45583.22 である。なお、上記の土器 4 点内から土壌サンプルを採取し、自然科学分析を行った。(P50 参照)

264SX082 (fig. 19)

調査区南東側で検出した柱穴である。平面円形プランを呈し、径 0.68 m、深さ 0.36 m を測る。柱痕より柱の径は 0.14 m 程度と考えられる。この柱穴は掘立柱建物や柵列の柱穴として調査区外の南東側に展開する可能性が考えられる。

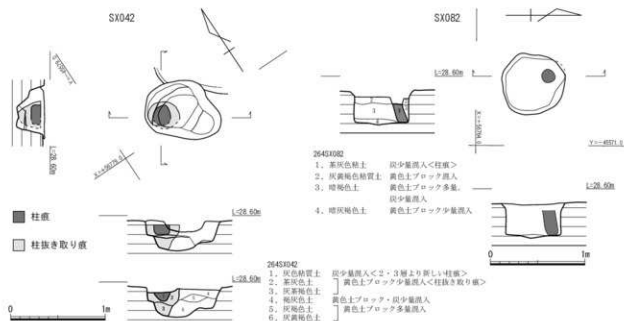


fig. 19 264SX042、SX082 実測図 (S = 1/40)

平安時代の遺構

(1) 柵列

264SA045 (fig. 21)

調査区の北西部で検出した柵列で、264SB020の柱穴を切る。調査区外に延びる可能性が考えられる。検出長4.01m、柱間2.00mで、主軸はN9°55'34"Eで東に振れており、周囲で検出した掘立柱建物群の柱穴軸とはやや異なる。柱穴は平面楕円形プランを呈しており、柱痕は柱穴b・cで確認した。柱穴bから平瓦の凹面を根固めとして柱に当てて固定させた痕跡を確認した。遺物は、上層より灰茶色土(柱痕検出時)、暗灰色土(柱痕)、灰褐色土(柱穴掘り方の埋土)の順で土色名を付けて取り上げている。

(2) 溝

264SD005 (fig. 4・22・40)

調査区の中央部を東西に横断する溝で、264SB070や264SB075の柱穴を切る。調査区の北西側で検出した264SD010も264SD005と並行しながら東西方向に走っており、両者が対となる東西道路264SF090の側溝になると考えられる。長さ22m+α、最大幅1.38m、深さは最深で0.48mを測る。掘り方の断面は緩やかなU字状をなす。溝の主軸はE4°34'26"Sでやや南東方向に振れている。調査区の両

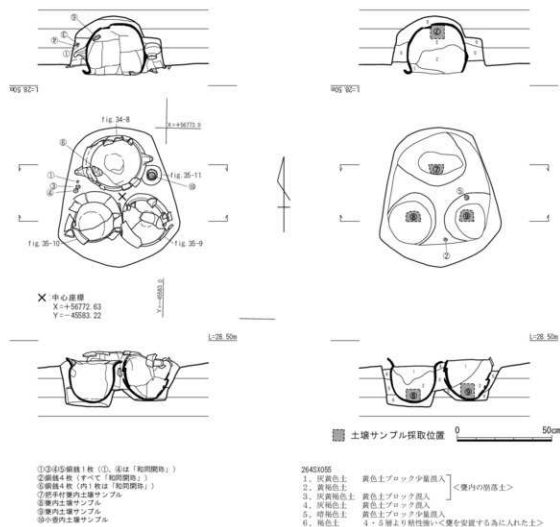


fig. 20 264SX055実測図 (S = 1/20)

端の溝底のレベル差は0.22 mあり、東側から西側に向かって緩やかに傾斜している。また溝の主軸方向で土層を観察した結果、下層の青灰色砂層で東から西側に向かって階段状に水が流れ下っている痕跡を確認できた。なお、青灰色砂層中から土壌サンプルを採取し、粒度分析を行った。(P51 参照) また、上層は黄色土ブロックや遺物の混入が多いことと径0.3 m大の石を数個含むなどの状況から、人為的に埋め戻され、腐絶したものと考えられる。遺物は上層から茶灰色土、暗灰褐色土、暗灰色砂、暗茶色粘土の順で土色名を付けて取り上げている。茶灰色土は平安時代前期の遺物を含むが、暗灰色砂以下は奈良時代の遺物のみ出土している。

264SD010 (fig. 4・23・40)

調査区の西側で264SD005に並行する形で検出した溝で、調査区の中央で途切れている。264SB080と264SB085の柱穴を切る。長さ8.6 m + α、最大幅1.02 m、最深0.15 mを測り、264SD005と比較する

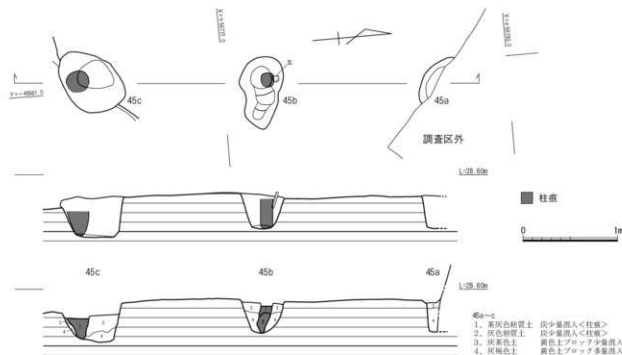


fig. 21 264SM045 実測図 (S = 1/40)

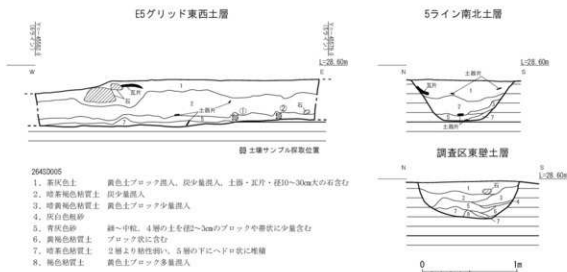


fig. 22 264SD005 土層実測図 (S = 1/40)

と掘り方は浅く雑な印象がある。主軸はE2° 8' 51" Sでわずかに南東方向に振れている。遺物は上層から茶灰色土、褐色土の順で土色名を付けて取り上げている。

(3) 道路

264SF090 (fig. 4)

調査区を東西方向に横断し、それに伴う道路側溝として南に264SD005、北に264SD010が並列している。両溝間の路面部分の幅は2.80 mである。道路の主軸方向はE3° 21' 1" Sでやや南東方向に振れている。路面に関して特に硬化している状況は観察できなかった。

(4) 小穴

264SX028 (fig. 4・40)

調査区北東側で検出した小穴で、264SB075aの柱穴を切る。調査区壁に一部かかるが、平面楕円形プランを呈し、長軸0.51 m、短軸0.35 m + α、深さ0.47 mを測る。

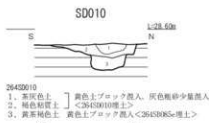


fig. 23 264SD010 実測図 (S = 1/40)

3. 出土遺物

掘立柱建物や柵列等の柱穴から出土する遺物に関しては、以下の手順で取上げている。

a. 遺構・柱痕検出時に出土

柱穴に関しては、柱痕や柱抜き取り痕の検出、柱穴相互の切り合い関係の確認作業のために、一段掘り下げて再検出を行った。しかし、柱穴埋土の土色、土質や出土遺物の時期が類似していたことから、建物築造の前後関係を把握することは困難であった。この層の出土遺物に関しては、切り合う別の柱穴の遺物の混入や、柱抜き取り痕と掘り方の遺物が混入している可能性がある。「検出時」の土色名を付けて遺物の取上げを行った。以下「検出時」で略す。

b. 柱抜き取り痕から出土

柱を抜き取った直後に埋没した遺物で、建物廃絶時の時期を示す資料である。「柱抜き取り痕」の土色名を付けて遺物の取上げを行った。この層からも遺物がわずかながら出土している（出土遺物一覧表参照）が、小破片ばかりで図示できる遺物はない。

c. 掘り方から出土

建物築造時に、柱穴の床面に柱の下部を入れて立て、その周りに土を入れ、埋め戻して柱を固定する際に一緒に混入した遺物で、「柱穴掘り方の埋土」の土色名を付けて遺物の取上げを行った。この土色名の出土遺物の中で最も新しい時期の遺物が、建物築造時の下限時期を示している。

奈良時代の出土遺物

(1) 掘立柱建物

264SB020 出土遺物 (fig. 24・25、写真 77、tab. 1)

264SB020a 暗茶褐色土 (検出時)

須恵器

皿×坏 (1) 摩耗が著しく、調整は不明である。焼成は不良で、瓦質化している。色調は内外面とも灰白色を呈する。

土師器

蓋 4 (2) 口縁端部の面取りは行われておらず、丸みを有している。

264SB020a 暗茶灰色土（掘り方）

須恵器

蓋 c (3) 天井部外面を回転ヘラ削りするもので、ボタン状のつまみが貼付けられている。

壺蓋 (4) 口縁部から天井部にかけての破片で、口縁端部を回転ナデで平坦に仕上げている。色調は内外面ともに灰色で、胎土の芯はにぶい橙色を呈する。

坏 (5) 口縁部から体部にかけての破片で、口縁端部は青灰色化しており、体部外面に灰かぶりの痕跡が認められる。

土師器

坏 c × 皿 c (6) 復元高台径 14.1 cm を測り、短い高台が貼付けられている。

石製品

基石 (7) 表面の状態は良好で、使用等による摩耗痕は認められない。石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB020b 暗茶褐色土（検出時）

石製品

基石 (8・9) 使用等による摩耗痕は認められない。ともに石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB020c 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

皿 c (10) 口縁部から底部にかけての破片で、底部外面に高台を貼付けた痕跡が認められる。体部内外面とも回転ナデで調整されている。

土師器

蓋 3 (11) 口縁部片で、回転ナデによって端部の面取りを行い、内面には沈線が認められる。焼成は良好で、色調は外面が橙色、内面は橙色～にぶい黄橙色を呈する。

皿 (12) 口縁部から体部にかけての破片である。内外面とも摩耗が著しく、調整は不明である。

264SB020c 暗茶灰色土（掘り方）

須恵器

蓋 3 (13～16) 口縁部片で、13～15 は端部内外面の面取りが丁寧に行われているのに対し、16 の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。13 の内面には沈線が認められる。胎土は微細な白色砂粒を少量含む、13～15 は黒色粒、16 は褐色粒を少量含む。

坏 (17～20) 17 は坏 a で、復元口径 14.6 cm、器高 3.1 cm を測る。底部外面は回転ヘラ切り後不定方向のナデ調整を行い、体部と口縁部は回転ナデで仕上げている。19・20 は小破片で傾きが不確実である。皿の可能性も考えられる。20 の口縁部内外面にはススが付着している。

鉢 (21) 口縁部から体部にかけての破片で、復元口径 20.0 cm を測る。口縁端部は回転ナデで平坦に仕上げられており、口縁部と体部の境は緩やかに屈曲している。

土師器

蓋 3 (22・23) ともに口縁端部の面取りを行っている。22 の表面は摩耗が著しく、焼成も不良で、色調は外面灰白色、内面は浅黄橙色を呈する。23 は外面にミガキ a を施しており、胎土は微細な黒色粒・金雲母・角閃石を少量含む。

坏 (24～28) 24 は高台を有する坏 c で、復元高台径 9.2 cm を測る。体部は内湾しながら立ち上がっている。器面の摩耗が著しく、胎土に微細な褐色粒・金雲母を少量含む。25～27 は底部から体部にかけて丸みを有する坏 d で、25 は復元口径 13.1 cm、器高 3.2 cm、復元底径 6.6 cm を測る。25・27 は胎土に微細な

金雲母を少量含む。28は傾きが不確実で皿の可能性も考えられる。27・28以外は焼成不良で、色調は浅黄橙色や灰白色を呈する。

皿 a (29～32) 29は復元口径20.4cm、器高1.9cm、復元底径16.2cmを測る。30・31の器壁は厚手であるのに対し、29は薄手である。29・31の内外面はミガキ a によって仕上げられている。また29・30の内外面には油煙の痕跡が認められることから、灯明皿の可能性が考えられる。

小壺 (33) 短頸壺の破片で、肩部は内側に強く屈曲し、口縁部は短く直立している。焼成はやや不良で、色調は外面が灰黄褐色、内面は橙色を呈する。

264SB020d 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 3 (34・35) 端部内外面の面取りは、34が丁寧に行われ、断面三角形を呈するのに対し、35は丁寧ではなく、やや丸みを有している。ともに焼成は良好である。

坏 c (36) 高台は底部端よりもやや内側に貼付けられている。焼成は良好である。

皿 (37) 口縁部から体部にかけての小破片で、傾きが不確実である。坏の可能性も考えられる。外面は体部上位まで回転ヘラ削り調整を行っており、口縁部と体部内面は回転ナデで仕上げている。

壺 (38) 底部片で、高台径16.7cmを測る。外面は回転ヘラ削り後ナデ調整で仕上げている。焼成は良好で、色調は内外面ともに灰色を呈する。底部内面には白色物質が斑点状に付着している。

土師器

蓋 (39～41) 39・40は蓋3で、39は口縁端部の面取りを丁寧に行い、40はやや雑に行っている。41は蓋4である。口縁端部の面取りは未調整で、丸味を有する。

坏 (42) 口縁部の小破片である。体部外面は回転ナデ調整後ミガキ a によって仕上げている。

石製品

基石 (43) 表面の状態は良好で、使用等による摩耗痕は認められない。石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB020d 暗茶灰色土（掘り方）

須恵器

蓋 (44～47) 44はボタン状のつまみで、やや瓦質化している。45～47は蓋3で、口縁端部の面取りを行っている。端部の断面形態は45が小さくしっかりした三角形を呈するのに対し、46・47は三角形があまり肥厚せず、内面がわずかに凹むもので、退化的特色を呈するものである。47は残存高3.0cmを測り、天井部外面は回転ヘラ削り後回転ナデ調整で仕上げている。口縁部外面には重ね焼きをしたと考えられる粘土付着痕が認められる。

坏 (48～50) 3点とも体部から口縁部にかけての破片で、外方に直線的に開いている。瓦質化しており、色調は灰白色～灰色を呈する。

土師器

坏 d (51) 底部から体部下半にかけての破片で、内湾しながら立ち上がっている。体部外面下半には回転ヘラ削りの痕跡が認められる。内面に漆と思われる付着痕跡が認められる。

皿 (52～54) 52は皿 a で内外面ともにミガキ a を施している。54に関しては小破片であり、傾きが不確実で坏の可能性も考えられる。

煮炊具 (55) 外反している口縁部片で、形態から甕や甔の可能性が考えられる。外面には指頭痕が残存し、内外面をヨコナデで仕上げている。内外面ともにススの付着が認められる。

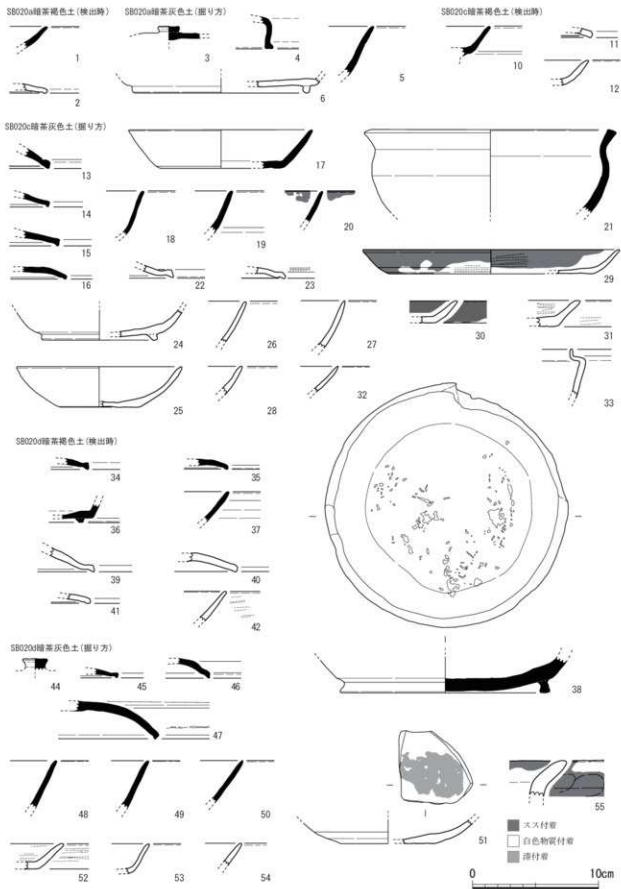


fig. 24 264SB020 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

264SB020e 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 3（56・57）口縁端部の面取りは、56 が丁寧であるのに対し、57 は雑なナデ調整で行っており、やや丸みを有している。

土師器

小坏 c(58) 体部に向かってやや丸みを持ちながら立ち上がる。体部の調整は外面に回転ヘラ削りを行い、内面を回転ナデで仕上げている。

石製品

基石（59・60）表面の摩耗痕は認められない。ともに石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB020f 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

坏（61・62）61 は口縁部から体部にかけての破片で、やや外方に開きながら直線的に立ち上がる。器面は摩耗が著しく、調整は不明である。62 は坏 c で、内外面とも回転ナデで仕上げている。還元は不良で、瓦質化している。

土師器

小甕（63）口縁部片でわずかに外反する。内面はヘラ削り調整を行い、二次焼成によるススの付着が認められる。

264SB020g 暗茶灰色土（掘り方）

須恵器

蓋 3（64～66）3点とも口縁端部の面取りを丁寧に行っており、断面三角形を呈する。64・65 の焼成・還元はやや良好で、瓦質化している。

264SB020h 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 c（67）天井部の破片で、扁平な擬宝珠状のつまみを有する。外面は回転ヘラ切り後回転ナデ、内面は不定方向のナデで仕上げている。

坏（68）口縁部から体部にかけての破片で、外方に開きながら直線的に立ち上がっている。内外面とも回転ナデで仕上げている。

264SB020i 暗茶灰色土（掘り方）

須恵器

蓋 3（69・70）ともに口縁部から天井部にかけての破片である。口縁端部の面取りは、69 が丁寧に行われているのに対し、70 はやや粗く行われている。69 は口縁部の外面には重ね焼きを行ったと考えられる粘土付着痕が認められる。

土師器

甕（71）口縁部が弱く外反し、器壁はやや厚めで、1.3cm を測る。内面には指頭痕とススの付着が認められ、ヨコナデで仕上げている。胎土に微細な金雲母を少量含む。

石製品

基石（72）使用等による摩耗痕は認められない。石材は石英を含む蛇紋岩の可能性が高い。

264SB020h

瓦

平瓦（73）側縁部の破片である。凸面には縄叩き、凹面には布目痕と横骨痕が認められ、両面ともこれ

らの調整を一部ナデ消している。側縁部の面取りはヘラ削り後横方向のナデで調整しており、側縁の形状より大宰府分類B2b類に該当する。焼成は良好、還元はやや不良で、土師質化している。

264SB020i 暗茶灰色土 (掘り方)

須恵器

坏c×皿c (74) 底部片で、小型の低い高台を底部と体部の境よりやや内側に貼り付けている。胎土には微細な茶色粒と黒色粒を少量含む。

鉢b (75) 口縁部上端は回転ナデ調整によって平坦に仕上げられている。内面に指頭痕が認められる。焼成は良好で、色調は外面が灰白色、内面は灰色を呈する。

石製品

基石 (76) タテ1.8cm、ヨコ1.6cm、厚さ0.5cmを測るやや大型のものである。側面がやや摩耗している。石材は石英を含む蛇紋岩である。

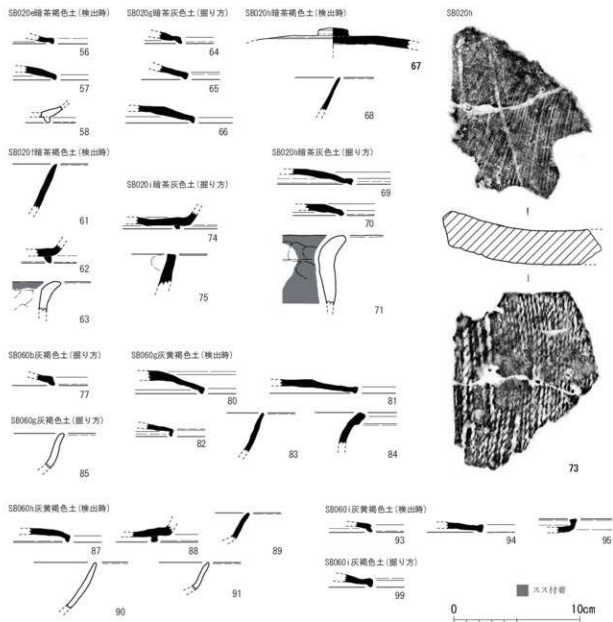


fig. 25 264SB020・264SB060 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

264SB060 出土遺物 (fig. 25, 写真 78, tab. 1)

264SB060b 灰褐色土 (掘り方)

須恵器

蓋 3 (77) 口縁端部の面取りを丁寧に行っている。焼成は良好で、色調は内外面ともに灰色を呈する。

石製品

碁石 (78) 表面がやや摩耗している。石材は石英を含む蛇紋岩である。

264SB060d 灰黄褐色土 (検出時)

石製品

碁石 (79) 表面の摩耗痕は認められない。石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB060g 灰黄褐色土 (検出時)

須恵器

蓋 3 (80 ~ 82) 80・81 は口縁部から天井部にかけての破片で、口縁端部内外面には丁寧な面取りが行われ、断面三角形に整えている。82 は口縁部を短く折り曲げ、それから面取りを行っている。天井部外面の調整は、80 に回転ヘラ削り、81 に回転ヘラ切り調整があり、80 の外面全体に灰かぶりの痕跡が認められる。

坏 (83) 口縁部から体部にかけての破片で、内外面ともに回転ナデが認められる。

甕 (84) 口縁部片で、端部が断面台形状に肥厚している。

264SB060g 灰褐色土 (掘り方)

土師器

皿 (85) 口縁端部はわずかに外反している。体部内外面は摩耗が著しいため、調整は不明である。焼成はやや不良で、色調は内外面ともにぶい黄橙色～橙色を呈する。

石製品

碁石 (86) 表面の状態は良好で、摩耗痕は認められない。石材は石英を含む蛇紋岩である。

264SB060h 灰黄褐色土 (検出時)

須恵器

蓋 3 (87) 口縁端部には丁寧な面取りが行われ、断面三角形を呈する。

坏 c (88) 高台は低く、端部は内側にやや膨張している。

皿 (89) 体部はわずかに外反しながら立ち上がる。

土師器

大坏 d (90) 体部は丸みを有している。器面の摩耗が著しく、焼成は不良である。

皿 (91) 口縁部から体部にかけての破片で、わずかに外反しながら立ち上がる。

264SB060h 灰褐色土 (掘り方)

石製品

碁石 (92) 表面の摩耗痕は認められない。石材は石英である。

264SB060i 灰黄褐色土 (検出時)

須恵器

蓋 3 (93・94) ともに口縁部片で、端部の面取りは丁寧に行っている。93 は端部先端がやや外反し、94 の口縁端部は断面三角形を呈する。

高坏 (95) 口縁部を上方に折り曲げており、端部上端を平坦に仕上げている。

石製品

碁石 (96 ~ 98) 3 点とも使用等による摩耗痕は認められない。石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB060i 灰褐色土（掘り方）

須恵器

蓋 3（99）口縁部片で、端部内外面の面取りは丁寧に行われている。焼成・還元はともにやや不良で、反質化している。色調は内外面とも灰白色を呈する。

264SB060j 灰黄褐色土（検出時）

石製品

基石（100）摩耗痕は認められない。石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB060j 灰褐色土（掘り方）

石製品

基石（101）表面の状態は良好で、摩耗痕は認められない。石材は石英で、色調は乳白色を呈する。

264SB070 出土遺物（fig. 26）

264SB070i 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 3（1）口縁端部の破片である。端部の面取りは丁寧に行われており、断面三角形を呈する。

鉢 a（2）口縁部は内湾気味に立ち上がり、端部は丸く仕上げている。小破片のため傾きが不確実で、蓋 2 になる可能性も考えられる。

土師器

皿（3）体部外面は摩耗が著しいため調整は不明である。体部内面はミガキ a を施している。

264SB070j 暗茶褐色土（検出時）

土師器

大皿 c × 大坏 c（4）低い高台を貼付けており、復元高台径 17.0cm を測る。

264SB070k 暗褐色土（掘り方）

須恵器

蓋 3（5）口縁端部の面取りは丁寧ではなく、断面はやや丸みを有している。

壺蓋（6）口縁部はやや外反しながら開いており、端部断面はやや丸みを有している。

土師器

坏 × 皿（7）口縁部は回転ナデで仕上げている。体部に関しては摩耗が著しいため、調整は不明である。

S8070i 暗茶褐色土（検出時）



S8070p 暗茶褐色土（検出時）



S8070j 暗茶褐色土（検出時）



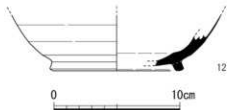
S8070q 暗褐色土（掘り方）



S8070k 暗褐色土（掘り方）



S8070r 暗褐色土（掘り方）



S8070s



fig. 26 264SB070 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

264SB070p 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 2 (8) 薄手の口縁部片で、斜め下方に屈折している。

坏 c (9) 低い高台を貼付しており、体部は底部から外方に直線的に開いている。

264SB070p 暗褐色土（掘り方）

須恵器

小蓋 a3 (10) 口縁部から天井部にかけての破片である。口縁端部は面取りが行われており、先端を外方に短く曲げている。天井部外面は回転ヘラ切り後不定方向のナデで仕上げている。

土師器

坏 d (11) 底部片で、体部に向かって丸みを持ちながら立ち上がる。外面に回転ヘラ削り調整が認められる。微細な赤褐色粒・金雲母を少量含む。

264SB070q 暗褐色土（掘り方）

須恵器

壺 (12) 復元高台径 10.6cm を測る。体部外面下半には回転ヘラ削り後回転ナデで仕上げている。焼成は良好で、内外面ともに灰色を呈する。体部に火ぶくれ、底部内面に灰かぶりの痕跡が認められることから、焼成途中で割れたものと考えられる。

264SB070s

須恵器

蓋 3 (13・14) ともに口縁端部の面取りが行われており、断面はやや丸みを有した三角形を呈する。14の口縁部の外面には、重ね焼きを行ったと考えられる粘土付着痕が認められる。

坏 c (15) 底部片である。体部と底部の境が角ばり稜をつくっていることから、金属器碗を模倣した可能性が考えられる。また高台は体部と底部の境に貼付けられている。

264SB075 出土遺物 (fig. 27)

264SB075l 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 3 (1・2) 1 は口縁端部の面取りを丁寧に行い、断面三角形を呈するのに対し、2 の面取りは雑でやや丸みを有している。

土師器

小甕 a (3) 復元口径 15.6cm を測る。口縁部は外反しており、体部はあまり張らないものと考えられる。口縁部はヨコナデで仕上げ、体部内面はクテ方向のヘラ削り調整を行っている。焼成はやや不良で、色調は内外面ともにぶい黄橙色を呈する。

264SB075m 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 3 (4) 口縁端部の面取りが行われており、内面に沈線が認められる。

土師器

甕 (5) 外反する口縁部片で、ヨコナデで仕上げている。胎土に微細な角閃石をやや多く含んでいる。

264SB075o 暗茶褐色土（検出時）

須恵器

蓋 3 (6) 焼成時の影響で、やや歪む。口縁端部の面取りが行われており、断面三角形を呈する。天井部外面は回転ヘラ削り調整が認められる。焼成と還元は良好で、内外面ともに灰白色を呈する。

264SB080 出土遺物 (fig. 27)

264SB080a 暗茶褐色土 (検出時)

須恵器

蓋 (7~9) 7・8は蓋3で、口縁端部の面取りを行っている。8の天井部外面に回転ヘラ削り調整が認められる。9は蓋cで、乳頭状のつまみを有する。

坏 (10) 外方に開く坏で、口縁端部と体部内外面に回転ナデで仕上げている。

264SB080a 灰褐色土 (掘り方)

須恵器

蓋3 (11~18) 口縁端部の面取りは、18が口縁部を外方へ短く折り曲げてから行っているのに対し、それ以外は断面を短い三角形に整えている。11の天井部外面に回転ヘラ削り調整が認められる。

坏 (19) やや内湾しながら立ち上がっている。口縁端部および体部内外面は回転ナデで仕上げている。

皿a (20) 復元口径17.8cm、器高1.9cmを測る。底部外面の調整は回転ヘラ切り後回転ナデで仕上げている。焼成・還元ともに良好である。

土師器

蓋3 (21) 復元口径15.0cm、器高1.2cmを測る。口縁端部の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。焼成は不良で、色調は内外面ともに橙色~にぶい橙色を呈する。

甕 (22~24) 24は小型の甕aで、3点とも体部はあまり張らないようである。23・24の外面にハケ調整、23の内外面にススの付着、24の口縁部に粘土接合痕が認められる。

264SB080b 灰褐色土 (掘り方)

須恵器

蓋3 (25) 口縁端部の面取りは丁寧に行われている。天井部外面に回転ヘラ削り調整が認められる。

264SB080c 灰褐色土 (掘り方)

須恵器

蓋3×高坏 (26) 口縁端部の面取りは丁寧に行われ、天井部外面には回転ヘラ削り調整が認められる。小破片であり、反転すると高坏の可能性も考えられる。

坏 (27) 形態は外方に直線的に開いている。口縁端部と体部内外面はともに回転ナデで仕上げている。

264SB080d 灰褐色土 (掘り方)

須恵器

蓋3 (28) 口縁端部の面取りが丁寧に行われており、断面はやや肥厚した三角形を呈する。

264SB080e

瓦

平瓦 (29~31) 30は狭端部片で、29・31は広端部破片である。3点とも凸面の調整は縄叩きで、叩きの単位は9~10条/3.0cmである。側縁部の面取りはヘラ削り後ナデで調整を行っており、側縁部の形態からB2b類に分類される。凹面は29に布目痕が一部残存し、他はナデ消している。また30の凹面には横骨に布を捲きつけた際の閉じ縄痕が認められる。31の凹面広端部付近は瓦を置く際に丸瓦のすわりをよくするために、打ち欠きを行っている。29の焼成は良好である。還元はやや良好で須恵質であるのに対し、30・31の焼成・還元はやや不良で、瓦質である。

264SB085 出土遺物 (fig. 28)

264SB085a 暗茶褐色土 (検出時)

須恵器

蓋 3 (1~6) すべて口縁部片である。1~5のように端部の面取りを丁寧に行っているものと、6のように端部の面取りを雑に行い、やや丸みを有しているものの2種がある。また3のように器壁が肥厚しているものと、2・6のように薄手のものがある。

土師器

蓋 3 (7) 口縁端部の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。

坏 c (8) 復元高台径 8.1cm を測り、体部と底部の境は不明瞭である。焼成はやや不良で、色調は内外面ともにぶい黄橙色を呈する。

264SB085a 灰茶色土 (掘り方)

須恵器

蓋 3 (9) 口縁端部の面取りは丁寧に行われている。内面に灰かぶりの痕跡が認められるため、裏返し状態で焼成したものと考えられる。

264SB085c 灰茶色土 (掘り方)

須恵器

蓋 3 (10) 口縁端部の面取りは丁寧に行われており、断面三角形に整えている。

坏 c (11) 復元口径 17.0cm、器高 5.0cm、復元高台径 10.9cm を測る。体部は口縁部に向かって大きく外方に開き、高台は底部と体部の屈曲部分よりやや底部中心側に貼付している。焼成は良好、還元はやや良好で、瓦質化している。色調は体部外面が灰色、底部外面と体部内面は灰白色を呈する。

土師器

蓋 3 (12) 口縁部片である。端部の面取りは雑で、やや丸みを有している。焼成は不良で、色調は内外面ともにぶい橙色~橙色を呈する。

264SB085d 灰茶色土 (掘り方)

須恵器

坏 (13) 口縁端部や体部内外面を回転ナデで仕上げている。

264SB085e 灰茶色土 (掘り方)

土師器

皿 (14) 体部外面下半は回転ヘラ削り後回転ナデで仕上げている。

264SB085f 灰茶色土 (掘り方)

須恵器

蓋 3 (15~17) 口縁端部の面取りは、15・16が丁寧に行われ、17は雑でやや丸みを有している。

鉢 b (18) 体部は外方に直線的に開き、口縁上端は平坦に仕上げている。

土師器

坏×皿 (19・20) ともに摩耗が著しいため、調整は不明である。

甕 a (21) 外反する口縁部片で、外面にタテ方向のハケ調整を施している。焼成はやや不良で、色調は内外面ともに明赤褐色を呈する。

tab. 1 大宰府条坊跡第264次調査 SB020・060出土碁石計測表

SB020							SB060								
遺 跡	19年度 発掘番号	遺物 番号	寸法 (cm)	寸法 (cm)	重量 (g)	石 灯	備考	遺 跡	19年度 発掘番号	遺物 番号	寸法 (cm)	寸法 (cm)	重量 (g)	石 灯	備考
264SB085a 灰茶色土	77-7	B-005	1.4	1.05	0.7	右系	磨削なし	660a 灰褐色土	78-79	B-002	1.3	1.1	0.33	右系貫つね取付	中々磨削
264SB085a 灰茶色土	77-8	B-001	1.15	0.8	0.5	右系	磨削なし	660b 灰褐色土	78-79	B-001	1.1	0.9	0.5	右系	磨削なし
264SB085a 灰茶色土	77-9	B-001	1.1	1.0	0.6	右系	磨削なし	660c 灰褐色土	78-80	B-002	1.2	1.1	0.5	右系貫つね取付	磨削なし
264SB085a 灰茶色土	77-10	B-000	1.4	1.25	0.65	右系	磨削なし	660d 灰褐色土	78-82	B-001	1.2	0.9	0.43	右系	磨削なし
264SB085a 灰茶色土	77-20	B-004	1.4	1.25	0.6	右系	磨削なし	78-90	B-004	1.4	1.2	0.6	右系	磨削なし	
264SB085a 灰茶色土	77-40	B-005	1.25	1.15	0.6	右系	磨削なし	660e 灰褐色土	78-92	B-005	1.3	1.05	0.5	右系	磨削なし
264SB085a 灰茶色土	77-72	B-004	1.25	1.0	0.5	右系貫つね取付	磨削なし	78-95	B-006	1.0	0.8	0.5	右系	磨削なし	
264SB085a 灰茶色土	77-76	B-003	1.4	1.4	0.5	右系貫つね取付	中々磨削	660f 灰褐色土	78-100	B-001	1.1	1.05	0.5	右系	磨削なし
								660g 灰褐色土	78-101	B-001	1.1	0.9	0.5	右系	磨削なし

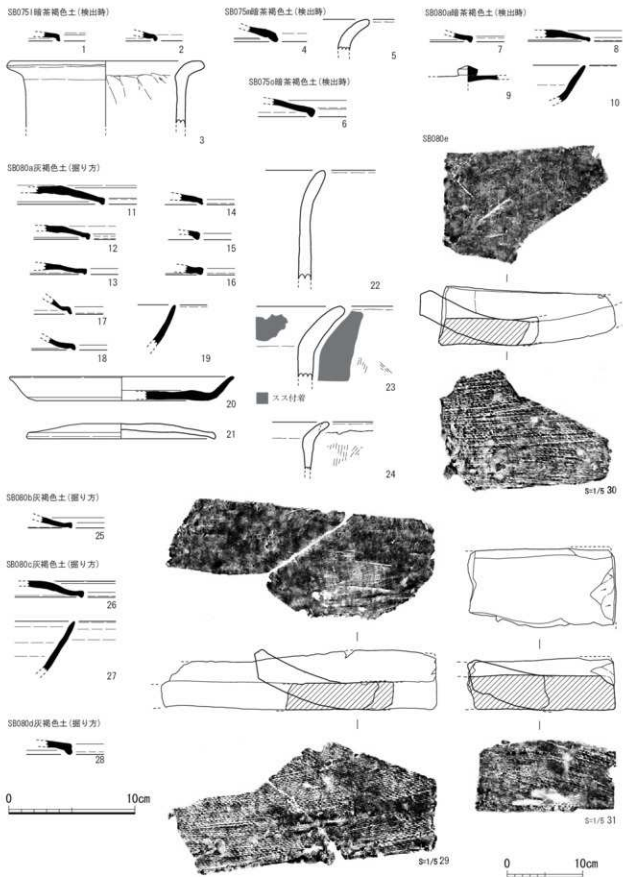


fig. 27 264SB075・264SB080 出土遺物実測図 (S = 1 / 3 ・ 1 / 5)

(2) 井戸

264SE050 出土遺物 (fig. 29・30・31)

264SE050 茶灰色土 (井戸枠検出時)

須恵器

蓋 3 (1~7) 1・2はボタン状のつまみを有する蓋 c3で、1は復元口径15.6cm、器高2.0cm、つまみ径2.7cm、2は13.8cm、器高2.7cm、つまみ径3.0cmを測る。ともに口縁端部の面取りは丁寧に行われ、断面三角形に整えられている。天井部外面には回転ヘラ削り調整が認められる。2は墨書土器で、天井部内面に「西」の文字が記されている。3~7の口縁端部の面取りは丁寧に行われている。4の上面には、補修の為に粘土を貼付けた痕跡が認められる。3・5はやや瓦質化している。

坏 (8~10) 8は復元口径18.8cm、器高5.3cm、復元高台径12.3cmを測るやや大型の坏 cで、高台が体部と底部の境よりやや底部内側に貼付けられている。8・9はやや瓦質化している。10は焼成時の影響で若干歪んでおり、体部外面に灰かぶりの痕跡が認められる。

皿 a (11) 底部外面は回転ヘラ切り後、不定方向のナデで仕上げられ、墨痕が認められる。底部内面には墨痕や朱墨痕があり、墨を磨った痕跡が認められる。

高坏 (12) 口縁部を屈曲させ、上端を平坦に仕上げている。還元はやや不良で、瓦質化している。

土師器

大蓋 3×高坏 (13) 復元口径25.6cmを測るやや大型の蓋と思われるが、反転して高坏になる可能性がある。口縁端部の面取りは丁寧に行われて、体部全面を回転ナデで仕上げている。

坏 (14~18) 14は深底の坏 cで、口縁部が欠損している。体部内外面はミガキ a を施し、底部外面は回転ヘラ切り後不定方向のナデ調整を行っている。底部外面にススの付着が認められる。15・16は体部下半に丸みを有し、体部内外面をミガキ a で仕上げる坏 dで、15は口径13.2cm、器高3.7cm、16は口径13.8cm、器高3.8cmを測る。ともに底部外面を回転ヘラ切りし、体部外面下半に回転ヘラ削り調整が認められる。17は小破片のため傾きが不確実で、皿になる可能性も考えられる。18は成形時の粘土接合痕が認められ、底部内面に漆と考えられる付着物が認められる。

皿 (19・20) 19は口径18.8cm、器高1.8cmを測る。底部外面の処理は回転ヘラ切り後不定方向のナデ調整で仕上げ、体部内外面はミガキ a を施している。20は体部外面下半に回転ヘラ削りを行い、それ以外を回転ナデ調整で仕上げている。

高坏 (21) 坏部の復元口径は28.8cmを測り、脚部を欠損している。口縁端部の面取りを丁寧に行い、

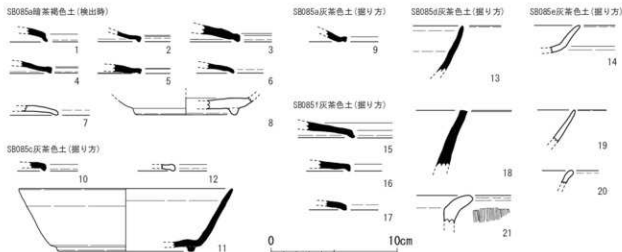


fig. 28 264SB085 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

内面には沈線が認められる。坯底部外面を回転ヘラ削りで仕上げている。

瓦

平瓦 (22) 狭端部の破片で、凸面は縄叩き調整を行い、狭端部付近は縄目をナデ消している。凹面には布目痕と模骨痕があり、側縁部と狭端部付近は模骨から瓦をはずす際にヘラ切り離しを行い、その後ナデ調整で仕上げている。側縁部と狭端部の面取りはヘラ削り後やや雑なナデで仕上げ、側縁部の形態から B2b 類に該当する。凸凹面ともにススの付着が著しく、瓦質化している。

264SE050 暗灰色粘土 (井戸枠内)

須恵器

坏 c(23) やや大型で、復元口径 17.6cm、器高 5.4cm 高台径 12.4cm を測る。体部から口縁部にかけて

SE050 茶灰色土 (井戸枠出土時)

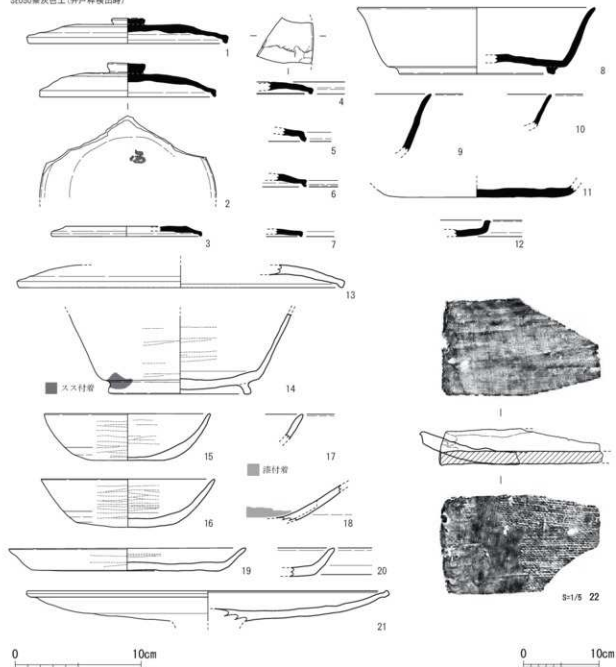


fig. 29 264SE050 出土遺物実測図 (1) (S=1/3・1/5)

外方に直線的に開いている。断面四角形を呈する低い高台は体部と底部の屈曲部よりやや底部側に貼付けられている。底部外面は回転ヘラ削り後不定方向のナデ、底部内面は不定方向のナデを行い、体部と口縁部は回転ナデで仕上げている。底部外面には「𠄎」の墨書文字が認められ、「筑」と墨書されたものと考えられる。

土師器

大蓋 3 (24) 復元口径 29.0cm を測る大型の蓋である。口縁端部の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。全体的に摩耗が著しく、口縁部内面にミガキ a が認められる。

坏 (25・26) 25 はやや大型の坏 c で、口径 22.6cm、器高 8.7cm、高台径 11.7cm を測り、体部は外方へ開いている。体部外面は胴部中位まで回転ヘラ削りを行い、体部内外面には横方向のミガキ a を施している。内面には底部から体部下半にかけて漆と考えられる付着物が認められる。26 は体部に丸みを有する坏 d で、口径 17.2cm、器高 4.5cm を測る。底部外面は回転ヘラ削り後ナデ調整を行い、底部内面は不定方向のナデ、体部と口縁部は回転ナデで仕上げている。

皿 a (27) 口径 19.2cm、器高 2.7cm を測る。底部外面の処理は回転ヘラ切り後粗い回転ヘラ削りを行い、体部内外面はミガキ a を施している。口縁部内面にわずかにススが付着している。

瓦

平瓦 (28) 広端部が欠損している。凸面はタテ方向の縄叩き後ナナメ方向の平行叩きを行っている。凹面には布目痕とナナメ方向の平行叩きが認められる。狭端部と側縁部の面取りはヘラ削り後ナデ調整を行い、側縁部の形態から B2b 類が考えられる。焼成・還元ともにやや不良で、瓦質化している。色調は凸・凹面ともにぶい黄橙色～灰黄褐色を呈する。胎土に径 0.5～2.0mm の白色砂粒と径 3.0～5.0mm の礫をやや多く含む。

木製品

斎串 (29・30) 29 は長さ 14.1cm、幅 1.9cm、30 は長さ 14.6cm、幅 1.7cm を測る。厚さは、ともに 0.2cm を測る。表裏面は鉄製の刀子等による工具でタテ方向に削っている。29 の側面には 2 箇所、30 の側面には 1 箇所の切り込みが認められる。

用途不明品 (31) 長さ 12.8cm、幅 3.5cm、高さ 1.6cm を測る。表面と側面は鉄製の刀子等で削って面取りした痕跡が認められ、裏面は大きく削り抜いている。表面の両端部に幅 0.1～0.3cm、深さ 0.1～0.2cm の浅い切り込みが認められる。

264SE050 灰褐色土 (裏込め)

須恵器

蓋 (32～37) 32～36 は蓋 3 であるが、32～34 のように口縁部端部の面取りを丁寧に行うものと 35～36 のように端部の面取りが丁寧ではなく、やや丸みを有しているものも 2 種がある。32 は天井部外面につまみ貼付け時の回転ナデが認められることから蓋 c3 である。37 は蓋 4 で端部の面取りが行われてない。35 の天井部外面には回転ヘラ削りを行う際のヘラ挿入痕が認められる。37 の内面には重ね焼きした際の粘土が付着し、墨痕が認められ、外面には灰かぶりの痕跡が残る。

皿 (38～40) 38・39 の底部外面は回転ヘラ削り後に回転ナデ調整を行い、それ以外は回転ナデ調整を行っている。

高坏 (41) 口縁部を上方に屈曲させ、上端を平坦に仕上げている。坏底部外面は回転ヘラ削りで仕上げている。焼成・還元ともにやや良好で、瓦質化している。

土師器

高坏 (42) 坏底部から口縁部へ内湾しながら立ち上がる。坏底部外面は回転ヘラ削りを行い、体部内外面はミガキ a を施している。

SE050暗灰色黏土(井戸跡内)

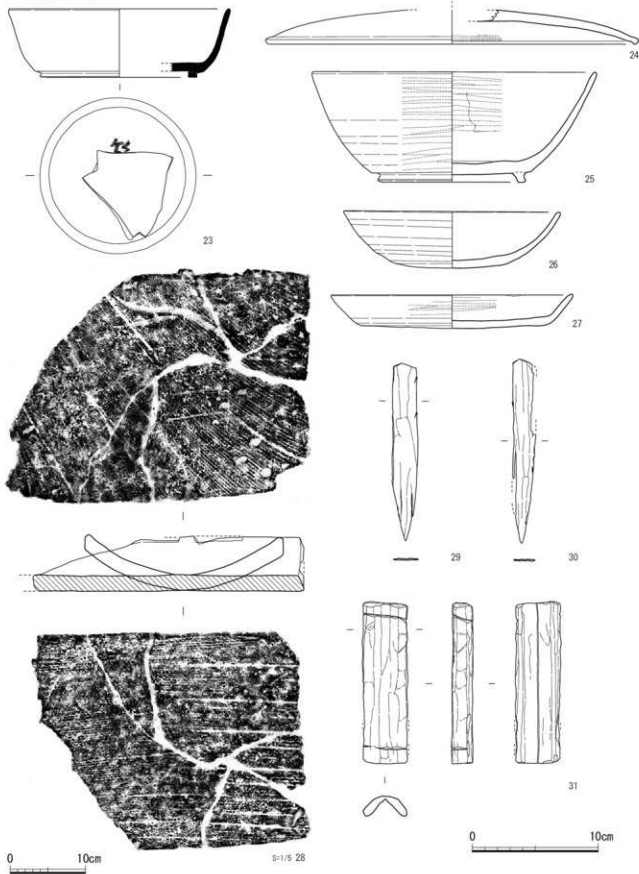


fig. 30 264SE050 出土遺物実測図 (2) (S = 1/3 · 1/5)

甕 (43) 頭部片で、「く」の字状に屈曲している。内外面に指痕痕、内面にススが認められる。焼成はやや不良で、色調は内外面ともに浅黄褐色を呈する。胎土に角閃石をわずかに含む。

瓦

軒丸瓦 (44) 断面から瓦当と丸瓦の接合痕が認められる。瓦当面の文様は内区蓮弁と外区内外縁・珠文が確認でき、表面は燻しによって黒色化している。

平瓦 (45) 全長 39.0cm、広端部弦長 29.8cm、中央部厚 4.4cm を測り、狭端部を大きく欠損する。凸面は縄叩きがあり、広端部付近には瓦を疊いて重ねる際に安定しやすいように打ち欠きを行っている。凹面はナメ方向の丁寧なナデを行い、広端部・側縁部付近は側縁に沿う方向に丁寧なナデ調整を行っている。また中央部には、成形時の粘土のつなぎ目と模骨痕が認められる。側縁部の面取りはヘラ削り後横方向のナデで仕上げられており、断面形態から B2b 類に該当する。広端部面は雑なナデで面取りしている。全体的にススの付着が著しく、還元は不良で、瓦質化している。

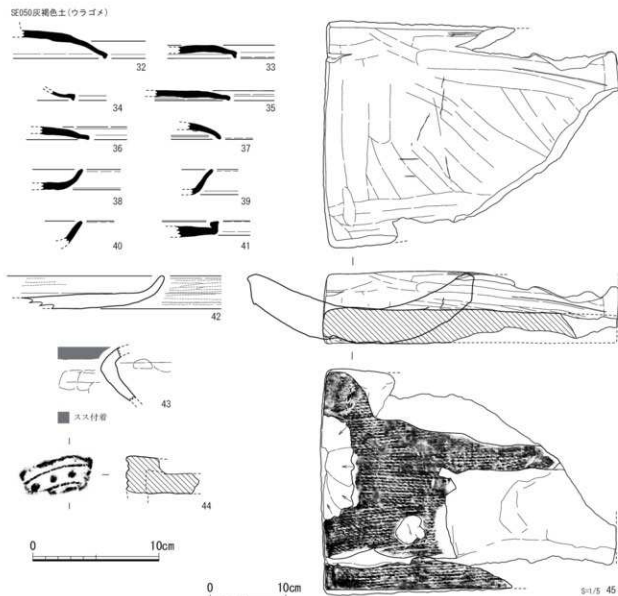


fig. 31 264SE050 出土遺物実測図 (3) (S = 1 / 3 · 1 / 5)

(3) 溝

264SD011 出土遺物 (fig. 32)

264SD011 暗褐色土

須恵器

蓋 3 (1~4) 4点とも端部の面取りを丁寧に行い、1~3の天井部外面には回転ヘラ削り調整を行っている。1は天井部外面につまみ貼付け時の回転ナデが認められ、蓋c3である。

坏c (5~7) 3点とも底部片であるが、体部と底部の境が明瞭な5と不明瞭な6・7がある。5・6の高台は断面四角形に整えられているのに対し、7の高台は扁平でやや雑に付けられている。

高坏×蓋3 (8) 口縁部を屈曲させ、上端部を平坦に仕上げている。小破片のため傾きが不確実で、蓋3になる可能性も考えられる。

土師器

坏 (9~11) 9は坏dで、内湾しながら立ち上がり、内面にミガキaが認められる。10・11は体部が直線的に外方に開くもので、10の外面に粘土組織が観察できる。

鉢 (12) 口縁部の破片で、わずかに外反している。焼成は不良で、色調は橙色を呈する。

甕a (13) 口縁部は外反し、頸部内面に稜を持つ。外面にタテ・ナナメ方向のハケ調整、内面はヨコ方向のハケ調整を行っている。胎土に微細な金雲母と角閃石を少量含む。

264SD011 暗灰色土

須恵器

蓋 (14・15) 14はボタン状のつまみを有する蓋cである。天井部外面の調整は回転ヘラ切り後一定方向のナデで仕上げている。15の口縁端部の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。

坏 (16~18) 3点とも口縁部から体部にかけての破片で、外方に直線的に開いている。16の口縁部は薄手で丁寧に行われている。

皿 (19・20) ともに小破片で、19は皿aで底部外面は回転ヘラ切り後ナデで仕上げている。

把手付甕 (21) 口縁部は「く」の字状に屈曲し、端部が台形状に肥厚している。胴部はやや張っている。体部外面は把手接合箇所を境に、下半は格子叩き後部分的にナデ調整を行い、上半は回転ナデで仕上げている。体部内面の下半は同心円文の叩き後部分的にナナメ方向のナデを行い、上半は回転ナデで仕上げている。

土師器

大蓋 3 (22・23) ともに口径20cm以上を測るやや大型の蓋で、口縁端部の面取りは丁寧に行われている。22の天井部中央には焼成前から外面からの穿孔が施されている。つまみ貼付け時のナデが認められることから、つまみ貼付け後につまみが欠損し、それから穿孔したものと考えられる。天井部外面に回転ヘラ削り調整が認められる。23は内外面ともにミガキaが認められ、非常に丁寧な作りをしている。

坏d (24・25) 24は口縁部から体部にかけての破片で、内外面ともにミガキaを施している。25は体部下半から底部にかけての破片で、底部外面に回転ヘラ削りを行い、体部内外面はミガキaを施す。

皿b (26) 内湾しながら立ち上がる形態で、口縁端部をヨコナデで仕上げている。焼成はやや不良で、色調は内外面ともににぶい黄橙色を呈する。

甕a (27) 口縁部片で、外面はハケ調整と指頭痕、内面はヨコ方向のハケ調整と削りが認められる。

製塩土器

焼塩壺 (28) 体部下半の破片で、外面にはナデと指頭痕が認められる。傾きから森田分類のII-b類に該当すると考えられる。

瓦

無文磚 (29) タテ幅 19.7cm + α、ヨコ幅 18.9cm、厚さ 5.8cm を測る。表面にはヘラ状工具痕や指頭痕、不定方向のナデ調整が認められ、側縁部の面取りはヘラ状工具による削り後ナデ調整で仕上げている。裏面は摩耗や欠損が著しく、一部不定方向のナデが認められる。焼成はやや良好、還元はやや不良で、土師質化している。色調は浅黄橙色～灰褐色を呈する。胎土に径 5～11mm の礫と微細な金雲母を少量含む。

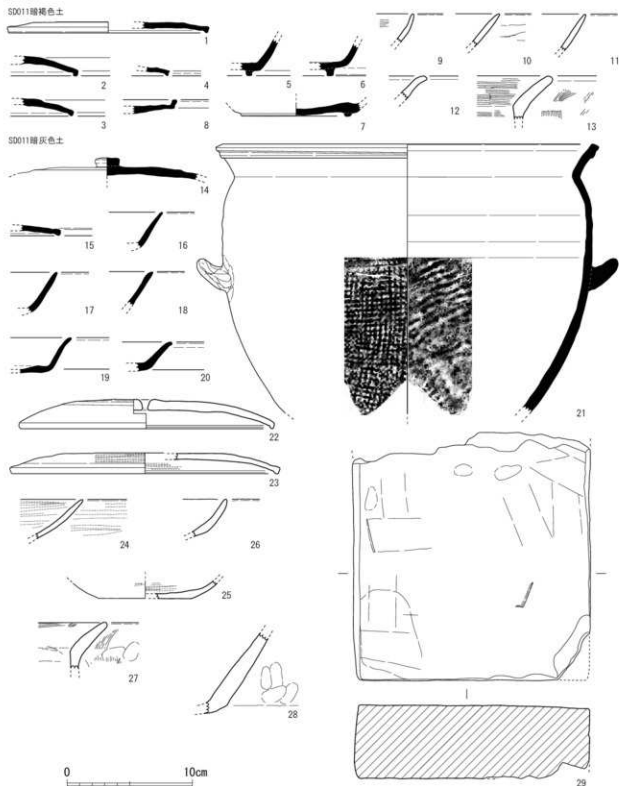


Fig. 32 264SD011 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

(4) 土坑

264SK048 出土遺物 (fig. 33)

264SK048 暗茶褐色土

須恵器

蓋 3 (1~4) 4点とも口縁端部の面取りを丁寧に行っている。1は口径11.8cmを測る小蓋c3である。天井部外面の処理は回転ヘラ削り後不定方向のナデ調整を行い、ボタン状のつまみを有している。

土師器

蓋 3 (5~7) 3点とも口縁端部の面取りを丁寧に行っている。5はつまみを持たない蓋a3で、内外面に丁寧なミガキaが認められる。

坏 c (8) 底部片で、低い高台は外方に開く形で貼付けられている。

甕 (9~11) 9・10は器壁が厚手の甕である。9の口縁部はわずかに外反し、10は強く外反している。それに対し11は薄手の甕で、頸部が「く」の字状に屈曲し、口縁部外面に沈線が認められる。10の外面と11の内面にススの付着が認められる。

SX048暗茶褐色土

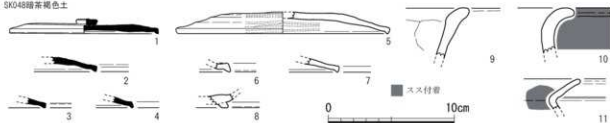


fig. 33 264SK048 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

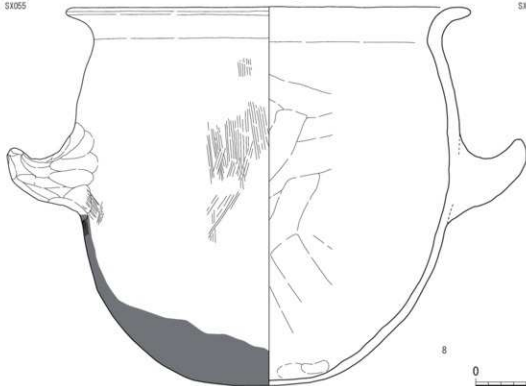
SX007



SX042暗茶褐色土(検出時)



SX055



SX042暗茶褐色土(掘り方)



fig. 34 264SX007・264SX042・264SX055 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

(5) 小穴と性格不明遺構

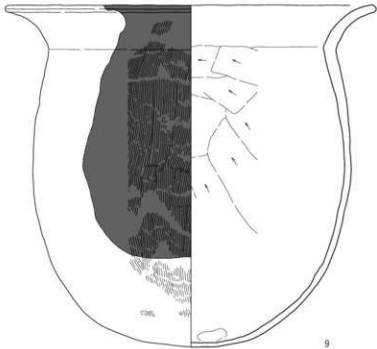
264SX007 出土遺物 (fig. 34)

須恵器

坏×皿 (1) 口縁部片で、回転ナデで仕上げている。焼成はやや良好で、瓦質化している。

土師器

皿 b (2) 復元口径 14.8cm、器高 3.1cm を測り、底部から体部にかけて丸みをもって立ち上がっている。手持ち成形で、体部をヨコナデで仕上げているため、器面に凸凹状の歪みが若干認められる。このような特徴から畿内産の粗製品と考えられる。焼成はやや良好で、色調は内外面ともに橙色～明褐色を呈する。



264SX042 出土遺物 (fig. 34)

264SX042 暗茶褐色土 (検出時)

須恵器

蓋 3 (3) 器壁はやや厚く、口縁端部の面取りを丁寧に行っている。天井部外面を回転ナデ調整で仕上げている。

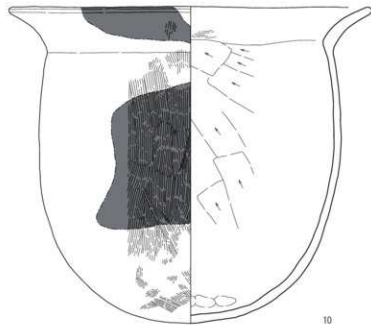
坏 (4) 口縁部片で、端部にススが附着している。

264SX042 暗褐色土 (掘り方)

須恵器

蓋 3 (5) 口縁部片で、端部の面取りを丁寧に行い、内外面に沈線が認められる。焼成は良好で、色調は内外面とも灰色を呈する。

皿×坏 (6) 口縁部片で、回転ナデで仕上げている。



土師器

蓋 3 (7) 口縁端部の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。焼成は不良で、内外面ともに橙色を呈する。

fig. 35 264SX055 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

264SX055 出土遺物 (fig. 34・35 PL. 2)

土師器

把手付甕 (8) 復元口径 32.1cm, 器高 30.0cm を測る。口縁部は強く外反し、胴部は甕 a (9・10) と比べ中央がやや丸く張っている。体部外面はハケ、体部内面はヘラ削りで調整し、底部内面に指頭痕が認められる。底部外面にススの付着が認められる。焼成はやや良好で、色調は外面が灰白色～橙色、内面が明褐色～橙色を呈する。胎土に微細～径 3.0mm の白色砂粒を多く含む。

甕 a (9・10) 9 は口径 29.4cm, 胴部最大径 25.2cm, 器高 27.1cm, 10 は復元口径 28.8cm, 胴部最大径 23.9cm, 器高 25.2cm を測る。ともに器壁が薄手の甕で、口縁部は大きく外反し、胴の張りは弱く、底部は丸底である。口縁部と体部外面はともにタテ方向のハケ調整を行い、部分的に黒斑が認められる。体部内面にナメ方向のヘラ削りが行われ、口縁部と体部の境の稜が鋭くなっている。底部内面には指頭痕が認められる。ともに焼成は良好で、色調は内外面ともに橙色～灰白色を呈する。

小壺 (11) ほぼ完形品で、口径 5.8cm, 器高 8.9cm, 最大胴径 11.8cm を測る小型の短頸壺である。肩部に稜をもち、口縁部は直立する。口縁部と体部内外面は回転ナデを行い、底部外面は板状工具による圧痕後不定方向のナデで仕上げている。焼成はやや不良で、色調は内外面とも灰白色～浅黄褐色を呈する。

銅製品 (fig. 20 PL. 2)

銅銭 (12～20) 12 枚出土した。「和同開珎」と確認出来たものは 7 枚で、12～16・18 と 20 (把手付甕内出土。4 枚が重なった状態) の内の 1 枚である。20 は X 線写真撮影の結果、「和同開珎」であることが判明した。文字が確認出来ないものに関しても、大きさや中心の方孔などから、「和同開珎」であると考えられる。

平安時代の出土遺物

(1) 櫛列

264SA045 出土遺物 (fig. 36)

264SA045a 灰褐色土 (掘り方)

須恵器

蓋 3 (1・2) ともに口縁端部の面取りを行っている。

皿 (3) わずかに外反しながら立ち上がる。体部は回転ナデで仕上げている。

264SA045b 灰茶色土 (検出時)

須恵器

蓋 3 (4～6) 3 点とも口縁端部の面取りを行っている。4 の天井部外面に回転ヘラ削りが認められる。

264SA045b 灰褐色土 (掘り方)

土師器

坏 a (7) 体部下半から底部にかけての破片で、底部外面は不定方向のナデで仕上げている。焼成はやや不良で、色調は内外面ともに灰白色を呈する。

264SA045c 灰茶色土 (検出時)

土師器

皿×坏 (8) わずかに内湾しながら立ち上がる。器面は摩耗が著しいため、調整不明である。焼成は不良で、色調は橙色を呈する。

264SA045c 灰褐色土 (掘り方)

土師器

坏 (9) 体部は直線的に外方に向かって開き、端部はわずかに外反する。器面は摩耗が著しいため、調整不明である。焼成は不良で、色調は内外面とも灰白色を呈する。

(2) 溝

264SD005 出土遺物 (fig. 37)

264SD005 茶灰色土

須恵器

坏 c (1) 体部から口縁部まで外方に直線的に開くもので、復元口径 14.4cm、器高 5.8cm、復元高台径 7.5cm を測る。底部切り離しは回転ヘラ切りである。焼成・還元状況はやや良好で、色調は内外面ともに灰白色を呈する。

土師器

坏 (2～5) 4点とも底部から体部下半にかけての破片で、全体的に器面の摩耗が著しい。2の底部外面に回転ヘラ切り調整、3の体部外面にヘラ状の工具痕が認められる。

264SD005 暗灰褐色土

須恵器

蓋 3 (6) 口縁端部の面取りは丁寧に行われており、断面三角形を呈している。天井部内外面ともに回転ナデで仕上げている。

坏 c (7) 口縁部を欠損し、復元高台径 8.1cm を測る。低い高台は体部と底部の境界より内側に貼付している。底部外面には回転ヘラ切り調整後に板状圧痕が認められる。

皿 a (8・9) ともに外方に向かって直線的に開き、底部外面の処理は回転ヘラ切り後ナデ調整で仕上げている。

土師器

蓋 3 (10) 口縁端部の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。焼成はやや不良で、色調は内外面ともに明赤褐色を呈す。

坏 (11～13) 11は体部が直線的に開く坏 c で、復元口径 14.9cm、器高 5.9cm、復元高台径 8.4cm を測る。高台は底部と体部の境に貼付けられている。体部外面下半には回転ヘラ削りが認められ、体部外面上半はミガキ a を施している。12・13は体部下半に丸みを有する坏 d で、12の外面にミガキ a が認められる。3点とも焼成は不良で、色調は内外面ともににぶい橙色～橙色を呈する。

椀 c (14) 胴部下半は内弯しながら立ち上がる。底部には細長い高台が貼付けられ、底部外面には底部と高台の接合した際の粘土の接合痕が認められる。

皿 a (15) 底部外面には回転ヘラ削り調整が認められ、体部は内外面ともミガキ a を施す。

高坏 (16) 端部上端を平坦に仕上げ、体部内面はミガキ a を施す。胎土に微細な赤色粒を少量含む。

甕 (17) 口縁部は外反し、体部内面にはヘラ状工具による削り痕が認められる。焼成はやや不良で、色調は、内面はにぶい橙色～灰褐色、外面はにぶい黄橙色～にぶい黄褐色を呈する。

製塩土器

焼塩壺 (18) 底部片で、内面に布目痕とヘラ状工具による丁寧なナデ痕があり、外面には指頭痕が認められる。胎土に径 0.5～1.0mm の白色砂粒と金雲母をやや多く含む。製塩土器で、森田編年Ⅱ－a 類に該当する。



Fig. 36 264SA045 出土遺物実測図 (S = 1/3)

瓦

平瓦 (19) 凸面に格子叩きがあり、凹面は不定方向のナデで調整している。焼成と還元状態は良好で、須恵質である。

264SD005 暗灰色砂

須恵器

坏 (20) 体部から口縁部にかけて直線的に立ち上がり、器面を回転ナデ調整で仕上げている。

土師器

坏 d (21) 体部は丸みを有している。焼成は不良で、内外面ともににぶい橙色を呈する。

264SD005 暗茶色粘土

土師器

蓋 3 (22) 口縁端部の面取りは丁寧ではなく、やや丸みを有している。

264SD010 出土遺物 (fig. 38)

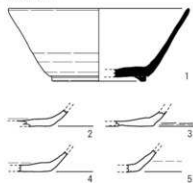
264SD010 茶灰色土

須恵器

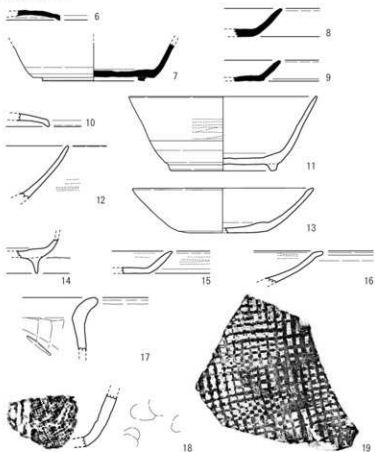
蓋 (1~3) 1・2は蓋3で、口縁端部の面取りは丁寧に行われ、1は断面三角形、2は断面方形を呈する。3は器壁が薄手の蓋4で、口縁端部の面取りは未調整で丸みを有している。1・2の天井部外面に回転ヘラ削り調整が認められる。2・3は還元状態はやや不良で、瓦質化している。

坏 a (4・5) ともに底部外面の調整は回転ヘラ切り後ナデで仕上げている。4の口縁部内外面にススが付着している。5は焼成・還元ともにやや不良で、瓦質化している。

S0005 茶灰色土



S0005 暗褐色土



S0005 暗灰色砂



S0005 暗茶色粘土



fig. 37 264SD005 出土遺物実測図 (S = 1 / 3)

土師器

坏 (6~8) 口縁部から体部もしくは底部にかけての破片である。6は外方に直線的に開いている。7・8は内湾しながら立ち上がる坏dである。7の体部外面下半は回転ヘラ削りを行い、それから体部内外面ともにミガキaを施している。

甕 (9) 外反する口縁部片で、全面ヨコナデで仕上げている。

264SD010 褐色土

須恵器

坏 (10) 口縁部から体部にかけての破片で、外方に直線的に開いている。

皿 (11) 口縁部から底部にかけての破片で、口縁部と体部は回転ナデで仕上げている。

土師器

坏c (12) 坏底部と体部の境は不明瞭で、断面方形を呈する高台が貼付けられている。

把手 (13) 甕や甔などの把手である。全面ナデで成形され、土器本体との接合部付近には指頭痕が認められる。

(3) 小穴

264SX028 出土遺物 (fig.38)

土師器

坏a (14) 口径11.4cm、器高2.7cmを測る。器壁は薄手で、全体に摩擦が著しいため調整が不明瞭であるが、底部外面は回転ヘラ切り後不定方向のナデで仕上げている。焼成は不良で、色調は内外面ともに灰白色を呈する。

椀c (15) 底部に断面方形のやや細く高い高台を貼付けている。

(4) 土層

茶褐色土 出土遺物 (fig.38)

瓦器

椀c (16) 体部は丸みを有し、短い断面三角形の高台を貼付けている。焼成は不良で、色調は内外ともに灰色を呈する。

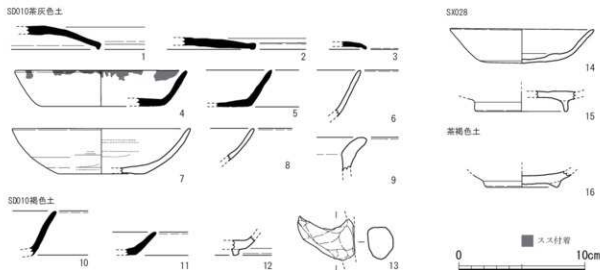


fig.38 264SD010・264SX028・茶褐色土出土遺物実測図 (S = 1/3)

第4章 自然科学分析

1. 大宰府条坊跡第264次調査における自然科学分析

株式会社 古環境研究所

I. 樹種同定

1. はじめに

木材は、セルロースを骨格とする木部細胞の集合体であり、解剖学的形質の特徴から樹種の同定が可能である。木材は花粉などの微化石と比較して移動性が小さいことから、比較的近隣の森林植生の推定が可能であり、遺跡から出土したものについては木材の利用状況や流通を探る手がかりとなる。

2. 試料

試料は、264SE050 (井戸) の井戸枠材および264SB060i (掘立柱建物) の柱根の計2点である。

3. 方法

カミソリを用いて新鮮な横断面 (木口と同義)、放射断面 (柾目)、接線断面 (板目) の基本三断面の切片を作製し、生物顕微鏡によって40～1000倍で観察した。同定は、解剖学的形質および現生標本との対比によって行った。

4. 結果

表1に結果を示し、写真図版に顕微鏡写真を示す。以下に同定根拠となった特徴を記す。

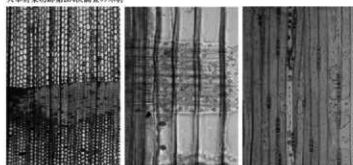
表1 大宰府条坊跡第264次調査における樹種同定結果

試料	結果 (学名/和名)	
S-50井戸枠材	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ
S-60i柱根	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ

スギ *Cryptomeria japonica* D. Don スギ科 図版1・2

仮道管、樹脂細胞および放射柔細胞から構成される針葉樹材である。横断面：早材から晩材への移行はやや急で、晩材部の幅が比較的広い。樹脂細胞が見られる。放射断面：放射柔細胞の分野壁孔は典型的なスギ型で1分野に1～3個であるが2個存在するものがほとんどである。接線断面：放射組織は単列の同性放射組織型で1～15細胞高である。樹脂細胞が存在する。

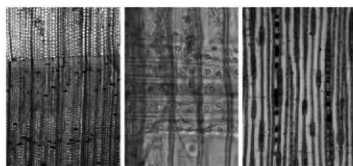
大宰府条坊跡第264次調査の木材



横断面 : 0.5mm 放射断面 : 0.5mm 接線断面 : 0.2mm
図版1 S-50井戸枠材 スギ

5. 所見

分析の結果、264SE050 (井戸) の井戸枠材および264SB060i (掘立柱建物) の柱根は、いずれもスギと同定された。スギは本州、四国、九州、屋久島に分布する日本特産の常緑高木で、高さ40m、径2mに達する。加工工作が容易な上、大きな材がとれる良材である。温帯に広く分布し、当時の遺跡周辺もしくは近隣の地域で採取可能な樹種であったと考えられる。



横断面 : 0.5mm 放射断面 : 0.5mm 接線断面 : 0.2mm
図版2 S-60i柱根 スギ

文献

- 島地 謙・佐伯 浩・原田 浩・塩倉高義・石田茂雄・重松頼生・須藤彰司 (1985) 木材の構造, 永文堂出版, 290p.
島地 謙・伊東隆夫 (1988) 日本の遺跡出土木製品総覧, 雄山閣, 296p.
山田昌久 (1993) 日本列島における木質遺物出土遺跡文献集成, 植生史研究特別1号, 植生史研究会, 242p.

II, リン・カルシウム含量分析 (蛍光 X線分析)

1. はじめに

土壌に含まれるリンやカルシウムの起源としては、土壌の母材、動物遺体、植物遺体などがある。また、遺跡の生活面や遺構内には遺体、排泄物、代謝物、食物残渣、燃料灰などに由来するリンやカルシウムが蓄積している。カルシウムは一般に水に溶解しやすいが、リンは土壌中の鉄やアルミニウムと強く結合して難溶性の化合物となるため、土壌中における保存性が高い(竹迫, 1993)。このようなリンやカルシウムの性質を利用して、墓状遺構などにおける生物遺体(人骨など)の確認、および生活面や遺構面の確認などが試みられている。

2. 試料

分析試料は、264SX055 から出土した⑦把手付甕、⑧甕、⑨甕、⑩壺の底部から採取された4点、および比較試料として⑦、⑧、⑨の埋土から採取された3点の計7点である。(fig. 20 参照)

3. 分析方法

エネルギー分散型蛍光 X線分析装置(日本電子(株)製, JSX3201)を用いて、元素の同定およびファンダメンタルパラメータ法(FP法)による定量分析を行った。試料の処理方法は次のとおりである。

1) 試料を絶乾(105℃・24時間)

2) 試料を粉砕して塩化ビニール製リング枠に入れ、圧力15t/cm²でプレスして錠剤試料を作成

3) 測定時間600秒、照射径20mm、電圧30kV、試料室内真空の条件で測定

4. 分析結果

表1に各元素の定量分析結果(wt%)を示し、図1にリン酸(P₂O₅)とカルシウム(CaO)を含む主要な元素の含量を示す。

5. 考察

リン酸(P₂O₅)の含量は、⑦の底部では1.47%(埋土は1.42%)、⑧の底部では1.51%(埋土は1.42%)、⑨の底部では1.33%(埋土は1.46%)、⑩の底部では1.43%であり、各遺物間および底部と埋土の間で明瞭な差異は認められなかった。カルシウム(CaO)の含量は、⑦の底部では0.66%(埋土は0.71%)、⑧の底部では0.66%(埋土は0.69%)、⑨の底部では0.69%(埋土は0.70%)、⑩の底部では0.77%であり、各遺物間および底部と埋土の間で明瞭な差異は認められなかった。

264SX055 から出土した⑦把手付甕、⑧甕、⑨甕、⑩壺の底部では、リン酸やカルシウムを多く含む何らかの生物遺体の存在が期待されたが、これを示唆するような明瞭な結果は得られなかった。

上記以外の元素では、珪酸(SiO₂)の含量が55.3~57.5%、アルミニウム(Al₂O₃)が26.5~28.0%、鉄(Fe₂O₃)が7.8~9.5%などであり、珪酸が主成分となっている。このような元素組成は、一般的な土壌の分析結果と類似している。なお、各試料から銅(Cu)が検出された。銅(CuO)の含量は0.1%以下と微量であるが、何らかの銅製品の存在を示唆している可能性が考えられる。

文献

竹迫 敏(1993) リン分析法, 第四紀試料分析法2, 研究対象別分析法, 日本第四紀学会編, 東京大学出版会, p.38-45.

表1 大宮府桑坊路第264次調査における蛍光X線分析結果

測定項目	単位	測定結果 (wt%)						
		試料	埋土	埋土	埋土	埋土	埋土	埋土
11	Na ₂ O	1.289	1.407	1.391	1.472	1.396	1.478	1.360
12	Na ₂ O	0.115	0.110	0.090	0.100	0.090	0.090	0.104
13	Al ₂ O ₃	26.820	26.830	26.641	27.302	27.126	26.453	26.027
14	SiO ₂	55.476	56.600	57.371	56.314	56.954	57.326	55.290
15	Fe ₂ O ₃	1.866	1.421	1.565	1.418	1.322	1.455	1.428
16	SiO ₂	0.090	0.090	0.090	0.090	0.090	0.090	0.090
18	K ₂ O	3.275	3.536	3.415	3.322	3.448	3.170	3.081
20	CaO	0.964	0.707	0.663	0.692	0.690	0.696	0.773
22	TiO ₂	0.800	0.813	0.836	0.849	0.860	0.857	0.829
23	TiO ₂	0.000	0.011	0.007	0.003	0.009	0.005	0.000
25	Na ₂ O	0.184	0.131	0.133	0.129	0.132	0.147	0.127
26	Fe ₂ O ₃	8.528	7.824	7.439	8.151	7.791	8.018	8.752
29	CaO	0.014	0.095	0.114	0.022	0.104	0.035	0.018
29	CaO	0.025	0.026	0.026	0.021	0.028	0.023	0.025
38	SiO ₂	0.020	0.025	0.021	0.023	0.026	0.023	0.022
40	SiO ₂	0.022	0.021	0.021	0.020	0.020	0.019	0.020

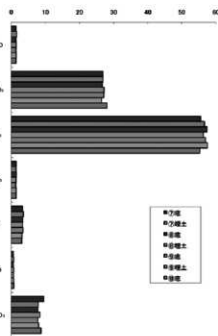


図1 大宮府桑坊路第264次調査における蛍光X線分析結果(おもな元素: wt%)

2. 大宰府条坊跡第264次調査に伴う粒度分析

パリオ・サーヴェイ株式会社

1. 試料

試料は、264SD005の最下層から採取された土壌試料2点(土サンプル①・②)である。(fig.22 参照)

2. 分析方法

砂屑性堆積物研究会(1983)の方法を参考に礫・砂粒子画分はふるい分け法、シルト・粘土粒子画分はピペット法で行った。また、粒径区分はWentworth(1922)に従った。以下に分析操作工程を示す。

試料を風乾して2mmφ篩でふるい分ける。2mmφ篩上粒子は水洗して重量を測定する。一方、2mmφ篩下粒子は40.00gをビーカーに秤量し、蒸留水と30%過酸化水素水を加え、熱板上で有機物分解を行う。

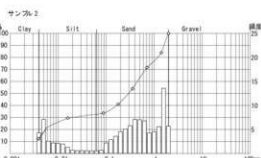
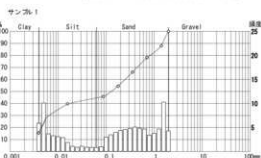
分解終了後、蒸留水と分散剤(4%カルゴン)を加え、攪拌しながら30分間音波処理を行う。沈底瓶にこの懸濁液を移し、往復振とう機で1時間振とうする。振とう終了後、水で全量を1000mlにする。この沈底瓶を1分間手で激しく振り、直ちに静置する。ピペット法に準じて所定時間に所定

深度から粘土・シルト画分(0.063mm>),粘土画分(0.0039mm>)を10ml採取し、105℃で24時間乾燥させた後、重量を測定し加積通過率(質量%)を求める。ピペット法終了後、懸濁液を63μm篩で水洗いする。63μm篩残留物を105℃

で5時間熱乾燥後、1.0, 0.5, 0.25, 0.125mm篩でふるい分け、各篩毎に篩上残留物の質量を測定し、加積通過率(質量%)を求める。ピペット法およびふるい分けで求められる加積通過率(質量%)から粒径加積曲線を描き、Wentworth(1922)

の粒径区分毎の質量を算出する。なお、別に2mmφ篩上粒子(礫)について篩別し、礫を細分した結果も加える。

図1. 粒度分析加積曲線



3. 結果

粒度分析結果を表1、Folk & Ward (1957) による評価を総合して結果を表2に示した。また、粒度分析加積曲線を図1に示した。いずれの試料も最頻値は極粗粒砂であるが、

際だって多い粒径はなく、淘汰も非常に悪い。このことから、崩落や洪水など強い流れが短期間の間に作用して埋積が進んだと考えられる。

表1. 粒度分析結果

試料名	粒径区分											
	礫				砂						泥	
	16-19mm	8-16mm	4-8mm	2.00-4mm	1.00-2.00mm	0.50-1.00mm	0.25-0.50mm	0.125-0.25mm	0.063-0.125mm	0.0039-0.063mm	0.0039mm	
S0005 土サマ①	3.2	1.4	7.4	9.9	12.2	11.5	8.8	5.9	24.2	15.5		
S0005 土サマ②	0.0	1.7	14.4	12.3	17.6	13.0	7.4	4.0	17.2	12.4		

注) 単位は重量%で表示。

表2. 粒度組成解析結果

試料名	M _d (中央値)	M _z (平均値)	M _o (最頻値)	Sk (歪度)	σ (分級度)	K _g (尖度)
S5-S土サマ①	2.96φ (0.123mm)	3.69φ (0.083mm)	細粒砂 (0.585mm)	0.29 正の歪み	3.74 非常に悪い	0.66 偏平
S5-S土サマ②	1.77φ (0.293mm)	3.01φ (0.124mm)	細粒砂 (0.585mm)	0.49 著しい正	3.71 非常に悪い	0.66 非常に偏平

注) 評価はFolk & Ward(1957)による

引用文献

砂屑性堆積物研究会編, 1983, 堆積物の研究法. 地学双書, 24, 地学団体研究会, 377p.

Wentworth, C.K., 1922, A scale of grade and class terms for clastic sediments. J. Geol. 30, 377-392.

Fork, R.L. and Ward, W., 1957, Brazos river bar, a study in the significance of grain size parameters. J. Sed. Petrol., 27, 3-26.

第5章 第264次調査出土の所謂「地鎮具埋納遺構」と「地縄張り」について〈予察〉

九州歴史資料館 参事 馬田弘稔

1. はじめに

(1) 〈予察〉の経緯について

本稿を草する経緯は、太宰府市教育委員会が実施した大宰府条坊跡第264・265次調査成果について、監理担当である中島恒次郎氏（太宰府市教育委員会）から指導助言の依頼を受けたことにある。

当該調査では、報告文に記されてきたように奈良～平安期に建てられたと考えられる掘立柱建物ならびに奈良後期に造営された東西道路が検出され、さらに特筆すべきものとして、と同間跡を多数埋納した土師器甕出土遺構（264SX055）が1基確認されている。通常このような遺構は、所謂「地鎮具埋納遺構」として報告され、性格については、遺構呼称が物語るように施設建築に際して「地鎮」行為を想起させるものとして処理され、また、類例の集成・分析を経てその理解が深められてきたようにも筆者には想われ、このことに限れば新たな資料の追加事例となるものと言えよう。

しかし、当該遺跡では、所謂「地鎮具埋納遺構」の位置・主軸が近接する掘立柱建物1棟だけとの関連性・柱筋との一致に限らず、ほぼすべての検出建物・井戸など諸遺構群（施設）とも時空を超えた何らかの相関関係が想起される。

以上のような当該遺跡の特徴に加え、幸運にも発掘時点での第264・265次調査区の見学の機会に恵まれ、「所謂「地鎮具埋納遺構」ト為テ、如何（いかに？）との自問に、「所謂「地鎮遺構」、此処ニ立テ見渡サハ「全テ遺構、ソノ「顔」及「ツ」ヲ「為人（ヒトナリ）」ヲ知ル」との自答を得ていたことで、筆者40年来の所謂「地鎮具埋納遺構」、そして、弥生期以降の所謂「祭祀関連遺構」などの特殊遺構、この特殊遺構と諸施設との関連を探る光明ともなるのではとの想いもあり、本稿にその検討結果の一部を紹介し、諸賢の叱咤・ご指導を得たいと考えた次第である。

なお、遺構群は本報告の第264次調査地区の北に隣接している第265次調査地区へと連続しているため、両地区を総合的に検討して諸賢に仰ぐべきではあるが、第265次調査報告書は調査機関が異なることもあり当該報告書とは別途に刊行されることなどに因り、本稿では第264次調査出土遺構間に限っての筆者の留意・課題事項を、備忘録＝〈予察〉として列記・紹介するものである。

(2) fig. 39 第264次出土遺構の地縄張り相関〈予察〉図について

本書には、fig. 4 大宰府条坊跡第264次調査遺構全体図（S = 1/150、以下、※①と略す）とfig. 40 大宰府条坊跡第264次調査遺構配置図（S = 1/150、以下、※②と略す）に加え、筆者作成のfig. 39 第264次出土遺構の地縄張り相関〈予察〉図（S = 1/100、以下、※③と略す）が掲示されているが、その特徴は、作成意図の相違もあって三者三様である。

筆者が当初に入手したのは、中島氏提供の大宰府条坊跡第264次調査遺構全体図（S = 1/100・製図済み平面図。以下、※④と略す）で、検討に際し、前節で既述した現地見学の際の所見＝遺構を指呼しての臨場感＝諸土施設の「顔」及「ツ」ヲ「為人（ヒトナリ）」（※⑤）を検討したいと考え、（S = 1/20 実測原図、※⑥）を所望した。

その後の経緯は省くが、入稿直前の段階で、通有遺構実測図・配置図とは新旧遺構が切り合う例でも両者共にその検出・確認時上面プランで実測（S = 1/20 ※⑦）された成果物と思いこんでいたが、新旧切り合う遺構間ではその新旧遺構を共に完掘・掘り上げた段階での実測図作成方針であったため、fig. 10・12・8の各SB070・SB075・SB060実測図（S = 1/20、※⑧）などのように新期柱穴と古期柱穴の重複部では、新期柱穴の確認上面プランの実測成果物（S = 1/20）は無く、建物建て替え・一部柱の立て替えに伴う新期強方については、新規柱穴が古期柱穴以上に深ければ古期柱穴底面レベル以下か

らの断面図示、浅ければ古期柱穴底面レベルより上位の完掘後遺存部を見通した実測図(※⑨)に限られ、その代わりにとしての略測図作成・発掘作業の進行、そして※②配置図(略測図)提示となったようである。

したがって、※①・②・⑧・⑨などは筆者が通有親しんでいる図と言うより、あくまでも※①は完掘・掘り上げ後プランの遺構全体図・※②は遺構検出時プランの遺構(略測)配置図・所望した※⑥は未作成で、作成されているのは完掘後プランの各遺構実測図であること、そして、〈予察〉図※③は、完掘・掘り上げ後プラン実測図から作成された※①＝(建物建て替え・一部柱の立て替え後の最終建物プラン揭示図)から、各建物の最終プラン揭示線を除去させて頂き、あくまでも、井戸＝水辺関連施設および各建物の当初プラン(最古期プラン)相互間での関係を検討(※⑩)し、「その各施設当初期＝最古期の諸施設間配置、建物規模を示した地縄張り相関〈予察〉図」であることを了承の上で読解していただく必要がある。

なお、上記※⑩の各建物当初プランの検討に際しては、大縮尺のS=1/20の※⑨図を使用し、※⑤既述の「顔」の一部残映とも言える新・旧柱穴掘方の梁・桁行き筋の乱れ、新・旧柱抜去時掘方の大小・プラン形状などの特徴把握に留意し、同様に※⑤「為人」の一部残映からの、「為人」全体像の把握＝【諸施設の(「造作前の前代基本構想」～(造作期の配置・規模基本計画～同実施計画～同施行)～使用～建て替え～建て替え以降)の諸段階での「古代人」の思慮】の把握(※⑩)からの事始めとしたが、その詳細は「第265次調査報告書」で、その一部を紹介したい。

(3) 諸概念(仮称)の使用について

以下の説明では、第264次調査出土の各遺構を264SB070建物で例示すれば、fig.39例示の建物規模・柱穴模式図に示すように、この建物を単にSB070、その柱穴を単にP1～(桁行柱穴)・P21～(隅柱穴を除く梁行柱穴)などと表記し、SB070の地縄張り東西主軸を【SB070(主地縄張り主軸)】あるいは遺構番号070の下2桁を活かして【SB070-SX700(X軸)】、同南北主軸を【SB070(主地縄張り副軸)】あるいは同様に【SB070-SY700(Y軸)】、両軸の交点＝【主地縄張り(心)】に配したと考える【主地縄張り遺構】を【SB070-SX700】、このSB070-SX700を主地縄張り原点とした正三角形(一部建物例では直角二等辺三角形)を【正三角形地縄張り：正三角形型地縄張り】、その正三角形型地縄張りの(小形の正三角形)を「1地縄張り基準単位」、この(小形正三角形)やその相似形を探る(中・大形の正三角形)・(より小形の正三角形)地縄張りで配された遺構(P=ピット)、および未検出ではあるが建物群などの配置・建物規模などの検討上必要とする諸地縄張り形の各点を(X・Y)座標系を用いて、【SB070-SX700-P(+1.0X・0Y)】・同-P(-1.0X・-0.5Y)などと仮称する(fig.39例示の諸概念略図)。

また、前節文末※⑩でも触れた諸施設の「(造作前の前代基本構想)～(造作期の配置・規模基本計画～同実施計画～同施行)～使用～建て替え～建て替え以降」の諸段階で、主地縄張り遺構と共に深く思慮され重要視されたと考えるSE050など井戸関連(水辺の祭祀関連)遺構＝【副地縄張り遺構】(※⑫)を遺構番号070の下2桁を活かしてSB070-SX7000などと仮称する(fig.39参照)。

最後に、筆者浅学・専門分野外での、以下、配置状況・建物規模の「顔」及「人」(ヒトナリ)の難解な珍説開陳をお許し願いたいと共に、開陳の機会を快く与えてくださった太宰府市教育委員会中島氏、(株)埋蔵文化財サポートシステム 松浦氏、毛利氏をはじめ関係各位に心から感謝致します。

2. 「遺構群の配置、建物規模」と「地縄張り」について

SB085

(1) 主地縄張り遺構と地縄張り型

1 項: SX055 (心) を通る南北主軸 = SB085-SX850 (Y 軸) が西桁行柱筋に一致する。

2 項: また、等間例を示すと、

① 【SX055 (心) - P1】間 = (P1 - P2) 間 = (P6 - P7) 間 =

② 【桁行柱間】 =

③ 【【SX055 (心) を通る東西主軸 = SB085-SX850 (X 軸)】 - 南梁行柱筋】間・・・で等間に採る・・・

【以下、同一建物での梁行・桁行柱間では、単に (P1 - P2)・(P6 - P7) などと表記し、「間」を略す】。

3 項: 2 項を換言すれば、【【SX055 (心) を通る東西主軸 = SB085-SX850 (X 軸)】 - 南梁行き柱筋】間 × 4 = 【【SX055 (心) を通る東西主軸 = SB085-SX850 (X 軸)】 - 北梁行き筋】間・・・で等間に採る。

4 項: 【(P1) - (南梁行) × 3 / 3 点】 × 2】長 = 【(南梁行) × 2】長 = 【(P5 - P4)】対角長・・・で等間に採る。

5 項: 【(P1) - [(南梁行) × 1 / 3 点] × 2】長 = 【[(南梁行) × 1 / 3 点] - (P2)】長・・・で等間に採る。

6 項: 【(P1) - [(南梁行) × 2 / 3 点] × 2】長 = 【[(南梁行) × 2 / 3 点] - (P3)】長・・・で等間に採る。

7 項: 【[(南梁行) × 1 / 2 点] × 2】長 = (P1 - P21) × 2 = 【P21 - [(西桁行) × 1 / 2 点]】長・・・で等間に採る。

8 項: 【【SX055 (心) - (P1)】間 × 2】長 = 【SX055 (心) - (P2)】間 = (P2 - P4) 間 = 【P5 - SX 055 (心)】間・・・で等間に採る。

9 項: 上記 1 ~ 8 項から

① 【[(南梁行) × 1 / 3 点] - (P2)】長を一辺とする正三角形 (小形) = 正三角形 【△ [(P2) = SB085-SX850-P (0X・+ 2.0Y)]・[(南梁行) × 1 / 3 点 = SB085-SX850-P (+ 0.5X・+ 1.0Y)]・[SB085-SX850-P (- 0.5X・+ 1.0Y)]】 = 正三角形 【△ SB085-SX850-P (+ 0.5X・+ 1.0Y)】・[SB085-SX850-P (- 0.5X・+ 1.0Y)] = 正三角形 【△ [(P1) = SB085-SX850-P (0X・+ 1.0Y)]・[SB085-SX850-P (+ 0.5X・+ 0Y)]・[SB085-SX850-P (- 0.5X・0Y)]】・・・など

② 【[(南梁行) × 2 / 3 点] - (P3)】長を一辺とする正三角形 (中形) = 正三角形 【△ [(P3) = SB085-SX850-P (0X・+ 3.0Y)]・[(南梁行) × 2 / 3 点 = SB085-SX850-P (+ 1.0X・+ 1.0Y)]・[SB085-SX850-P (- 1.0X・+ 1.0Y)]】 = 正三角形 【△ SB085-SX850-P (+ 1.0X・+ 1.0Y)】・[SB085-SX850-P (- 1.0X・+ 1.0Y)]・[SB085-SX850-P (0X・- 1.0Y)]】・・・など

③ 【[(南梁行) × 3 / 3 点] - (P4)】長を一辺とする正三角形 (大形) = 正三角形 【△ [(P4) = SB085-SX850-P (0X・+ 4.0Y)]・[(南梁行) × 3 / 3 点 = (P5) = SB085-SX850-P (+ 1.5X・+ 1.0Y)]・[SB085-SX850-P (- 1.5X・+ 1.0Y)]】 = 正三角形 【△ SB085-SX850-P (+ 1.5X・+ 1.0Y) = (P5)】・[SB085-SX850-P (- 1.5X・+ 1.0Y)]・[SB085-SX850-P (0X・- 2.0Y)]】・・・など

10 項: 以上 1 ~ 9 項から

① 9 項①~③などの諸正三角形を【正三角形地縄張り: 正三角形型地縄張り】、

② 9 項①の正位 (小形正三角形型) やその逆位 (小形正三角形型) △ [SB085-SX850-P (0X・0Y) = SX055 (心)]・[SB085-SX850-P (+ 0.5X・+ 1.0Y)]・[SB085-SX850-P (- 0.5X・+ 1.0Y)] などを【1 地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】、この 1 地縄張り基準型で採れる【X 軸長・Y 軸長・対角長】の各規模を【X 軸 = 1 基準単位規模・Y 軸 = 1 基準単位規模・対角長 = 1 基準単位規模】、SB085-SX850 を SB085 の主地縄張り遺構と仮称する。

③ 同様に、9 項②の (中形正三角形型)・9 項③の (大形正三角形型) を、それぞれ【2 地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】・【3 地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】などと仮称し、同様に 2 地縄張り基準型で採れる【X 軸長・Y 軸長・対角長】の各規模を【(X 軸) = 2 基準単位規模・Y 軸 =

2 基準単位規模・対角長 = 2 基準単位規模】などと仮称する。

- 11 項：また、各地縄張りで配された遺構（P = ピット）および未検出ではあるが建物群などの配置・建物規模などの検討上必要とする諸地縄張り形の各点を〔SB085（西桁行）×1/2点〕=〔SB085-SX850-P（OX・+ 2.5Y）〕、SB085（南梁行）×1/3点〕=〔SB085-SX850-P（+ 0.5X・+ 1.0Y）〕などと仮称する。

(2) 建物規模

12 項：梁行規模は（X 軸）= 1.5 基準単位規模で 2 間、桁行規模は（Y 軸）= 3.0 基準単位規模で 3 間、（南北棟）の復原案を提示する。

13 項：建物規模（床面積）を、

① 9 項①既述の（小形）正三角形型群の中でも特に、主地縄張り遺構 = SB085-SX850・主地縄張り主軸 = SB085-SX850（X 軸）・同副軸 = SB085-SX850（Y 軸）に留意して、

② 換言すれば特に、（小形）正三角形【△（P1）= SB085-SX850-P（OX・+ 1.0Y）】・〔SB085-SX850-P（+ 0.5X + 0Y）】・〔SB085-SX850-P（- 0.5X + 0Y）】型の面積 = 【1 地縄張り基準型】の面積に留意して示せば、

③ 【建物規模（床面積）】 = 【13 項②の〔SB085（小形正三角形型）= 1 地縄張り基準型】の面積】× 9】規模（床面積）となる。

(3) その他の遺構との地縄張り配置関係

14 項：以上のように、

① 【SX055】は、SB085 の【主地縄張り遺構 SB085-SX850】であると共に、後述の建物で列記するように、

② SX055 は、SB085 より後出する建物である SB075・SB060 の各主地縄張り遺構 SB075-SX750・SB060-SX600 でもある。

15 項：

① 建物 = SB085 は所謂「地鎮具埋納遺構」= SX055 と共に、第 264・265 次調査両地区出土全遺構群の中で最も古期に造作されたものであるだけでなく、

② 全遺構群の中で SX055 に最も近い位置に造作され（配され）ている。

16 項：上記 14・15 項に加えて建物 = SB085 の主地縄張り遺構とした SB085-SX850（= SX055）と後述 SB070 の主地縄張り遺構とした SB070-SX700 は、

① 単に近接する配置関係にあるだけでなく、

② 点〔SB085-SX850-P（OX・- 2.5Y）〕を通る X 軸 = 点〔SB070-SX700-P（OX・- 2.0Y）〕を通る X 軸 = SB070（南梁行柱筋）・・・で一致する。

17 項：そして、

① SB085（P1）からの 6 地縄張り基準型正三角形の点〔SB085-SX850-P（+ 3.0X・- 5.0Y）〕を、後述 SB070 の点 P〔SB070（P1）- SB070-SX700-P（+ 2.5X・- 4.0Y）〕を結ぶ線が通り、

② その SB070 の点 P は SB070（東桁行柱筋）とその SB070 の点 P を通る SB070（X 軸）との交点でもある。

18 項：また、上記 SB070 の 2 地縄張り基準型直角二等辺正三角形の点【SB070（P1）- SB070-P（+ 2.5X・- 4.0Y）】= SB070-SX7000 ははじめ、SB075-SX7500・SB070-SX7000 などの、前節 1（3）で既述した SE050 など井戸関連（水辺の祭祀関連）遺構 = 【副地縄張り遺構】（※②）が、18 項で既述した SB085-SX8500 = 井戸関連（水辺の祭祀関連）遺構 = 【副地縄張り遺構】= 後述の SE050（掘方領域を含む）にいずれも集中すること。

19 項：以上 14～18 項のように、

① 第 264・265 次調査両地区出土全遺構群の中で最も古期に造作された建物 = SB085 は、所謂「地鎮具埋納遺構」= SX055 と共に、【後代の全遺構群の地縄張り配置】を規制している。

②換言すれば、前節 1 (2) で既述した【諸施設の「(造作前の前代基本構想)～(造作期の配置・規模基本計画～同実施計画～同施行)～使用～建て替え～建て替え以降」の諸段階での「古代人」の思慮】(※①)云々の文言の一部を、この 19 項で、(造作前の前代基本構想) = (建物 SB085・所謂「地鎮具埋納遺構」 = SX055・SB085-SX8500 造作期の前代基本構想) と単に換えるだけでなく、「これらの遺構は何故当該地点に配されたのか。その「古代人」の思慮とは何か」についての更なる検討が必要である。

SB070

(1) 主地縄張り遺構と地縄張り型

1 項: SB070-SX700 (心) を通る東西主軸 = SB070-SX700 (X 軸) が SB070 (東西中軸) に一致する。

2 項: また、等間例を示すと、

① 【[SB070-SX700 (心) を通る南北主軸 = SB070-SX700 (Y 軸)】 - [西桁行柱筋] 間 =

② 【(P1 - P23) = (P21 - P9)】 = 【梁行柱間 × 1/3 × 2】長・・・で等間に採る。

3 項: (南梁行) = (P1 - P4) = (P5 - P8) = (P9 - 12) = (P13 - P16)・・・で等間に採る。

4 項: 上記 3 項を換言すれば、【(桁行) から桁行柱列中央部の (P4 - P5) 柱間を差し引いた (桁行規模)】 = 【(梁行規模) × 2】。

5 項: 上記 1 ~ 4 項から

① 【[SB070-SX700 (Y 軸) - (西桁行柱筋) 間 ÷ 2】規模を用いて、SB070-SX700 (X 軸) 上に SB070-SX700-P (+ 0.5X)・同-P (+ 1.0X)・同-P (+ 1.5X)・同-P (+ 2.0X) や、逆に同-P (- 0.5X)・同-P (- 2.0X) などと順次採り、

② 【[SB070-SX700 (X 軸) - (南梁行柱筋) 間 ÷ 2】規模を用いて、SB070-SX700 (Y 軸) 上に、上記同様 SB070-SX700-P (- 1.0Y)・同-P (+ 2.0Y) や、逆に同-P (+ 1.0Y)・同-P (+ 2.0Y) などと順次採るなどすれば、

③ 【SB070-SX700 (Y 軸) - (西桁行柱筋) 長 = (P1 - P23) 長 = (P21 - P9) 長などを一辺とする正三角形 (小形) = 正三角形【△ [SB070-SX700 (心) = SB070-SX700-P (0X・0Y)]・[SB070-SX700-P (- 0.5X - 1.0Y)]・[SB070-SX700-P (+ 0.5X - 1.0Y)]】 = 正三角形【△ [SB070-SX700-P (0X - 2.0Y)]・[同-P (- 0.5X - 1.0Y)]・[同-P (+ 0.5X - 1.0Y)]】 = 正三角形【△ [SB070-SX700-P (+ 0.5X - 1.0Y)]・[同-P (0X - 2.0Y)]・[(P1) = 同-P (+ 1.0X - 2.0Y)]】 = 正三角形【△ [SB070-SX700-P (+ 1.5X - 1.0Y)]・[(P1)]・[(P23)]】 = 正三角形【△ [SB070-SX700-P (+ 2.0X - 1.0Y)]・[(P21)]・[(P29)]】などは【小形正三角形型】を採ることから、これらを【1 地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】、この 1 地縄張り基準型で採れる【X 軸長・Y 軸長・対角長】の各規模を【X 軸 = 1 基準単位規模・Y 軸 = 1 基準単位規模・対角長 = 1 基準単位規模】、SB070-SX700 を SB070 の主地縄張り遺構と仮称する。

④ 同様に、【SB070-SX700 (心) - (P1) 長などを一辺とする正三角形 (中形)】 = 正三角形【△ [SB070-SX700 (心)]・[(P1)]・[SB070-SX700-P (- 1.0X - 2.0Y)]】などの【中形正三角形型】、正三角形【△ [SB070-SX700 (心)]・[SB070-SX700-P (+ 2.0X - 4.0Y)]・[SB070-SX700-P (- 2.0X - 4.0Y)]】などの【大形正三角形型】を、それぞれ【2 地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】・【4 地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】などと仮称し、同様に 2 地縄張り基準型で採れる【X 軸長・Y 軸長・対角長】の各規模を【(X 軸) = 2 基準単位規模・Y 軸 = 2 基準単位規模・対角長 = 2 基準単位規模】などと仮称する。

(2) 建物規模

6項：梁行規模は（X軸）＝1.5地縄張り基準単位規模】で3間、桁行規模は（Y軸）＝4.0地縄張り基準単位規模】で7間、（南北棟）である。

7項：建物規模を床面積で示せば、

①5項③既述の（小形）正三角形型群の中でも特に、主地縄張り遺構＝SB070-SX700・主地縄張り主軸＝SB070-SX700（X軸）・同副軸＝SB070-SX700（Y軸）に留意して、

②換言すれば特に、正三角形【△[SB070-SX700-P(0X・-1.0Y)]・[SB070-SX700-P(-0.5X・0Y)]・[SB070-SX700-P(+0.5X・0Y)]】の面積＝【1地縄張り基準型】の面積に留意して示せば、

③【建物規模（床面積）】＝【7項②のSB070（小形正三角形型）＝1地縄張り基準型】の面積】×12規模（床面積）となる。

(3) その他の遺構との地縄張り配置関係

8項：SB070とSB075の梁行規模を等しく採る。

9項：【[SB075（桁行規模）÷2】長】＝【SB070（P1-P4）】＝【SB070（P13-P16）】

10項：上記9項を換言すれば、SB070（桁行規模）＝SB075（桁行規模）＋SB070（P4-P5）＝SB075（桁行規模）＋SB070（P12-P13）・・・で等間に採る。

11項：【SB070（X軸）－SB075（南梁行柱筋）】間＝【SB060（Y軸）－SB060（西梁行柱筋）】間＝【SB060（北桁行）×1/2】規模＝SB060（梁行）

12項：SB070（東桁行筋）は、[SB070-SX700-P(+2.5X・-4.0Y)]＝SB070-SX7000(心)を通るだけでなく、SE050（大略心）をも通る。

13項：【SB085(P1)】と【SB085-SX850P(+3.0X・-5.0Y)＝SB085-SX8500】を結ぶ地縄張りも、上記12項のSB070-SX7000(心)を通る。

14項：SB070（P4-P5）間でSB070（X軸）に南・北接する小ピットP₁・P₂が検出されているが、この【(P₁-P₂)÷2】点は、

①SB070（東西主軸）＝主地縄張り主軸＝SB070（X軸）と、

②SB070（西桁行柱筋）との交点であり、両ピットもSB070-SX700と共に副地縄張り遺構と仮称できよう。

SB075

(1) 主地縄張り遺構と地縄張り型

1項：SX055（心）を通る東西主軸＝SB075-SX750（X軸）が東西中軸に一致し、(P4-P11)柱筋を通る。

2項：【[SX055（心）を通る南北主軸＝SB075-SX750（Y軸）]－[西桁行柱筋]】間×1/4＝(P3-P4)＝(P4-P5)＝(P10-P11)＝(P11-P12)・・・で等間に採る。

3項：既述2項の各桁行柱間のみが、(P1-P2)・(P2-P3)・(P12-P13)など他の桁行柱間とは異なる柱間を採る。

4項：上記3項から、

①SB075を南北棟で桁行6間規模の1棟とせず、換言すればSB075（P4-P11）を建物の柱穴掘方・柱穴とせずに、東西棟の建物2棟がSX055（心）を通る東西主軸を介して南北両側に併存とすべきかとの指摘もあろうが、

②(P3-P10)・(P5-P12)各梁行筋ではP21～P24に対峙する柱穴掘方・柱穴が所在しないことや、

③他の柱穴掘方の状況と異なり、P3・P4に限り、P3柱穴掘方では北接・P4柱穴掘方では北東接して、著しく大きい柱抜去用掘方様の穴が検出されていることなどから、

④やはり、南北棟の1棟とすべきである。

5項：なお、

- ①上記2・3項で指摘した「桁行中央部の柱間のみが小さいと言うこの特徴ある柱間採り」と、同4項③で指摘した「柱抜去掘方様の穴の特徴」は、SB070の西桁行(P4・P5)でも同様に認められ、[SB070(西桁行)掘方列]の内側筋は(P4・P5)を含めて(P4～P8)が[SB075-SX750(Y軸)筋平行の南北方向地縄張り]に整然と接し、東に掘方のはみ出すことがないのに、[SB070(西桁行)掘方列]の外側筋では(P4・P5)のみが西に掘方のはみ出し(若干大きく)、加えてP12柱穴掘方でも北東接して柱抜去時の掘方を認める。
- ②上記のように、「SB075・SB070両建物が共に、その柱抜去掘方様の穴は西桁行柱筋の方が東桁行柱筋の方より大きいこと」については、特に留意すべき事項であり、
- ③他の建物群も含めて「例外無く、SB075・SB070両建物の西方に位置するSX055の(X軸)を主地縄張り主軸・同(Y軸)を主地縄張り副軸とした地縄張りを採る配置」との留意事項なども考慮すれば、
- ④両建物を、共に西面する建物として良い。
- ⑤換言すれば、両建物が西面を採る事由の極めて大きな事由が、「当遺跡での西方への主地縄張り遺構群配置にある」と考えることができよう。

6項：ところで、

- ①【[SB075-SX750(X軸)＝(東西中軸)－(南梁行柱筋)]間＝[(桁行)×1/2規模]＝
- ②[(南梁行)＝(P1－P8)]＝(P1－P4)＝
- ③[SB075-SX750(Y軸)一点【[SB075-SX750(Y軸)－SB075(西桁行柱筋)]間]×(1/8)×7]長・・・で等間に採る。

7項：上記1～6項などから

- ①【既述2項の[SB075-SX750(Y軸)－(西桁行柱筋)]間×(1/4＝2/8)長]×1/2を二等辺とする(小形)二等辺直角三角形型地縄張りを【1地縄張り基準型】、この1地縄張り基準型で採れる[X軸長＝Y軸長、対角長]の各規模を【(X軸＝Y軸)＝1基準単位規模、対角長＝1基準単位規模】、SB075-SX750をSB075の主地縄張り遺構と仮称する。
- ②同様に、既述6項の梁行長を二等辺とする(大形)二等辺直角三角形型地縄張りを【7地縄張り基準型】、【7地縄張り基準型の二等辺直角三角形型地縄張り】と仮称し、同様に7地縄張り基準型で採れる[X軸長＝Y軸長、対角長]の各規模を【(X軸＝Y軸)＝7基準単位規模、対角長＝7基準単位規模】などと仮称する。

8項：ところで、上記7項②【SB075の7地縄張り基準型】での【[二等辺直角三角形型地縄張り]の7対角長単位規模]＝(P4－P8)規模を、SB075-SX750(X軸)で(西桁行柱筋から西に)＝(P4から西に)採れば、[SB075-SX750(Y軸)＝SB085-SX850(Y軸)＝SX055(Y軸)]より更に西の[SB085-SX850-P(－0.5X・0Y)]に至る。

9項：上記8項を換言すれば、

- ①[SB075(7対角長単位規模)＝(P4－P8)＝[P4－[SB085-SX850-P(－0.5X・0Y)]]規模＝SB070(P4－P9)
- ②【[(X軸＝Y軸)＝7基準単位規模]＝SB075(P4－P1)]＝[SB075(P1－P8)]＝[SB075(梁行)＝14基準単位規模]×1/2
- ③[SB075(P4)－SB085(南北中軸)]間＝【[SB085-SX850-P(+1.0X・0Y)]－[SB085-SX850-P(－0.5X・0Y)]】間
- ④なお、△[SB085-SX850-P(－0.5X・0Y)]・[SB085-SX850-P(+0.5X・0Y)]・[SB085(P1)の正三角形型地縄張り]は、既述のようにSB085(小形正三角形型)＝1地縄張り基準型である。

(2) 建物規模

10 項：梁行規模＝〔X 軸〕＝7 地縄張り基準単位規模〕で 2 間、桁行規模＝〔Y 軸〕＝〔7 × 2＝14〕地縄張り基準単位規模〕で 6 間、(南北棟)である。

(3) その他の遺構との地縄張り配置関係

11 項：SB085 との地縄張り配置関係については、8～9 項で既述したとおりである。

12 項：SB070 などとの地縄張り配置関係については、5 項で既述したとおりである。

13 項：SB070 (梁行)＝SB075 (梁行)＝〔〔SB060 (西梁行柱筋)と同(東西中軸)との交点〕－SB060 (P9)〕

14 項：〔〔SB075 (南北中軸)と SB070 (南梁行柱筋)との交点 P₁〕から SB060 (梁行規模)だけ SB075 (南北中軸)上を南に採る点 P₂〕－SB070 (P1)〕長＝〔〔SB060-SX600(心)－SB060 (P7)〕＝〔SB060(P1)－SB060 (南桁行) × 1 / 2 点〕〕・・・4 短線刻みの斜線長で図示。

15 項：〔〔SX055(心)＝SB075-SX750(心)〕－SB085(P7)〕＝〔SB085(P1－P8)〕＝〔SB070-SX700-P (+1.0X・0Y)－SB070 (P9)〕＝〔SB070 (P1)－SB070-SX700-P (+2.5X・-4.0Y)〕・・・2 短線刻みの斜線長で図示。

16 項：〔SB075-SX7500(心)－SB075(P1)〕長＝〔SB075-SX7500(心)－SB075(P8)〕長＝SB075(P4－P8)・・・3 短線刻みの斜線長で図示。

17 項：〔副地縄張り遺構＝水辺の祭祀関連遺構〕空間領域内に、SE050(心)・SB085-SX8500(心)・SB070-SX7000(心)・SB075-SX7500(心)・SB060-SX6000(心)などを配置する。

SB060

(1) 主地縄張り遺構と地縄張り型

1 項：SX055 (心)を通る東西主軸＝SB060-SX600 (X 軸)が北桁行柱筋に一致する。

2 項：また、

- ① 〔〔SX055 (心)－SB060 (P1)〕間 × 2〕長＝
- ② 〔〔SX055 (心)－SB060 (西梁行柱筋)〕間 × 2〕長
- ③ 〔SB060 (梁行) × 2〕長＝
- ④ 〔SB060 (桁行)〕・・・で等間に採る。

3 項：加えて、

- ① SX055 (心)－SB060 (P1)間＝
- ② 〔SX055 (心)－SB060-SX600-見透し P (+1.0X・0Y)〕間 × 2＝〔SB060-SX600-見透し P (+1.0X・0Y)－西梁行〕間 × 2 長＝〔SB060 (西梁行) × 1 / 2〕 × 2 長・・・で等間に採る。

4 項：上記 1～3 項を換言すれば、

- ① 〔〔SB060-SX600 (心)－SB060 (P7)〕間の地縄長〕＝
- ② 〔〔SB060-SX600-P (+1.0X・0Y)－〔SB060-P (西梁行 ÷ 2) 点〕間の地縄長〕 × 2〕＝
- ③ 〔〔SB060 (P1)－〔SB060 (南北中軸)と SB060 (南桁行柱筋)との交点〕間の地縄長〕

5 項：上記 1～4 項から、

- ① Δ〔SB060-SX600(心)〕・〔SB060-SX600-P (+1.0X・0Y)〕・〔SB060-SX600-P (+1.0X・-1.0Y)〕＝
- ② Δ〔SB060-SX600(心)〕・〔SB060-SX600-P (-1.0X・0Y)〕・〔SB060-SX600-P (-1.0X・-1.0Y)〕＝
- ③ Δ〔SB060-SX600-P (+1.0X・0Y)〕・〔SB060 (P1)＝SB060-SX600-P (+2.0X・0Y)〕・〔SB060-P (西梁行 × 1 / 2)〕

などは、二等辺直角三角形(小形)を採る。

6 項：以上のことなどから、

- ① 〔〔SB060-SX600 (Y 軸)－〔西梁行柱筋)〕間〕 × 1 / 2 長を二等辺とする(小形)二等辺直角三角形型地縄張りを 1 地縄張り基準型、この 1 地縄張り基準型で採れる〔X 軸長＝Y 軸長、対角長〕の

各規模を【X軸=Y軸=1基準単位規模、対角長=1基準単位規模】、SB060-SX600をSB060の主地縄張り遺構と仮称する。

- ②同様に、梁行長を二等辺とする（大形）二等辺直角三角形型地縄張りを【2地縄張り基準型】、【2地縄張り基準型】の二等辺直角三角形型地縄張り】と仮称し、同様に2地縄張り基準型で採れる【X軸長=Y軸長、対角長】の各規模を【(X軸=Y軸)=2基準単位規模、対角長=2基準単位規模】などと仮称する。

(2) 建物規模

7項：梁行規模は【Y軸=2地縄張り基準単位規模】で3間、桁行規模は【(X軸=4地縄張り基準単位規模)=[Y軸=2地縄張り基準単位規模]×2】で5間、(東西棟)の復原案を提示する。

(3) その他の遺構との地縄張り配置関係

8項：【SB060の主地縄張り遺構=SB060-SX600】=【SB085の主地縄張り遺構=SB085-SX850=SB055】=【SB075の主地縄張り遺構=SB075-SX750】

SB080

(1) 主地縄張り遺構と地縄張り型

1項：【SX055(心)を通る東西主軸=SB080-SX800(X軸)】方向が、東西主軸方向に一致する。

2項：【SX055(心)を通る南北主軸=SB080-SX800(Y軸)】が南北主軸方向に一致する。

3項：桁行×1/2=梁行を採る。

4項：ところで、既述してきた(SB085～SB060)=奈良期については、各建物の主地縄張り遺構と(梁行・桁行)柱筋との地縄張り関係、【各建物の主地縄張り遺構-(梁行・桁行の各柱間)】との地縄張り関係などについて、煩雑なまでの列記事項を指摘してきたが、SB080と後述するSB020は平安期の建物であること。

5項：また、第265次調査区で出土した奈良期の建物群は上記(SB085～SB060)群に近接して配されているが、第265次調査区で出土した平安期の建物群は(SB085～SB060)群からより北方に離れて配されており、SB080・SB020を加えた両調査区出土の平安期建物とSX055・SE050との関係については、やはり相関関係を認めるとの〈予見〉段階には至っているが、その詳細については次回の「第265次調査報告書」で紹介する。

6項：上記5・6項の事由に因り、今回の〈予察〉段階では、SB080(梁行)長を二等辺とする(大形)二等辺直角三角形型地縄張りを【1地縄張り基準型】、この1地縄張り基準型で採れる【梁行長・桁行長=梁行長×2・対角長】の各規模を【梁行=1基準単位規模、対角長=1基準単位規模】、SB080-SX800をSB080の主地縄張り遺構と仮称しておく。

(2) 建物規模

7項：梁行規模は【梁行柱筋=1地縄張り基準単位規模】で2間、桁行規模は【(梁行柱筋=1地縄張り基準単位規模)×2=2地縄張り基準単位規模】で5間、(東西棟)の復原案を提示する。

(3) その他の遺構との地縄張り配置

8項：SB080(東西中軸)=SB020(北桁行柱筋)

9項：SB080(梁行柱間)≒SB020(桁行柱間)

10項：SB080(梁行柱間)=SB080(南桁行柱筋)-SX055(X軸)

SB020

(1) 主地縄張り遺構と地縄張り型

1項：SX055(心)を通る東西主軸=SB020-SX200(X軸)方向が、東西主軸方向に一致する。

- 2項：SX055（心）を通る南北主軸＝SB020-SX200（Y軸）方向が、南北主軸方向に一致する。
 3項：【桁行長×1/3＝桁行柱間＝（P5－P6）】×2＝（P6－P1）
 4項：【西梁行（P5－P1）】＝【隅柱（P1－P8）÷2】＝【隅柱（P5－P4）÷2】＝【SB020（対角長）÷2】
 5項：とて、

- ① SB020（隅柱P1）と【SX055（X軸）とSB070（Y軸）との交点P₁（－0.5X・0Y）】を結ぶ線は、SX055（Y軸）と南桁行柱筋との交点P₂（0X・＋1.0Y）を通るだけでなく、
 ② 上記の線は【SB085（南梁行）の点P₄（＋1.0X・＋3.0Y）】を通り、
 ③ 【SB085（P1）＝点P₃（0X・＋3.0Y）】とSB085-SX850-P（＋1.5X・0Y）を結ぶ線上の点P₃（＋0.5X・＋2.0Y）を通るが、
 ④ 以上P₁～P₄の地縄張りは、（P₁－P₂）＝（P₂－P₃）＝（P₃－P₄）・・・で等間に採る。

6項：以上1～5項などから、SB020の主地縄張り遺構はSX055およびSB070-SX700などとの関係を今少し検討しながら、求める必要がある。

7項：上記6項の検討事項に因り、今回の〈予察〉段階では、

- ① 既述3項の【桁行柱間×2】を一边とする（大形？）正三角形型を【1地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】、この1地縄張り基準型で採れる【X軸長・Y軸長・対角長】の各規模を【X軸＝1基準単位規模・Y軸＝1基準単位規模・対角長＝1基準単位規模】と仮称でき、
 ② あるいは、既述5項の（P₁－P₂）長を一边とする（超小形？）正三角形型を【1地縄張り基準型】の【正三角形型地縄張り】、この1地縄張り基準型で採れる【X軸長・Y軸長・対角長】の各規模を【X軸＝1基準単位規模・Y軸＝1基準単位規模・対角長＝1基準単位規模】と仮称できるなど、
 ③ 曖昧模糊とした指摘に留め、
 ④ SB020の主地縄張り遺構（仮称）の言及については、次回の「第265次調査報告」で再検討したい。

(2) 建物規模

8項：既述7項の事由に因り、今回の〈予察〉段階では、【梁行規模＝桁行規模×1/2】で2間、【桁行規模＝梁行規模×2】で3間、（東西棟）の建物としておく。

(3) その他の遺構との地縄張り配置関係

- 9項：【SX850（Y軸）軸－西梁行筋】＝桁行柱間
 10項：【SB080（P5）－SB080（P22）】長＝SB020（P21－P6）
 11項：【【SB020（梁行）×2＝SB020（対角長）】×2】長＝【SX055（Y軸）－SE050（心）】長
 12項：【【SB020（南桁行柱筋）－SE050（心）】長×【SB020（梁行）×3】長
 13項：【SB020（西梁行）1/2】長＝【SB020（西桁行柱筋）－SB080（P10）】間
 14項：SB080の8項で既述したように、SB080（東西中軸）＝SB020（北桁行柱筋）
 15項：5項①～③の既述事項。

SE050

SE050やSB075-SX750などを【副地縄張り遺構】＝【水辺の祭祀領域】と仮称し、各建物と主地縄張り遺構（SX055・SB070-SX700）との地縄張り型およびその他の遺構との地縄張り配置関係については、各建物に関する列記事項で記述したとおりである。

その他の遺構

1項：マツリの庭として、

- ① 【長方型【【SX055（X軸）】－【SB070（Y軸）】－【SB080（南桁行柱筋）】－【SB020（西梁行柱筋）】の内部領域】＝【【諸遺構の配置・規模を採る際のマツリの庭の領域】だけでなく、

②上記「内部領域」は、1. (2) 文末※⑩でも触れた「諸施設の「(造作前の前代)～(造作期の配置・規模基本計画～同実施計画～同施行)～使用～建て替え～建て替え以降の諸段階でのマツリの庭の領域」との想いに至るが、事実、この領域内には大略方形のいずれも奈良期の土壇3基他が所在することに気付く。これら土壇群の詳細についての更なる検討が必要となろう。

③SE050についても、SE050(掘方の内部領域)＝上記※⑩諸段階でのマツリの庭の領域」との想いにも至る。

3. おわりに

前節までに指摘した各遺構別の列記事項数は計84項目に及ぶに至り、第265次出土遺構群(中島氏が現段階で把握されている建物に限れば6棟)を加えて2ヶ月後の「第265次調査報告書」までにこれら羅列項目を再検討し、

1項:例えば、SB085で1～19項目にも及ぶ列記事項中の如何ほどが正三角形型地縄張り(1地縄張り基準型)、[X軸＝1基準単位規模・Y軸＝1基準単位規模・対角長＝1基準単位規模]、SB085-SX850をSB085の【主地縄張り遺構】などの「仮称枠」が取れるのか?。

2項:「諸施設」は、

①:【南北棟(古)・・・SB085→SB070→SB075】→【東西棟(新)・・・SB060→SB080→SB020】へと【順次建て替え・移動＝配置替え】られ、

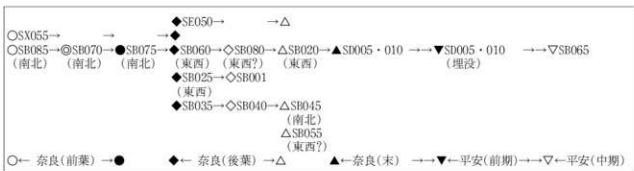
②【最古期のSB085(南梁行柱筋)に加えて最新期SB080(南梁行柱筋)以南、および【古期のSB070(西桁行柱筋)から新規のSB020(西梁行柱筋)に至まで】以西の【空間領域】には、【建物・井戸SX050・SB085-SX850などの水辺の祭祀関連施設】は無配置で、ただただ配置されるのは【最古期のSX055＝SB085-SX850から最新期SB080-SX8000に至まで】全てが【各建物の主地縄張り遺構】のみで、

③【古期のSB070(南梁行柱筋)～同SB075(南梁行柱筋)～同SB060(南桁行柱筋)に至まで】以南の【空間領域】には、【建物】は無配置で、ただただ配置されるのは【井戸SX050・SB085-SX850などの水辺の祭祀関連施設】のみである。

・・・などの是非を、浅学故の単なる机上のデバイダー遊びとの諸賢のご批判も加えたご指導も得て、次回【第265次調査報告書】中に「第264・265次出土遺構の地縄張り(予察)相関図」として提示できればと考えています。

(08.06.16 稿了)

第264・265次調査出土遺構の新旧関係一覧表(※1・2)

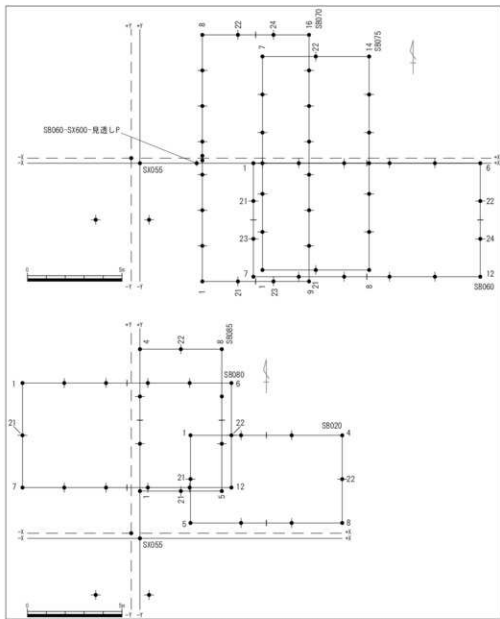


※1 第264次調査出土遺構

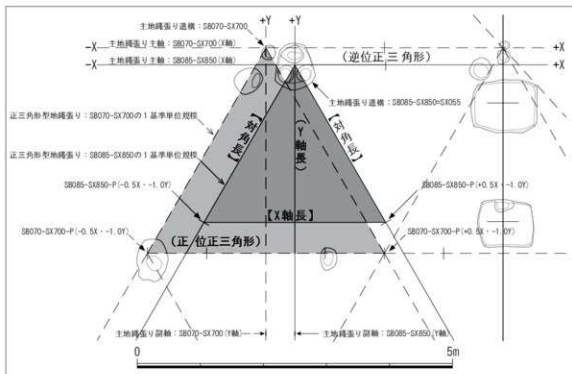
○SX055・SB085、●SB075、◆SE050・SB060、◇SB080、△SB020

※2 第265次調査出土遺構

◆SB025・SB035、◇SB001・SB040、△SB045・SB055、▽SB065



建物規模・柱穴模式図 (S=1/200)



諸概念略図 (S=1/60)

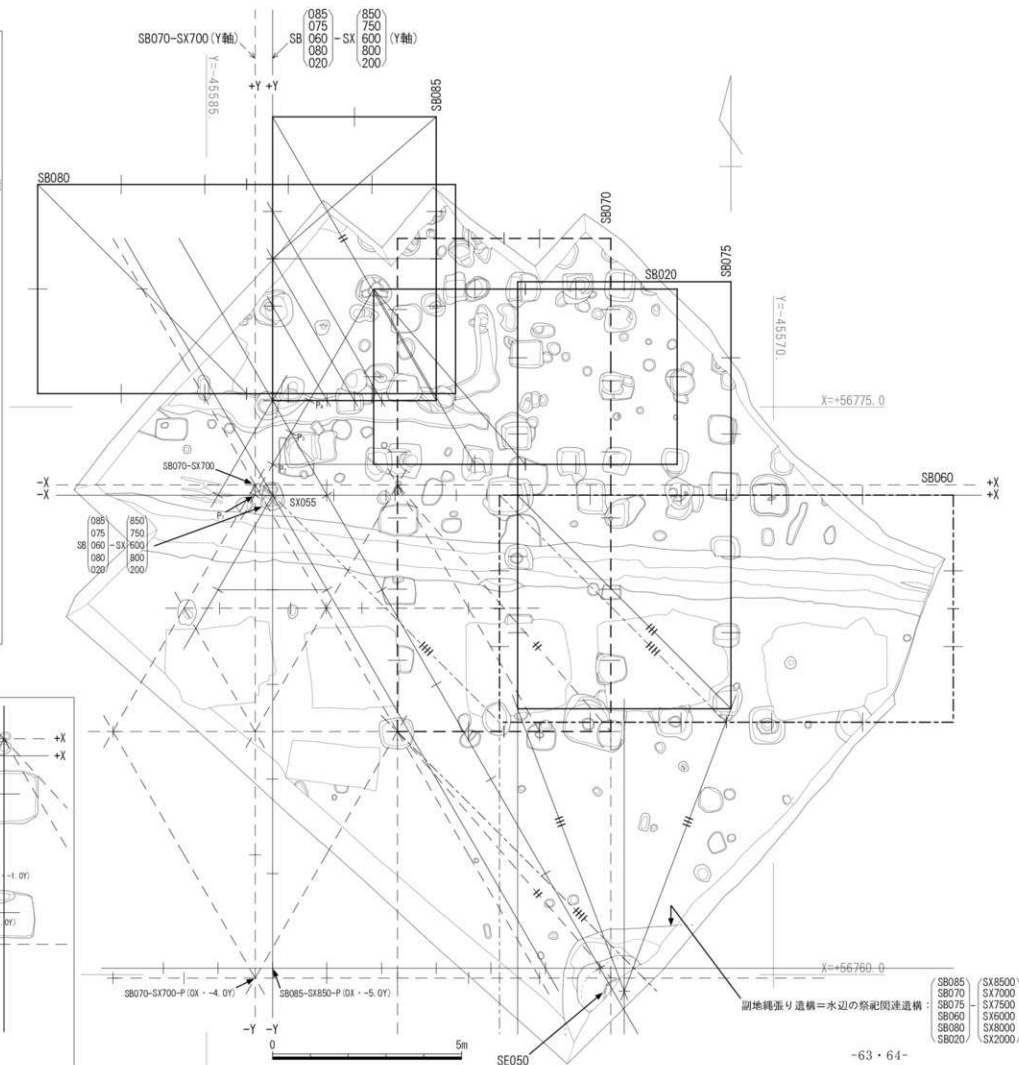


fig. 39 第264次出土遺構の地帯張り相関<予察>図 (S=1/100)

第6章 まとめ

(1) 建物の変遷と性格について

a. 建物の変遷

今回の調査では奈良時代の掘立柱建物を6棟確認した。柱穴の切り合い関係や、出土遺物から築造順を見ていくと、一番古い建物は264SB085で2間×2間以上の南北棟建物である。これに続く建物は、264SB070で3間×7間の南北棟建物、264SB075は2間×6間の南北棟建物である。この3棟に関してはともに8世紀第2四半紀築造の建物で、柱穴の出土遺物の形態などからは明確な時期差は認められない。続いて8世紀第3四半紀段階になるとまず3間×4間以上の東西棟建物264SB060が建てられている。これに後続するのが264SB080で2間以上×3間以上の建物である。おそらく東西棟の建物だと考えられる。そして最後に建てられたのが264SB020で2間×3間の東西棟建物である。この3棟に関しては264SB060と264SB080の柱穴からの出土遺物は奈良時代後半の遺物に奈良時代前半の遺物が半々の割合で混じっているが、264SB020に関しては奈良時代後半の遺物が混入している割合が高い。各柱穴からの出土遺物と建物の配置状況、遺構の切り合い関係から考察すると、264SB060と264SB080に関しては、同時期に建っていた可能性が考えられるが、他に建物に関しては共存しておらず、約50年間の間に4～5回にわたる建物の建て替えが行われたことになる。

建物群の特徴としては築造時期によって違いが数点認められる。まず建物棟であるが8世紀第2四半紀築造の建物は南北棟であり、これに対し8世紀第3四半紀築造の建物は東西棟に変わるが、8世紀第2四半紀築造の建物の桁行軸と8世紀第3四半紀築造の建物の梁行軸はともにほぼ真北方向に向いている。また柱穴の掘り方であるが、前者の掘立柱建物の柱穴はほとんどが平面方形プランを呈しているのに対し、後者の柱穴の掘り方は平面方形プランと平面円形プランが混在し、築造時期が新しくなるにつれて、築造時の柱穴の掘り方が雑になり、統一性がなくなっているように思われる。建物の総面積は、面積を算出できるもので、264SB070が65.02㎡、264SB075が60.17㎡、264SB020が36.00㎡と、築造時期が新しくなるにつれて、徐々に規模が小さくなる傾向が見受けられる。根石の有無や修理痕跡等については時期的な違いは認められない。

b. 建物群の性格

では、今回調査で確認した建物群は官衙的な建物群であるのか、もしくは居住区的な建物群であるのかという点について、遺跡の立地条件・建物遺構の状況・出土遺物・文献資料の4点から検討してみる。

まず最初に立地条件から考察していくと、今回の調査地点は鏡山猛犬坊案（fig. 2参照）の右郭三・四条七坊の条坊北西部に位置し、大宰府府庁城から西へ約500m離れた地点である。石松好雄氏が政庁周辺の発掘調査成果から推定した大宰府府庁一帯の官衙域「大宰府府庁城」からも300m程度西に外れている（石松、1983）。鏡山条坊案の左郭二～四条、五～七坊には、三方四町の範囲を占地している「府の大寺」観世音寺があり、府庁城の東側に面している。府庁城の西側にこの三方四町の範囲を入れると、調査地点はその範囲内に納まり、観世音寺と調査地点の両者の位置関係は府庁城を挟んで左右対称になっている。今回の調査地点の南側約30mには大宰府府庁と京を結ぶ西海道で、水城東門を経由する大宰府東官道が北西方向から南東方向に向かって走っていると推測されており（山村、1993）、周辺に府庁城や国分寺、国分尼寺などが所在しており、条坊の北玄関口として、交通の要所でもあったと考えられる。

次に建物遺構の状況について、まず規模で考えると今回検出した側柱建物群は、石松氏が推定した「大宰府府庁城」の西・南西側の「藏司」・「不丁官衙」地区で検出された同時期の側柱建物群の規模に類似

しており、大宰府条坊跡第200次調査報告書（筑紫野市教委、2003）に記載されている筑紫野市内の条坊居住域で確認された側柱建物群の規模と比べると明らかに大きい。未報告であるが本調査地点の約200m北側にある大宰府条坊跡第190次調査（fig. 2参照）では、主に8世紀前半築造の建物7棟が確認され、2間×5間以上の建物3棟と2間×4間の建物2棟が確認されている。建物の柱穴掘り方の規模が大きく、大宰府政庁一帯の官衙と似たような造りをしているが、この第190次調査地点も第264次調査同様に府庁官衙区域の外に位置している。令の規定内の「營繕令」には、役所などの国家・官衙的建造物の造営や修理に関しては太政官に申告するという内容のものがある（井上・関、1994）。今回の調査では建物を短期間に何回も建て替えたり、修理を行っている痕跡が認められる状況から、府庁官衙区域の建物とはいえ建物の費用面や管理面においても上記の「營繕令」と関連深いものであろう。また柱穴の掘り方については、平面正方形プランのものが多く、規模も径約90cm（3尺）前後のものが多く、この点についても大宰府府庁域で確認される建物と類似している。

出土遺物については九州歴史資料館の小田和利氏が官衙遺跡判定の判断基準になる出土遺物として「特殊遺物」という用語を用いているが、これには「製塩土器」・「輸入陶磁器」・「国産陶器」・「木簡や墨書土器などの文字記載遺物」・「石帯や銅鈎帯などの装身具」・「鞆羽口・鉄滓などの鉄製品生産に関する遺物」などが含まれている（小田、1996）。条坊居住域でも特殊遺物は出土するが、府庁の官衙域と比較すると出土量は少ない。今回の出土遺物を見てみると墨書土器や製塩土器・銅銭12枚出土しており、調査面積の問題もあるが、一定量の特殊遺物が出土している。

最後に文献資料から考察してみる。今回の調査では、建物が約50年間という短期間で4～5回にわたって建て替えが行われ、また部分的に修理が行われた痕跡も確認している。その原因の一つとして災害による被害が考えられ、このことは文献資料「続日本紀」の中に記録として残っている（竹内、1964）。天平寶（宝）字3（759）年には「八月二十九日 大宰府官舎及び百姓の家、大風により破壊す」、また寶（宝）亀元（770）年には「正月二十一日 大宰府管内大風により、官舎及び百姓の舎一千三十餘を破壊す、仍て被損の百姓を賜給す」という内容の記録があり、災害による被害で建物が崩壊し、再度建て直しを行っている様子が窺える。

これらの条件から総合的に考えると、官衙的な性格の強い建物であると考えられるが、どのような性格を持っていた官衙施設であろうか。周辺の遺跡の状況から考察してみると、まず第一として、軍団の施設が考えられる。明治33（1899）年に本調査地点から東方100m地点にある水城小学校では、校舎新築中に「遠賀團印」の銅印が発見されている。また昭和2（1927）年には本調査地点から北東約500m離れた地点で農作業中に「御笠團印」の銅印が発見されている。軍団の設置は令制の「軍防令」で定められているが、弘仁4（813）年の太政官符に「応に諸国兵士を減ずべき事（中略）筑前国四千人 団四 二千人を減じて二千人と定む 団別五百人」とあり、律令制下の筑前国に4軍団が置かれていたことがわかっている（松川、1998）。現在において2つの銅印が出土したことにより御笠軍団と遠賀軍団の存在が判明している。また南周辺には大宰府政庁と京を結ぶ大宰府東官道が走ると推測されることから、交通の要所になっていたと想定され、その近辺の守衛として軍団施設が置かれていた可能性も考えられる。しかし武器関連の遺物が全く認められなかったため、軍団施設の可能性は低いと考えられる。

第二に工房的な性格が考えられる。調査地点と大宰府政庁・蔵司地区の間に所在する来木地区では、7世紀末～9世紀初頭にかけての建物群を検出した。遺構からは鞆羽口やトリべが出土しており（九歴、1997）、鞆羽口には銅（非鉄金属）の熔解に使用された痕跡が認められている。大宰府には器物・建物など製作や营造を司る「匠司」、兵器の製作や修理を司る「修理器仗所」などの鍛造工房をもったと考

えられる役所が存在したことは文献上で知られており、調査担当者は建物群と出土遺物の関係からこの地域が官営工房と何らかの関係があったのではないかと示唆している。しかし、本調査の出土遺物としては条坊道路側溝 264SD005 などから鉄滓片がわずかに出土しているのみなので、直接的な関連はないものと考えられる。

最後に第二と関連するものであるが、役人の官舎等の可能性が考えられる。「養老職員令」などの諸記録から、官人の政務や育成・調庸の出納事務や防人・軍馬の管理、官営工房の運営管理などそれぞれの職掌機能をもった18の「所」・「司」が大宰府政庁の周辺に配置されていたと想定されている（竹内、1956）。「政所」・「公文所」・「大帳所」・「蔵司」・「防人司」・「警固所」・「大野城司」・「蕃客所」・「主厨所」・「主船司」・「匠司」・「修理器仗所」・「薬司」・「貢上染物所」・「作紙所」・「兵馬所」・「貢物所」・「学校院」の18の役所が記録に残っており、そのうち「蔵司」・「学校院」・「匠司」・「警固所」・「主船司」などは現在残る小字名などから所在位置が判明している。本調査の建物規模や特殊遺物の内容などから、どの「所」・「司」が所在していたのかは判断できないが、特に大宰府の8世紀前半は、律令体制下において条坊内の整備が活発に行われる時期で、そのような整備に係った役人等の官舎や上級官人の家宅などがこの周辺に存在していた可能性が考えられる。

以上の考察から建物群に関しては官衙的な施設であると想定できるが、調査面積の広さや近辺の調査事例が少ないこと、特殊遺物に特異な傾向が見受けられないことなどから、これ以上の推測は困難であり、今後の発掘調査成果に判断を委ねたいと思う。

(2) 264SX055 について

264SX055 は甕の形態や銅銭「和同開珎」が出土していることから8世紀前半の遺構であると考えられる。遺構の性格については、第5章で馬田氏の考察では建物群の建物設計基準としての遺構と指摘されているが、さらに地鎮遺構としての性格も持っていた可能性が考えられる。従来大宰府条坊内で確認されている10数例の地鎮遺構については掘立柱建物跡や門跡の周辺で検出されていることから、建物築造時に関わる祭祀遺構と考えられる。ここでは264SX055の上部構造についての考察と、福岡県宮若市で確認されている264SX055と同じ形態の遺構の類別について紹介したい。

264SX055 は馬田氏の予察では建物5棟に対し、1～2四半紀といった長期にわたる建物築造の設計基準遺構になっていると指摘されている。そのためにその地点に長期にわたる基準点を設けなければならず、推定ではあるが264SX055の上部構造としてマウンドや、平面上で甕3体の中心に標石を置いたり、基準杭などを打ち込んだりしていた可能性が考えられる。しかし、重機による表土剥ぎ時に甕の口縁部を検出し、調査時に平面の遺構検出を行ったが、木痕等のプランは確認できなかった。

264SX055と同じく甕3点が直立した状態で出土している遺構に関しては、福岡県宮若市の三月田遺跡（宮若市教委、1998）の例がある。遺跡は河川と丘陵に挟まれたわずかな平坦面にあり、主要な遺構として奈良時代の掘立柱建物11棟と祭祀土坑1基が確認されている。そのうち建物7棟が「コ」の字型に配置されており、この建物群の中央から地鎮遺構が確認されている。地鎮遺構に関しては平面不整形楕円形プランを呈し、長軸0.7m、短軸0.6m、深さ0.2mを測る。北側に須恵器皿を蓋として用いた甕1点、南側には須恵器蓋を被せている小甕2点が直立した状態で確認されており、甕の形態から遺構は8世紀前半～中頃の時期が考えられている。ほかに出土遺物は見られないが、甕の配置や直立した状況は本調査区で確認したものと同じである。調査担当者はこの土坑の検出地点から掘立柱建物の建設に伴う鎮境遺構と推測している（註1）。現段階では設計基準に関して論述されていないが、再検討を要する遺跡である。

(3) 掘立柱建物と基石との関係について

今回の調査では計34点の基石が出土しており、その中でも特に264SB020と264SB060の各柱穴から集中して出土している。ともに8世紀第3四半紀築造の建物で264SB060からは柱穴6基から基石9点が出土し、264SB020の柱穴6基から基石8点が出土している。出土した基石の特徴は石英製、もしくは石英を含む蛇紋岩製で、使用等による摩耗痕は特に観察できず、状態も良好なものが多い。検出時に出土しているものもあるが、多くが掘り方の埋土中から出土していることから、建物築造時に人為的に混入したものと考えられる。今回建物の設計基準とともに地鎮遺構の性格を持っていたと考えられる264SX055が確認されているが、柱穴に基石を入れる行為も1つの地鎮祭祀の行為痕跡として想定することができる。

(4) 条坊の施工と廃絶および9世紀代の遺構について

掘立柱建物群の造営は8世紀第3四半紀になると264SB020で終了し、続いて8世紀第4四半紀になると掘立柱建物群の柱穴を切る形で、鏡山条坊案の四条路に該当すると考えられる264SF090の道路施工が開始されている。また廃絶時期に関しては側溝の出土遺物から9世紀中葉が考えられる。道路側溝の掘り方に関しては、南側の264SD005が深くしっかり掘られているのに対し、北側の264SD010は浅くかつ雑に掘られている。このことから南側の溝を基準として道路施工を行ったようである。8世紀第4四半紀以降の周辺状況であるが、第264次調査では264SF090の北側に平安時代前期の柵列1条を検出し、北隣りの第265次調査では平安時代中期の2間×1間以上の掘立柱建物を確認したのみである。この地域では8世紀第2四半紀から第3四半紀にかけては掘立柱建物が頻繁に建て替えられているが、8世紀第4四半紀以降に関しては条路の整備は行われるが、それに伴うような建物の建設や土地開発の様相はあまり認められず、条坊施工を境に周辺の状況が一変している。

(5) 成果と課題

今回の調査では、報告例の少ない大宰府政庁西域において新たな調査事例を追加することが出来た。その中でも最大の成果は、九州歴史資料館の馬田氏に指摘していただいた264SX055と掘立柱建物群との関係で従来地鎮遺構と考えられていた遺構が、建物の設計基準に用いられていたという事柄を検証できた点である。これまでの大宰府条坊内の調査では奈良時代の地鎮祭祀と考えられる遺構が10数例ほど確認されており、遺構の性格としては遺構が建物の周辺で検出されている頻例が多く、建物築造時の地鎮祭祀に伴うものとして報告しているものが多い。また出土地点をみると、大宰府政庁中門・南門、観世音寺・政庁南周辺域や、比較的大型の掘立柱建物を検出している条坊北部で確認されている例が多いようである。さらに馬田氏の案では、今回検出した井戸の配置に関しても建物設計の関連性を指摘されており画期的であった。大宰府条坊跡第264次調査は全国的に奈良時代の建物設定基準遺構を発見した初例の遺跡であり、建物設計の問題を含め、短期間にわたる建物の建て替えや建物の修理状況の確認など、建物復元において学術的に貴重な遺跡であるといえる。

今後の課題であるが、今日まで大宰府条坊内の発掘調査で地鎮と考えられる祭祀遺構が確認された遺跡については、周辺の建物配置や柱穴の位置・周辺遺構状況を踏まえた上で、建物の設計に関して再検討を行う必要があると思う。都市集落の研究において建物の規模や構成・変遷・周辺遺構からの特殊遺物の内容や出土量などが注目されているが、大宰府の都市形成・建物復元を考える上で、建物設計に関する問題も重要であると考えられる。

<注1>宮若市教育委員会の清水龍行氏・舌間悟氏より、調査所見についてご教示いただいた。記して深謝いたします。

【参考文献】

- 竹内理三「大宰府政所考」『史観』第71輯 1956年
 渡辺正気「和銅銭副押の一藏骨器」『九州考古学』第1号 九州考古学会 1957年
 竹内理三「大宰府・太宰府天満宮史料 卷一」太宰府天満宮 1964年
 石松好雄「大宰府府庁城考」『大宰府古文化論叢』上巻 吉川弘文館 1983年
 山村信榮「大宰府周辺の古代官道」『九州考古学』第63号 九州考古学会 1993年
 井上光貞・関見他「律令」『日本思想大系（新装版）』岩波文庫 1994年
 小田和利「製塩土器から見た律令期集落の様相」『九州歴史資料館研究論集』21 1996年
 九州歴史資料館「大宰府史跡—平成8年度発掘調査概報」1997年
 松川博一「大宰府の軍制—大宰府の守衛体制を中心に—」『都府楼』二十五 1998年
 宮若市教育委員会「原田遺跡群 概報」若宮市文化財調査報告書第14集 1998年
 筑紫野市教育委員会「大宰府桑坊跡第200次発掘調査 筑紫野市文化財調査報告書第75集」2003年

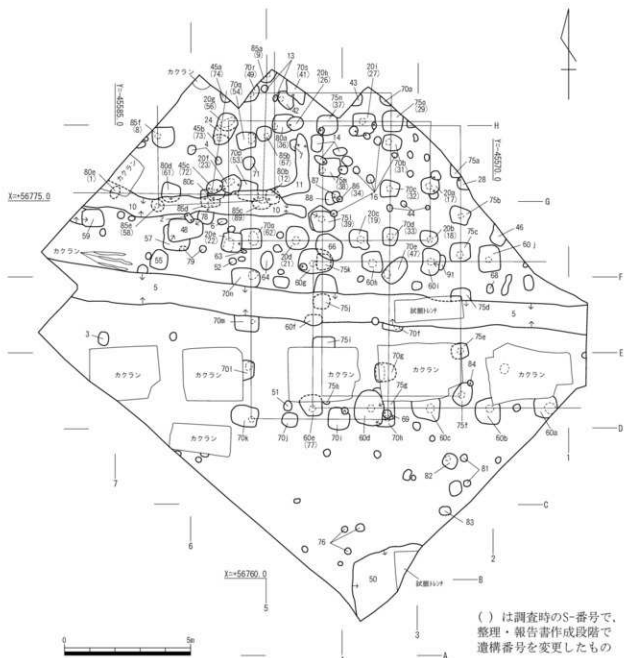


Fig. 40 大宰府桑坊跡第264次調査遺構配置図 (S = 1/150)

大宰府条坊第264次調査 遺構番号台帳(1)

5-番号	遺構番号	遺構種類	特筆事項	埋土状況 (古→新)	前後関係 (古→新)	相関	相対位置
1	264006a	独立柱礎物の柱穴			1 (80a) → 2		G7
2		小穴		相見色土	10 → 48 → 2		H6
3		小穴		埋見色土		奈良中～	F7
4		小穴群		相見色土		奈良	G5
5	264005	溝	264005bに付る基柱遺跡跡地で、東西方向に流れる。	埋見色土上→埋見色土 →埋見色土上→灰褐色土	40f → 70f → 70a → 70b → 70c → 70d →5	灰帯40f中紀層上～ 灰帯70f (40f) 埋土	E7(中)
6		小穴		相見色土		古瓦	F5
7	264007	小穴		相見色土	7 → 11	奈良	G4
8	264008d	独立柱礎物の柱穴		灰褐色土 (埋り方) → 柱礎 →埋見色土 (埋込時)		奈良	G6
9	264008e	独立柱礎物の柱穴		埋見色土 (埋込時)		～奈良中	H1
10	264009	溝	264009bに付る基柱遺跡跡地で、264009dに付て東西方向に流れる。	褐色土→灰褐色土	11 → 70g → 80b → a → 85c → a → 10	灰帯40f中紀層上～ 灰帯70f (40f)	F6(中)
11	264011	溝		相見色土→埋見色土	7 → 80b → 11 → 10	奈良中	G4
12	264008b	独立柱礎物の柱穴		相見色土 (埋り方)	85c → 12 (80b) → 11 → 10	奈良中	G4
13		小穴群		相見色土		奈良	G5
14		小穴群		相見色土	75a → 14	灰帯70f	G5
15	穴蓋						
16		小穴群		相見色土	75f → 16	奈良	G5
17	264002b	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良中～	G2
18	264002a	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		古瓦	F2
19	264002c	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良中～	F3
20	264002d	独立柱礎物	2階以上の東西棟相建建物。建物群の中では一番新しい。柱穴6基から葦石5点が出土。	埋見色土上 (埋込時)	70a → 70b → 80a → 80c → 20 → 10 → 45c	灰帯40f中紀層上～ 埋土	F5他
21	264002f	独立柱礎物の柱穴		埋見色土 (柱跡まきり痕) →埋見色土上 (埋込時)		奈良中～	F4
22	264002e	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)	70a → 22 (20a)	奈良中～	F5
23	264002g	独立柱礎物の柱穴	柱の埋没状況有り。礎石で基礎認め。	埋見色土上 (埋込時)	70g → 80c → 23 (20f) → 45c → 10	奈良中～	G5
24	264004b	独立柱礎物の柱穴	3000gと2500g埋込時の埋土で、切り合いの跡味を3000g埋込色土 (埋込時) に認め。	埋見色土上 (埋込時)		奈良	G5
25	穴蓋						
26	264002b	独立柱礎物の柱穴	瓦片・礎石で基礎認め。	埋見色土上 (埋込時)	80a → 26 (20a)	奈良中～	H1
27	264002b	独立柱礎物の柱穴	2階にわたる柱の埋没状況有り。	埋見色土上 (埋込時)			H3
28	264002b	小穴	瓦片・礎石で基礎認め。	相見色土	75a → 28	灰帯70f	G2
29	264007e	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良	H3
30	穴蓋						
31	264007b	独立柱礎物の柱穴	礎石で基礎認め。	埋見色土上 (埋込時)		奈良	G5
32	264007b	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良	G5
33	264007a	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良	F7
34		小穴群		埋見色土上	58 → 47 → 46 (24)		G4
35	穴蓋						
36	264008a	独立柱礎物の柱穴		灰褐色土 (埋り方) → 柱礎 →埋見色土上 (埋込時)	35 (80a) → 28b	奈良中～	H4
37	264007d	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良	H4
38	264007c	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)	38 (75a) → 14	奈良	G4
39	264007f	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)	20 (75f) → 10	奈良中	F4
40	穴蓋						
41	264007a	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)	43 → 41 (70f)	奈良中	H4
42	264004d	柱穴	どの建物にも残っていない。北の調査区外に属する建物の柱穴の可能性ある。	埋見色土 (埋り方) →埋見色土上 (柱跡まきり痕) →埋見色土上 (埋込時)	42 → 70f	奈良前半～	H4
43		小穴	埋り方の相違、跡きなどから柱穴の可能性ある。	埋見色土 (埋り方) →埋見色土上 (埋込時)		奈良中	H3
44		小穴群		相見色土		奈良	G3
45	264004b	溝	2階台を標記。	相見色土 (埋り方) → 柱礎 →灰褐色土上 (埋込時)	20f → 80a → 45	灰帯70f (40f) 埋土	F2他
46		小穴		相見色土		奈良	F1
47	264007a	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良	F3
48	264004b	土坑		埋見色土上→埋見色土上	57 → 78 → 48 → 2	奈良前半～	H5
49	264007b	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良	F3
50	264005b	溝	スロアの瓦片を割り置いた井戸を使用。	灰褐色土 (ウラシガ) →埋見色土上 (井戸内面) →灰褐色土上 (井戸外縁) →黄土		奈良中～ 奈良前半～	H5
51		小穴		相見色土		奈良	H4
52		小穴		相見色土		奈良	F5
53	264007b	独立柱礎物の柱穴	柱の埋没状況有り。礎石で基礎認め。	埋見色土上 (埋込時)	65c → G5 (70g) → 10 → 20f	奈良	G5
54	264007b	独立柱礎物の柱穴	礎石で基礎認め。	埋見色土上 (埋込時)		奈良	G5
55	264005c	地盤遺構	御料付第1点・第2点・小倉点・御殿12點他 (全6か所)埋込層7階) 出土。独立柱礎物を含む厚の地盤遺構で、葦石層等にもなっている。	灰褐色土上 (埋り方) →埋見色土上 (柱跡まきり痕) →灰褐色土上 (埋込時)	70a → 75a → 91 → 40 → 5 → 94b	灰帯40f中紀層上～ 埋土	F7
56	264002a	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)		奈良	H5
57	たまり			埋見色土上	57 → 48		H6
58	264008c	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)	38 (85a) → 10	奈良	G6
59		柱穴		埋見色土上		奈良	F7
60	264008d	独立柱礎物	3階×4階以上の東西棟相建建物。柱穴2基より柱礎出土。柱穴6基より葦石5点出土。	相見色土 (埋り方) →埋見色土上 (柱跡まきり痕) →灰褐色土上 (埋込時)	61 (80a) → 10	奈良	G6
61	264008d	独立柱礎物の柱穴		埋見色土上 (埋込時)	61 (80a) → 10	奈良	G6
62	264007a	独立柱礎物の柱穴	溝・瓦片で基礎認め。	埋見色土上 (埋込時)	62 (70a) → 20a	奈良	F5
63		小穴		相見色土		奈良	F5
64		小穴		相見色土		奈良中～	F4
65	穴蓋						
66	264006b	土坑		埋見色土上	66a → 66	～奈良後半	F4
67	264008e	独立柱礎物の柱穴	柱の埋没きより葦石を使用。	埋見色土上 (埋込時)		奈良	G5
68		小穴		灰褐色土埋土			F2
69		小穴		相見色土	70a → 75a → 69		H3

大宰府桑坊跡第264次調査 遺構番号台帳(2)

5-1番号	遺構番号	遺構種別	特筆事項	環土状況(古→新)	前後関係(古→新)	時期	相応番号
70	2643070	竪立柱建物	2段×7間の南北棟柱建物。70は礎で直しの高さ有り。70b・70c・70d・70e・70fは礎有り。70gは礎無し瓦片で基礎面を行っている。	褐色土上(掘り方) →暗灰色土(柱抜き取り後) →暗赤褐色土(掘出し)	45→70 →5・20b・20f・60d・70g	Ⅱ期200年紀 築造～	80柱
71		小穴		褐色土上		奈良中	65
72	2643074a	横列の柱穴		褐色土上(掘出し)	20f・80c・80d→72(45c)	奈良中	65
73	2643074b	横列の柱穴		暗赤褐色土(掘出し)		奈良中	65
74	2643074a	横列の柱穴		暗赤褐色土(掘出し)			85
75	2643075	竪立柱建物	2段×6間の南北棟柱建物。	褐色土上(掘り方) →暗灰色土(柱抜き取り後) →暗赤褐色土(掘出し)	70b→75→5・60d	Ⅱ期200年紀 築造～	62柱
76		小穴		褐色土上		奈良	84
77	2643096a	竪立柱建物の柱穴		暗赤褐色土(掘出し)		奈良中～	84
78		小穴		褐色土上	78→30+48	奈良前半～	85
79		小穴		褐色土上	79→57	奈良前半～	85
80	2643080	竪立柱建物	2段×3間以上の東西棟柱建物。	褐色土上(掘り方) →柱抜き →暗赤褐色土(掘出し)	45d→80→11・20b→10	Ⅱ期200年紀 築造～	65a柱
81		小穴		褐色土上		奈良	82
82	2643082	柱穴	どの建物にも属さない。南東部の調査区外に位置する建物の柱穴の可能性もある。	褐色土上(掘り方) →柱抜き →暗赤褐色土(掘出し)		奈良	82
83		小穴		褐色土上		奈良	82
84		小穴		褐色土上	75f→84		82
85	2643085	竪立柱建物	2段×2間以上の南北棟柱建物。建物群の中では一番高い建物。	褐色土上(掘り方) →暗灰色土(柱抜き取り後) →暗赤褐色土(掘出し)	45→70b→10・45c・80b・80c	Ⅱ期200年紀 築造～	85a柱
86		小穴		褐色土上	86→87→86	奈良	84
87		小穴		暗赤褐色土	86→87→86	奈良	84
88		小穴		褐色土上	88→87→86	奈良	64
89	2643085c	竪立柱建物の柱穴		暗赤褐色土(掘出し)	89(85c) →70g・80b→10	奈良	65
90	2643090	赤瓦道路	両側に道路幅の2643005・26430010がある。			Ⅱ期400年紀瓦上 築造中(4世紀) 埋蔵	197ライン
91		小穴	26430010の前身の柱穴か?	褐色土上	91→86a)		82

大宰府桑坊跡第264次調査 瓦計測表

5-1

跡種	1q番号	遺物番号	凸面径法(単位)	側面径法	瓦輪成形	全長	拱脚部径長	広瀬部径長	左厚	中央厚	右厚	備考
平瓦	27-29	8-001	跡叩き 19条/3.0cm	82b		36.5+	18.3+	-	3.5	3.5	-	埋蔵。凹面に有目・棟杵痕あり
平瓦	27-30	8-002	跡叩き 19条/3.0cm	82b		23.4+	15.5+	-	3.35	3.4	-	瓦質。凹面に隣接し棟杵あり
平瓦	27-31	8-003	跡叩き 19条/3.0cm	82b		19.3+	-	8.9+	4.4	-	-	瓦質。広瀬部凹面に打ち欠き痕あり
5-5000褐色土												
跡種	1q番号	遺物番号	凸面径法(単位)	側面径法	瓦輪成形	全長	拱脚部径長	広瀬部径長	左厚	中央厚	右厚	備考
平瓦	27-19	8-014	格子叩き			-	-	-	-	1.9	-	埋蔵質
5-1埋蔵褐色土												
跡種	1q番号	遺物番号	凸面径法(単位)	側面径法	瓦輪成形	全長	幅	広瀬部径長	左厚	中央厚	右厚	備考
無文碑	33-29	8-016				19.7+	18.9	-	-	5.8	-	土埋蔵
5-20b												
跡種	1q番号	遺物番号	凸面径法(単位)	側面径法	瓦輪成形	全長	幅長	広瀬部径長	左厚	中央厚	右厚	備考
平瓦	25-73	8-001	跡叩き 19条/3.0cm	82b		14.95+	12.5+	-	-	2.7	-	土埋蔵。凹面に有目・棟杵痕あり
5-1000褐色土												
跡種	1q番号	遺物番号	凸面径法(単位)	側面径法	瓦輪成形	全長	拱脚部径長	広瀬部径長	左厚	中央厚	右厚	備考
平瓦	29-32	8-002	跡叩き 17条/2.0cm	82b		23.5+	12.8+	-	1.6	1.7	-	瓦質。凹面に有目・棟杵痕あり
5-5000褐色土												
跡種	1q番号	遺物番号	凸面径法(単位)	側面径法	瓦輪成形	全長	拱脚部径長	広瀬部径長	左厚	中央厚	右厚	備考
平瓦	30-28	8-006	跡叩き・裏打叩き 19条/3.0cm	82b		35.75+	22.7+	-	1.9	3.1	3.3	瓦質。凹面に有目・平打叩き痕あり
5-5000褐色土												
跡種	1q番号	遺物番号	凸面径法(単位)	側面径法	瓦輪成形	全長	拱脚部径長	広瀬部径長	左厚	中央厚	右厚	備考
軒瓦	31-44	8-010				-	5.2+	-	-	-	-	瓦当に成文・各区内外縁・内区縁等あり
平瓦	31-45	8-014	跡叩き 19条/3.0cm	82b		38.95	-	26.8	3.7	4.4	3.6	瓦質。広瀬部凸面に打ち欠き痕あり

写 真 図 版

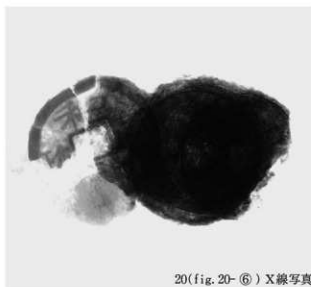
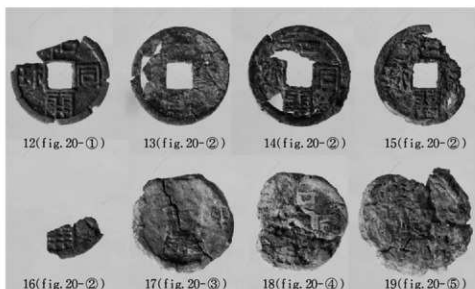
写真はその他、付属の CD-ROM に 153 枚収録しているので、ご参照いただきたい。



調査区全景（上が北）



掘立柱建物群完掘状況（上が北）



報告書抄録

ふりがな	だざいふじょうぼうあと									
書名	大宰府条坊跡 37									
副書名	第264次調査									
シリーズ名	太宰府市の文化財									
シリーズ番号	第101集									
編著者	松浦智 毛利恒彦 中島恒次郎 馬田弘彦 細古飛境研究所 パリノ・サーヴェイ図									
編集機関	太宰府市教育委員会 埋蔵文化財サポートシステム									
所在地	太宰府市教育委員会 埋蔵文化財サポートシステム					福岡県太宰府市観世音寺1丁目1番1号 佐賀県佐賀市新中町1番7号				
発行年月日	2008(平成20)年8月25日									
ふりがな 所収遺跡名	条坊 【熊山推定案】	ふりがな 所在地	コード		座標		調査期間		調査面積 ㎡	調査原因
			市町村	遺跡番号	X	Y	開始	終了		
だざいふじょうぼうあと 大宰府条坊跡 第264次	右郭三・四条七坊	だざいふし 太宰府市 さかもと2ちようめ 坂本2丁目 101-1	402214	210044-264	+56772.00	+45579.00	20060721	20061002	311	共同住宅 建設
所収遺跡名	遺構種別	時代	主要遺構		主要遺物		特記事項			
大宰府条坊跡 第264次	大宰府条坊	奈良 ・ 平安	孤立柱建物 種別 井戸 地鎮遺構 条坊側溝 土坑		須志器 土師器 製塩土器 瓦 基石 壺串 銅鼓		8c代の大形孤立柱建物群と 建物設計の基準となる地鎮遺構 8c後半施工。9c前半築造の 推定四角路			

太宰府市の文化財 第101集
大宰府条坊跡 37
— 第264次調査 —

平成20(2008)年8月25日

発 行 太宰府市教育委員会
〒818-0198 太宰府市観世音寺1-1-1
編集協力 株式会社 埋蔵文化財サポートシステム
〒849-0924 佐賀市新中町1-7
印 刷 九州電算株式会社
〒849-0902 佐賀市久保泉町大字上和泉1848-20